

## ～ 特 集 ～

### 第5回法整備支援連絡会

(平成16年1月23日開催)

国際協力部教官 山下輝年

#### 1 はじめに

法整備支援連絡会は、1999年度に第1回を開催したことに始まり、今回で5回目となります。毎年度1回のペースで着実に開催してきたわけで、第1回の際には、このように毎年続くとは考えていなかったというのが正直なところだったのです。当初は関係各機関の情報共有が目的でしたが、そのうち法整備支援の在り方、基本方針、戦略を考え、議論する場へと変遷してきました。

このわずか4年の間における法整備支援を取り巻く状況は大きく変わってきました。例えば、政府開発援助（ODA）大綱は改定され、JICAは国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構に模様替えし、法務総合研究所においても国際協力部が新設され、大阪に移転しました。法整備支援の対象国も法分野も増えてきています。

そのような変化の中にあって、法整備支援連絡会で戦略を考え議論してきたと言っても、年1回の会合では目に見えるような進歩は期待できないのが実情です。それでも、アジア諸国を中心にして法整備支援に関係している者が一堂に会して、情報交換し、人の輪を広げ、新たな知恵を生み出していくことは重要であると考えられます。法整備支援の在り方については、それぞれの想いがあると思いますが、まずは法整備支援連絡会の背景や経緯を御存知ない方のために、簡単に振り返ってみます。

#### 2 法整備支援連絡会の歩み

これまでの開催年月日と開催場所を一覧すると

|     |       |        |                |
|-----|-------|--------|----------------|
| 第1回 | 平成12年 | 1月12日  | 法務省大会議室（霞が関）   |
| 第2回 | 平成12年 | 10月11日 | 国際協力総合研修所（市ヶ谷） |
| 第3回 | 平成13年 | 9月13日  | 法務省浦安総合センター    |
| 第4回 | 平成15年 | 1月15日  | 国際協力部国際会議室（大阪） |
| 第5回 | 平成16年 | 1月23日  | 国際協力部国際会議室（大阪） |

となりますが、いずれの回においても、三ヶ月章法務省特別顧問に「総括」又は「所感」をお願いしてきました。

今回の「所感」において（本誌連絡会議事録45頁以下参照）、本会の歴史と発展が簡単に触れられていますが、そこでは、第1回が法務省の「地下室」で、関係機関が報告して顔合わせした程度で議事録もないように紹介されています。これは、いわば冗談交じりの表現であり、今回を引き立たせるための表現でして、実際には、地下室と言いましても、地下1階

にある法務省随一の大会議室であり、100名弱の関係者が集まったのです。当時の案内状には、法整備支援に関与している国内諸機関の連絡強調を密にするために気軽に情報交換ができる場を設けたいという要望が寄せられ、情報交換の場として企画したという内容が記載されています。それぞれが独自に行っていた法整備支援の関係者が一堂に会したところで、様々な活動報告がなされたことは、第一歩としては意義深いものだったのです。

第2回は、JICA 主導で法務省が共催となって開催されました。当時は、ベトナム法整備支援が第2期を迎えた直後で、長期派遣専門家も1名から3名に増え、カンボジア民法・民事訴訟法の起草支援も本格化した時期だったのです。折しも、世界銀行(WB)が米国ワシントン州で法整備支援に関する会議を開催し、これに日本の法整備支援関係者も参加したのです。日本としても法整備支援の基本方針、あるいは戦略と言ってもよいのですが、方向性を定めなければならないという意識が持たれ始めた時期でした。その議論の皮切りになったのが第2回であり、JICA が主催すべき内容のものだったのです。

第3回は、前年に引き続いて世界銀行がロシア・ペテルスブルグで法整備支援に関する会議を主催したほか、法務総合研究所に国際協力部が新設された年でもあり、法務省主導でJICA が共催となって開催されました。以後、この形式が続くこととなります。世界銀行の会議では、JICA 調査団名で「Basic Policy for Legal Assistance of Japan」を作成して提出し、日本の法整備支援関係者が多数出席してパネリストあるいは参加者として積極的に発言したのです。この第3回からその議事録を国際協力部発行の「ICD NEWS」に掲載するようになりました。協議した内容は、第2回とほぼ同様ですが、その詳細については、本誌創刊号(2002年1月号)を参照してください。

第4回から、国際協力部が移転した大阪中之島合同庁舎の国際会議室で開催するようになりました。それまでとは趣を異にし、ベトナムのグエン・ディン・ロック前司法大臣を招いたほか、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタンに派遣された長期専門家のパネル・ディスカッションや報告がなされたのです。そして、何より、カンボジアの民法・民事訴訟法の草案を引き渡す時期でもあり、日本の法整備支援が充実し、一つの成果を上げるとともに、転機を迎えた時期だったのです(内容は本誌第9号参照)。

### 3 本会(第5回)について

さて、今回の第5回は、平成15年10月1日に新生JICA が誕生して間もない時期に開催されました。もちろん、日本の法整備支援も拡大してきており、できるだけ国内の様々な動きに関する情報を共有し、国内外の機関同士の協調を念頭に置きつつ、今後の支援の在り方の参考にする目的で開催されたのです。

その趣旨は第1回に似ておりますが、テレビ会議システムを利用してアジア開発銀行(ADB)との意見交換を採り入れるなど、内容も豊富で、かつ、充実しております。正確なプログラムは17頁を参照していただくこととして、私なりに簡単に表題をつければ、以下のとおりとなります。

- ・国際協力部の貢献 — 田内正宏国際協力部長(本誌連絡会議事録1頁以下)
- ・新生 JICA の方針 — 佐藤幹治 JICA アジア第1部長(2頁以下)
- ・カンボジアでのドナー間調整 — 竹下守夫一橋大学名誉教授(3頁以下)
- ・ADB の活動 — ADB マニラ本部幹部(9頁以下)
- ・ラオスの司法改革 — ラオス最高人民裁判所副長官(13頁以下)
- ・インドネシア支援の現状 — 平石努弁護士(16頁以下)
- ・国内外の法整備支援の特徴 — 森寫昭夫名古屋大学名誉教授(19頁以下)
- ・機械翻訳システムの研究 — 松浦好治名古屋大学教授(24頁以下)
- ・APEC 諸国の債権回収の研究 — 北川俊光関西大学教授(27頁以下)
- ・中国に対する協力の可能性 — 布井千博一橋大学教授(30頁以下)

参加者の中で質疑応答が活発になされ、例えば、星野英一東京大学名誉教授からは、法整備支援に携わる者の基本的な心構えについて言及がなされました(34頁以下)。また、鈴木康二立命館アジア太平洋大学教授からは、日本が貢献できることとして、個人をも対象にした民事再生法をアジア諸国に提案するのはどうであろうかという具体的な提案もなされたのです(36頁以下)。

なお、質疑応答の司会進行役の私が最後に、森寫名誉教授の発言を受けて、「ドナー間調整は不必要で、それぞれが主張すれば交渉のきっかけができ、そして調整ができる」とまとめました。これは、文字になると過激ではありますが、会場でやり取りした方は分かっているように、ドナー間調整は要らないという点に力点があるのではありません。むしろ、ドナーは各自の方針・戦略に基づいて支援しているのであって、その真意は日本の法整備支援も確固たる方針・戦略を立てるのが先決であるという点にあります。これを強調するために、逆にそのような表現になったものですから、老婆心ながら、この点を付け加えておきたいと思えます。

#### 4 援助の在り方・戦略を考えるに当たって

既に2回目から法整備支援の戦略の話を始めながら、堂々巡りの議論のようで、なかなか確たるものにたどり着けない気がします。逆に言えば、それほど困難なものなのかもしれません。

もともと、日本の法整備支援の戦略を考える上で、最近、考慮に入れなければならないことがあります。それは、説明責任や成果主義という点です。これはあらゆる分野に浸透しているようですが、援助の世界もその例外ではありません。あるいは国益という言葉も登場しております。一方で、自立性、主体性を重んじ、持続的発展が可能になるようにするのが、援助の基本とされており、政府開発援助もこれを重要視しております。

いずれも重要なことではありますが、時として両者が矛盾する場面があると感ずることがあります。説明責任や成果主義が、それが目に見える形で、かつ、3年から5年という期間で求められることになると、やはり援助に携わる者は相手の置かれた状況よりも、国内向けの説明や責任を気にすることになりがちです。その結果、自立性・主体性・持続的発展と

いう観点がおろそかになることがあるように感じるからです。もちろん、両者が両立するようなプロジェクトを立てればよいのですが、なかなか至難の業です。

本報告の機会に個人的意見を述べたいと思います。実は、形は違えども、日本に賞賛されるべき援助の成功事例が幾多もあるのですが、その中の一つとして二宮尊徳（金次郎）の例を思い出します。要約すると、尊徳は、小田原藩主から荒地の再興を頼まれますが何回も断ります。断りきれないと分かると、自ら荒地地に出向いて数か月間、荒地地の村民と過ごし、土質、排水、設備、そして村民の日常生活、態度まで調べあげます。そして、次のように言います。

仁術を施せば豊かな暮らしに戻すことができます。

そのためには、藩主は金銭を貸し付けないでください。税を免除しないでください。金銭的援助は断ち切るのです。金銭的援助は貪欲と怠惰、そして争いを引き起こします。

荒地地は荒地地自身が持つ力によって開発されなければならず、貧困は自力で立ち直らせなくてはなりません。

ただし、藩主は一定量だけ年貢として納めさせ、それ以上は求めないでください。村民の生活に一定割合を使わせ、余った分は残りの耕地を開墾する資金として使わせてください。それが私の言う仁術です。自分自身の努力、慈愛、勤勉、自助で生活が徐々に向上することを知れば、10年で見違えるように再興できます。

昔聞いた話なので、正確かどうかは分かりませんが、大筋は間違いのないと言えます。仮に、藩主が日本（又は JICA）なら、JICA 又は法整備支援関係者は尊徳の立場でしょうし、荒地地は援助対象国で、村民はその国民になぞらえることができます。すると、十分な調査の必要性、村民と共に苦勞する重要性（JICA 緒方貞子理事長の「遠隔操作は援助ではない」に通じる）、自助努力の重要性、明確なビジョンの必要性、そして短期的な成果ではなく、長期的視野の重要性などなど、この話のすべてが法整備支援に当てはまると思います。現実に異なるのは、藩主、尊徳、村民の登場人物の力量と精神かもしれません。あるいは、他のドナーがいるという点の差が大きいのかもかもしれません。

もちろん、時代も違えば、環境も人も違います。まして国民性も言語も違います。他のドナーのやり方も違います。金銭的援助を断っては何も進まないかもしれません。現代の援助は、きれい事ばかりでは進まないのも十分承知しております。しかし、援助する側される側の全員が金銭的動機でしか動かないわけではないでしょう。戦略やプロジェクトを考える上で、どこか頭の隅に入れておきたい話であり、そのような方向に一步でも進めばよいと感じる次第です。

|             |                                    |       |
|-------------|------------------------------------|-------|
| 11:00~11:20 | 開会あいさつ                             |       |
|             | 田内正宏 法務総合研究所国際協力部長                 | …… 1  |
|             | 佐藤幹治 国際協力機構 (JICA) アジア第一部長         | …… 2  |
| 11:20~12:00 | 基調講演                               |       |
|             | 「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」               |       |
|             | 竹下守夫 駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授             | …… 3  |
| 12:00~12:30 | 基調報告                               |       |
|             | 「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」    |       |
|             | アーサー M. ミッチェル アジア開発銀行 (ADB) 法務局長   |       |
|             | ハミッド L. シャリフ 同副局長 (法整備支援担当)        |       |
|             | エヴェリン N. フィッシャー 同上                 | …… 9  |
| 12:30~13:30 | 昼食                                 |       |
| 13:30~14:00 | 基調講演                               |       |
|             | 「ラオスの司法改革と日本の支援」                   |       |
|             | ダヴォン・ワーンヴィチット ラオス最高人民裁判所副長官        | …… 13 |
| 14:00~14:15 | 法整備支援レポート (インドネシアから TV 会議)         |       |
|             | 平石 努 在インドネシア JICA 企画調査員, 弁護士       | …… 16 |
| 14:15~14:50 | 基調講演                               |       |
|             | 「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」           |       |
|             | 森嶋昭夫 (財) 地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授  | …… 19 |
| 14:50~15:10 | 報告                                 |       |
|             | 「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」               |       |
|             | 松浦好治 名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授         | …… 24 |
| 15:10~15:25 | 休憩                                 |       |
| 15:25~15:45 | 報告                                 |       |
|             | 「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」 |       |
|             | 北川俊光 関西大学法学部教授                     | …… 27 |
| 15:45~16:05 | 報告                                 |       |
|             | 「中国支援に向けた調査研究の現状」                  |       |
|             | 布井千博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授            | …… 30 |
| 16:05~17:20 | 質疑応答／自由討論                          | …… 34 |
| 17:15~17:30 | 総括及び所感                             |       |
|             | 三ヶ月 章 元法務大臣, 法務省特別顧問, 東京大学名誉教授     |       |
|             | (財) 国際民商事法センター特別顧問                 |       |
|             | 日本ローエーシア友好協会会長                     | …… 45 |
| 17:30       | 閉会                                 |       |



たけした もりお  
竹下 守夫

駿河台大学学長，一橋大学名誉教授  
JICA カンボディア「法制度整備」  
民事訴訟法部会長

(略歴)

1963 東京大学大学院博士課程修了（法学博士）  
1990 一橋大学法学部長  
1996 一橋大学名誉教授  
1999 司法制度改革審議会（会長代理）  
駿河台大学学長  
2001 法制審議会会長



ダヴォン ワンヴィチット  
Mr. Davone VANGVICHITH

ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官

(略歴)

1973 ラオス，ビエンチャン王立法律行政大学法学部卒業  
1973 ラオス，ビエンチャン第一裁判所判事  
1984 アゼルバイジャン大学法学研究科修士課程修了  
1986 司法省民事・家庭・経済部長  
1990 最高人民裁判所副長官



ひらいし つとむ  
平石 努

在インドネシア JICA 企画調査員

(略歴)

1988 東京大学法学部卒業  
1993 米国ペンシルバニア大学ロースクール法学修士課程  
1994 米国ニューヨーク大学ロースクール法学修士課程  
1994 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2000 東京弁護士会登録（東京青山・青木法律事務所）  
2003 JICA 企画調査員（JICA インドネシア事務所）



もりしま あきお  
森 昭夫

財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授  
JICA ベトナム民法改正共同研究会委員長  
JICA カンボディア「法制度整備」民法部会長

(略歴)

1958 東京大学法学部卒業，同学部助手  
1968 米国ハーバード大学ロースクール大学院修了（LL. M）  
1988 名古屋大学法学部長  
1996 名古屋大学名誉教授，上智大学法学部教授  
1998 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
2000 中央環境審議会会長



まつうら よしはる  
松浦 好治

名古屋大学  
法政国際教育協力研究センター教授

(略歴)

1971 大阪大学法学部卒業  
1971 米国エール大学ロースクール大学院修了（LL. M）  
1975 大阪大学大学院法学研究科学博士課程単位取得退学  
1976 中京大学選任講師  
1979 中京大学助教授  
1982 大阪大学助教授，大阪大学法学研究科担当  
1991 大阪大学教授  
2000 名古屋大学教授，大阪大学教授を併任  
2001 名古屋大学教授



きたがわ としみつ  
北川 俊光

関西大学法学部教授  
大江橋法律事務所弁護士  
国際経済法学会理事

(略歴)

- 1962 九州大学法学部卒業
- 1971 米国ハーバード大学ロースクール大学院修了 (LL. M)
- 1993 九州大学法学部・法学研究科教授
- 2002 東亜大学大学院総合学術研究科法学専攻教授
- 2002 大阪弁護士会登録(大江橋法律事務所)
- 2003 関西大学法学部教授



ぬのい ちひろ  
布井 千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(略歴)

- 1979 一橋大学法学部卒業
- 1984 一橋大学大学院法学研究科博士課程単位修得
- 1984 東海大学法学研究所専任講師
- 1986 東海大学法学部専任講師
- 1987 東海大学法学部助教授
- 1995 東海大学法学部教授
- 1998 一橋大学大学院教授

### Arthur M. Mitchell



- Graduated from Harvard Law School. Post-graduate studies at Kyoto University in Japanese law and at international Christian University in Japanese politics.
- Formerly Head of the Japan Practice Group at the international law firm of Coudert Brothers. Other positions included serving as the private secretary to former Prime minister Masayoshi Ohira; Secretary of The Japan society in New York Secretary of the Asian Affairs Committee of the Association of the Bar of the City of New York; and member of the Council on Foreign Relations. Frequent commentator on legal and regulatory issues affecting trade, investment and finance in the Asian Wall Street Journal. Nihon Keizai Shimbun and other publications. Lecturer on Japanese law at Columbia University's Parker School of International and Comparative Law and participant in major international conferences relating to Japan, including the Harvard Symposium on Building the Financial System of the 21<sup>st</sup> Century: An Agenda for Japan and the United States.
- Currently General Counsel of the Asian Development Bank

### Hamid L. Sharif



- UK-qualified barrister of Lincoln's Inn with a Master in Laws from Cambridge University
- Formerly a partner with a leading Pakistan law firm in Lahore with areas of practice in banking and corporate law, privatization and limited recourse financing of infrastructure projects.
- Currently Assistant General Counsel at the Asian Development Bank. Works on ADB projects in South Asia and leads a team of lawyers (from several countries including Bangladesh, Belgium, Indonesia, New Zealand, Singapore, Pakistan and USA). Also heads the Special Practice Group on Law and Policy Reform responsible for many ADB regional initiatives, including initiatives in judicial independence, legal empowerment, insolvency and secured transactions.

### Eveline N. Fischer



- Graduated from the University of Leyden(the Netherlands)Faculty of Law; received Master of Law degree, with a major in Civil Law.
- Formerly practiced law in Amsterdam, the Netherlands, with the Dutch firm of Loeff & Van der Ploeg.
- Currently Assistant General Counsel at the Asian Development Bank and in charge of a team of lawyers covering the Mekong region, Indonesia and the Philippines. Has been responsible for a large technical assistance project in Viet Nam for retraining of government legal officers, and a technical assistance project in Cambodia for implementation of the Land Law. In Viet Nam, worked closely with other donors and Vietnamese government agencies, in particular the Ministry of Justice, on a legal needs analysis and a long-term framework for development of the legal system.

## 第5回法整備支援連絡会議事録

平成16年1月23日(金)  
11:00~17:30

大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

### 開 会

【司会(三澤)】 長らくお待たせいたしました。ただいまから第5回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は法務省法務総合研究所国際協力部教官の三澤と申します。本日の司会進行を務めますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長田内正宏がごあいさつ申し上げます。

### 田内正宏

#### 法務総合研究所国際協力部長あいさつ

【田内】 おはようございます。国際協力部長の田内でございます。本日はお忙しい中、また、お寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。



法務省では、平成11年から財団法人国際民商事法センターなどの御支援を得まして、国際協力機構との共催により本連絡会を開催してまいりました。本年で5回を数える運びとなりましたが、100名を超えるこれまでにない多くの方々に御参加いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国際協力機構JICAの枠組みで行います法整備支援は、平成6年度にベトナムの法律家を日本に招いて国際研修を実施したことに始まり、それから数えまして10年が経過しております。この間、我が国の法整備支援活動はカンボジアにおける民法草案、民事訴訟法草案の起草を始め、大きな成果を上げております。それらはいずれもここにお集まりの我が国を代表する学者、実務家の皆様方の精力的な取り組みが生み出した成果であります。そしてまた、我が国の法整備支援の発展も、これを支えてこられた皆様方の献身的な御努力と御支援の賜物と思っております。改めて法整備支援に対する皆様方の御努力に敬意を表する次第であります。

今回の法整備支援連絡会は、お配りしたプログラム記載の講演、報告等を予定しておりますが、関係機関の行っております法整備支援活動を紹介いたしまして、情報を共有するという目的に沿うものであるとともに、その他にもドナー間の協力と連携というものがこの議論の中で一つのテーマ

として挙がってくるのではないかと考えております。

カンボジアでは、本日竹下先生から御講演がありますが、複数ドナーによる法整備支援作業、相互間の矛盾抵触というものが指摘されております。森脇先生からもドナー間の支援の相剋と日本の調整という御講演をいただく予定であります。

また、今回新たな試みといたしましてテレビ会議システムを利用し、フィリピン・マニラにあるアジア開発銀行からその取組と連携につきまして基調報告をいただく予定であります。

改めて我が国の法整備支援を見ますと、民法、民事訴訟法等の各国の民事法制、民事訴訟制度の基本となる法律に焦点を当てて、体系的かつその国の社会、経済情勢に適合した形での法整備支援が行われてきたと考えております。しかも、これを学者、実務家の皆様方の英知を集めて行われてきたというところが大きな特徴の一つだったと理解しております。このような社会経済活動の基本になるルール、そして訴訟の基本的なルール作り、これを体系的なまとまりを持った形で行うことは、他のドナーにはない日本の法整備支援の本領を発揮している部分ではないかと考えております。

また、手前味噌ではありますが、国際協力部ではベトナムにおける国家司法学院という統一法曹養成機関の設立を視野に入れまして、そのプログラムや教材の改善に貢献しようとしております。その内容といたしましては、成文法を前提に法律の厳密な解釈に基づいた法律要件の発見と事実認定、そして法律の事実への当てはめという法的三段論法の積み重ねにより結論に至る思考過程をベトナム側に伝えたいと考えているところであります。これも成文法を基本といたします大陸法系の日本が得意とする分野ではないかと考えております。そのために最高裁判所司法研修所の御協力も得まして、既に現地セミナーを行うなど、日本の法曹教育が培ってきたものをベトナムに移転するべく活動を展開しているところであります。

法整備支援対象国の多くが大陸法系に属し、あるいはその大陸法系の色彩が強い中で、やはり同じ法系統に属する日本が蓄積してきたもののうち、伝えるべきものは多いと考えております。もちろん、法整備支援の中身はこれらにとどまらず、様々な領域における支援が要請されております。援助国、援助機関にとりまして、支援対象国にとりまして、法整備支援が多様化し複雑化することは明らかであります。その連携や調整は今後重要な課題となってくると思われます。

このような情勢に対応し、かつ効果的な支援を実現していくためには、これまでの活動の成果や問題点を率直に確認し、それらを踏まえて今後の法整備支援活動の理念と方針を検討した上で、一貫した活動を継続していく必要があると考えてお



ります。

今回の連絡会はこれまでの法整備支援活動の成果と問題点を踏まえ、今後の更なる連携と活動の発展のための展望を得るものになりたいと考えております。幸い今回は現地で活躍されております長期専門家を始め、国内外の各分野において御活躍の方々に御講演や御総括を快諾いただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日の会議が活発で実り多いものとなりますよう、会場の皆様にも積極的に議論に御参加いただくことを心からお願い申し上げます。

最後に、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興機構、アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始めといたしまして、当部の活動に御協力をいただいている方々に対し深く感謝申し上げます。本連絡会が我が国による法整備支援の更なる発展に貢献すること祈念いたしまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

#### 佐藤幹治

#### 国際協力機構アジア第一部長あいさつ

【司会(三澤)】引き続きまして、国際協力機構アジア第一部長、佐藤幹治様に開会のごあいさつを頂戴いたします。

【佐藤部長】おはようございます。JICAアジア第一部長の佐藤でございます。本日は法務省、JICA共催、そして最高裁、日弁連、名古屋大学、日本貿易振興機構、国際民商事法センターの後援により、また、かくも多数の皆様方の参加を得まして、第5回法整備支援連絡会の開催が実現いたしましたことを大変喜ばしく思っております。この場をお借りしまして、日ごろJICAの途上国の協力事業に対する皆様方からの温かい御理解と御支援に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

JICAは法務省、最高裁、日弁連、国内各大学、そして国際民商事法センター等の御支援を得ながら、ベトナム、カンボジア、ラオス等のインドシナ諸国を中心とする法整備支援を実施しております。先ほど田内部長から詳しい御報告がございましたが、最近ではインドネシア及びウズベキスタン、更にはモンゴル、中国が支援対象に加わり、活動が拡大するとともに、協力の内容につきましても新たな展開が生じております。

最初の法整備支援協力国でありましたベトナムでは、フェーズ3の協力として民法の大きな改正にかかわる継続的支援のほか、法曹養成にも積極的な協力を実施しております。カンボジアは間もなくフェーズ2の協力の開始となりますが、いよいよ民法及び民事訴訟法両法案の立法化支援が本格化します。本日はベトナム、カンボジア、両プ

ロジェクトに御尽力をいただいております森脇先生、カンボジアのプロジェクトにおいて民訴法部会長として御尽力をいただいております竹下先生より講演をいただきます。

ラオスでは、法曹養成や教科書、実務マニュアルの作成といった法律基礎インフラ整備の協力を実施しております。本日はダヴォン・ワーンヴィチット、ラオス最高人民裁判所副長官より講演をいただきます。また、インドネシアでは現在国家開発計画の中で法による統治、グッド・ガバナンスが最重要課題とされております。日本に対し司法改革支援の要請がなされております。現在、今後の協力の可能性が検討されておりますが、本日はテレビ会議で現地より平石専門家の最新の報告があります。

日本は明治以降の近代化の過程で大陸法を中心に欧州の近代法を受容し、戦後は民主化を進める中で英米法の影響を受けて独自の法整備を確立し、今日の社会経済発展の基礎を築いてまいりました。このような我が国の経験は市場経済化への変換を急ぐ国々だけでなく、民主化を進め社会経済発展のため法制度の改革を目指すアジア諸国等に今大変強い関心が持たれ、日本の経験に根差した法整備支援に対し国際的な期待がますます高まっております。

JICAは2003年10月1日に独立行政法人国際協力機構として生まれ変わりました。新生JICAは国民の期待にこたえる組織として、事業、組織の在り方を見直し、自己改革を進めておりますが、JICAの改革の四つの柱につき簡単に御説明させていただきます。

第一は、成果重視と効率性を見直しです。より少ないコストでより質の高い事業ができるよう、業務の方法や組織の体制を抜本的に見直しております。第二は、経営及び事業の透明化です。JICAの経営をガラス張りにするという方針のもとに、各種事業の進捗よく状況や評価結果を積極的に発信したいと思っております。第三は、市民参加の推進です。地方自治体、大学、NGO関係者などと協力し、草の根技術協力やボランティア派遣事業など、市民レベルの国際協力を推進します。第四は、平和構築、復興支援事業の強化です。カンボジア、アフガニスタン等への支援の経験を活かし、平和構築、紛争予防の観点から復興支援事業を強化してまいります。

以上のとおり、JICAは今まで以上に日本のODAの実施機関として内外の関係機関の御支援を得て、独立行政法人として主体的に中長期的な援助戦略を策定し、それに基づく事業の計画、運営、管理、そして評価も適正に行っていくこととしております。

皆様も御存じのとおりODA予算も大変厳しい中、2003年8月下旬に見直された新しいODA大綱の中でも、援助の基本方針の中で法整備支

援に関してはこのようにうたわれております。

「良い統治、グッド・ガバナンスに基づく途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため開発途上国の自主性、オーナーシップを尊重し、その開発戦略を重視する。その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取り組みを積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する」とうたわれております。JICAといたしましても、ODA大綱の中でもこのような形で法整備支援の重要性が述べられており、ますます途上国からの本分野の協力を求められている中で、この事業を世界の平和と発展に貢献し、長期的な視点に立脚した真の国益を求める国際協力として今後も積極的に協力していきたいと考えております。

JICAの実施体制につきましてお話しします。本年4月より、より計画的で効率的な事業を実施するため種々の課題部を設置することを検討しております。法整備支援につきましても、従来地域ごとに各地域部が対応していたものを、例えばガバナンスというような新しい課題の協力の枠組みの中で、民主化支援、平和構築、人権保障などの分野とも十分連携した重要政策支援として事業が展開できる体制とすべく、今鋭意検討をしております。

また、アジア地域等の経済統合支援、民間セクター開発等の新たな協力分野との連携のほか、ADBや世銀、UNDP等の国際機関との協調についても十分対応していく必要があると考えております。

最後に、本日の連絡会におきましては法整備支援の方策や、ODA事業としての協力の在り方、また、各ドナー間との連携の方策などにつき、是非積極的な議論を深めていただきたいと思います。本日の成果が実り多きものとなり、また、我が国の法整備支援がますます発展していきますよう祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

【司会（三澤）】 佐藤部長、どうもありがとうございました。

## 基調講演

「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」  
竹下守夫 駿河台大学学長、一橋大学名誉教授

【司会（三澤）】 それでは、これから基調講演をいただきたいと思っております。まずは竹下守夫先生を御紹介いたします。

竹下先生につきましては改めて御紹介するまでもございませぬが、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授でいらっしゃいます。先生は司法制度改革審議会会長代理、法制審議会会長等の要職をお務めになり、法整備支援事業に関しては、JICAカンボジア法制度整備民事訴訟法部会長としてカンボジア民事訴訟法起草の議論の牽引役であり、まとめ役でいらっしゃいます。本日の先生の講演の演題は「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」でございます。

では先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【竹下】 ただいま御紹介いただきました竹下でございます。先ほどの田内部長のお話にもございましたように、今回の連絡会のテーマの一つは、法整備支援のドナー間の協力の問題ではないかと思っております。私はただいま御紹介いただきましたとおり、カンボジア王国民事訴訟法案の起草支援事業に関与しております関係で、そこで起こりました各ドナー間の援助方針の齟齬抵触問題、コンフリクトの問題を具体例といたしまして、このドナー間協力の課題について考えるところを申し上げたいと思っております。



一つの開発途上国に対して複数のドナー国が支援をする場合に抵触の問題が起こってくるということは、私も昨年の連絡会で触れたところでございます。現在カンボジア王国では森島部会長を中心とする民法典の起草支援と、私が責任者になっております民事訴訟法典の起草支援作業が継続中であることは、御承知いただいている方も多く思っております。

現状は、2003年、つまり昨年の3月初めまでが第1期の支援事業でございましたので、民法部会、民事訴訟法部会、双方とも法案を完成いたしましたして、昨年3月の期限にカンボジア側に引渡しをいたしました。以後は民事訴訟法の点についてだけ申しますと、完成しました民事訴訟法案は、現在閣僚評議会で審理中でございます。具体的には、閣僚評議会の中の法律家委員会にかかって検討されているという状況でございます。

ところが、昨年の8月になりましてカナダ政府の支援を受けて、カンボジア商業省が中心になり商事裁判所法案というものを作成しまして、それについて、プノンペン在住のJICA長期派遣専

専門家である安田佳子弁護士に、これに対するコメントを要請してくるという事態が起きました。商業省が中心となって商事裁判所法を制定すべく作業中であるということは、実は今年のこの連絡会でどなたであったか忘れてしまったのですが、私に対する質問をしてくださった方のお一人から指摘されたところでございます。

当時、私どもが聞いておりましたのは、そういう動きが事実としてあるけれども、その商事裁判所法の手続については民事訴訟法の規定を基本とするということで、司法省側からはそのような情報を提供されておりましたので、そのようにお答えをしたと思います。

ところが、日本側にコメントを求めてまいりました商事裁判所法案を見ますと、広い意味でのコンフリクトの問題があるということが明らかになりました。ただ、このコンフリクトは、単純に我々の支援をしてまいりました民事訴訟法案の規定と商業省がカナダ政府の支援を受けて作り出した商事裁判所法案の規定とが正面から抵触する、いわば食うか食われるかの関係にあるという抵触ではございません。

こちらは一般法として民事訴訟法典の起草支援をしたわけですが、示された商事裁判所法案によりますと、特別裁判所として商事裁判所を作る。その商事裁判所の裁判手続は、商事裁判所法案自体に定められている外は、商事裁判所が定める規則によるということになっております。また、商事裁判所の事物管轄、どういう事件を扱うかについても、その商事裁判所法案で決めるという、これが非常に広範に及んでいるのです。

したがって、このまま商事裁判所法が成立すると、民事訴訟法の方は成立しても、それが実際に適用になる場面が非常に限定されてしまうと、そういう性格の抵触問題でございます。つまり、二つの法律は、その規定の上では別段矛盾するわけではなく、その意味で両立しうるのですが、一方が成立すると他方は実際上骨抜きになってしまうという関係にあり、ここにこの問題の特色があるわけでございます。これからドナー間の法整備支援のコンフリクトという場合に、そういうものもあり得るということを我々に知らせてくれる一つの重要な例ではないかと思えます。

そのことについて、これから御説明をしてみたいと思いますが、まずこの商事裁判所法案の基本的な内容はただ今申したとおりでございます。私どもの方といたしましては、自分達の支援で起草した民事訴訟法案をディフェンスするだけでは足りず、商事裁判所法案がそれ自体としていろいろな難点を含んでおり、そのまま法律として制定させるのは妥当でないということを指摘して、これを修正させないと支援をした目的を達しないということになるわけでありまして、本来であれば、食うか食われるかの関係ではないわけですから、

こちらとしては自分たちの支援した民事訴訟法案がそのまま法律になれば目的を達したことになるはずなのですが、それでは実質的には目的を達しないということになります。

そこで、他のドナー国の支援によって別に出てきた商事裁判所法案自体に内在的に問題があるということを指摘して、その商事裁判所法案の修正を求めるということにならざるを得ません。私どもが意識している重要な問題点は、レジュメ（本誌連絡会資料1頁参照）に書きましたように、第一は、この商事裁判所法案なるものはカンボジア王国の憲法上いろいろ疑義があるということなので、そこに2点指摘してございます。

一つは、カンボジアの法律上、裁判官は司法官職最高評議会、そこに書きました Supreme Council Magistracy というところの推薦によって、ロイヤル・ディクリー、つまり勅令により任命することになっております。ところが、この商事裁判所法案では本来の Judge についてはその手続によるけれども、Associate judge、これは、陪席裁判官を意味するものと考えられますので、そこでは陪席裁判官という訳語を当ててございますが、この Associate judge につきましては、司法官職最高評議会が国王に推薦をする際に各省合同委員会の意見に拘束されると定められております。

これも各省合同委員会と訳すのがよいかどうかわかりませんが、an inter-ministerial commission という英語の表現になっております。この構成を見ますと、その中には商業省の代表、財務省の代表というような行政機関の代表が入っているわけでありまして、陪席裁判官といえども司法権の行使の担い手であることは間違いないわけでありまして、司法官の任命に行政機関が関与をするということは、これはカンボジア憲法上疑義があるというのが第1点であります。

第2点は、裁判所の規則制定権に関することでもあります。実はこの商事裁判所法案では裁判手続についても規定を置いているのですが、具体的な規定は14条しかございません。私どもが支援をしました民事訴訟法案では、強制執行を除いた、本来の民事訴訟法に関する規定だけで333条という非常に詳細なものでありますが、それに対して商事裁判所法案ではたった14条しかない。なぜそれで第一審から上告審までの手続を記述できるかという、商業裁判所には規則制定権があるということを前提にいたしまして、規則に譲るという構成になっているからなのです。

これはカナダ政府が援助しているのですが、御承知のとおり、英米法系の国では裁判所が規則制定権を持つということが歴史的にも認められてまいりましたし、現在それぞれの国の特別の議会の授権法でそういうことが認められております。我が国でも最高裁判所に規則制定権があるというのは御承知のとおりでございます。

しかし、これらの国でも、当然に裁判所が規則制定権を持つというわけではないようでありまして、アメリカでは、現在では1934年の裁判所に対する授權法に基づいて裁判所が規則を制定しておりますし、日本は御承知のとおり、憲法第77条で明確に裁判所は裁判手続等について規則を制定する権限があると決められているわけでありまして。

一方、カンボジア憲法上は、レジュメに51条という条文だけ挙げておりますが、カンボジア憲法51条3項では「すべての権力は国民に属する。国民はその権力を国民議会、上院、王国政府、司法機関を通じて行使する。」と定め、また第4項で「立法権、行政権及び司法権は分立する。」と決めております。したがって、この憲法を前提にすると、商事裁判所が規則制定権を持つということは明らかに憲法に反する疑いが強いということになります。さらに、最高裁判所には規則制定権がないのに商事裁判所にだけあるということも、一国の法体系としては明らかに矛盾をしているということになるわけでありまして。

そこで、先ほど申しましたように、この場合のコンフリクトというものが単純に食うか食われるかの関係でないところから、こういうところまで立ち入って問題点を指摘せざるを得ないということになるわけでありまして。

直接に裁判手続に関する規定で申しますと、問題点としてレジュメに具体例として三つばかり挙げております。まず、商事裁判所法案では、当事者の出廷権、**Right to appear** を定めておりますが、これは申すまでもなく近代訴訟法の大原則であり、裁判を受ける当事者が必ず裁判所から審問を受けるということを保障するとの趣旨に出たものと思われまして。

ところが、商事裁判所法案35条では、当事者は本人又は代理人によって出廷することができるということが定められているだけでありまして、それが手続上どういう形で保障されるのかということについては、すべて規則に譲ることになっているのであります。

これに対して、私どもが支援して起草しました民事訴訟法案では、まず総則の規定で審問請求権を保障すると定め、またいかなる場合にも対審審理の原則を貫くということをうたいまして、更に具体的な手続のところでも口頭弁論は必ず公開の法廷で対審審理によって行い、その期日には双方の当事者を呼び出す、と定めておりますので、実質的にこの権利が保障されるという仕組みになっているわけでありまして。

また第二に、訴え提起の方式につきましても、商事裁判所法案によりまして、規則で定めるドキュメントを裁判所にファイリングする。それによって訴えが提起されると規定しているだけでありまして、一体どういう文書、日本で言えば訴状に

該当する文書を何を書くのかは、この法案自体では一切分からないということになっております。

第三に最も問題なのは、商事裁判所の事物管轄でありまして、これが大変広範であります。長くなりますが、御理解いただくために申しますと、まず、商人間のコマーシャル・トランザクション (a commercial transaction)、これは全部商事裁判所の管轄である。ミクスト・コントラクト (a mixed contract) というのは、一方が商人で他方が非商人の場合であります。そのミクスト・コントラクトの場合には、非商人が商事裁判所で審判を受けることを求めるという場合には、商事裁判所の権限に属するというということになっております。

さらにネゴシヤブル・インストゥルメント (negotiable instruments)、有価証券に関連するトランズ・アクションは全部商事裁判所の管轄に属するし、コマーシャル・エンタープライゼス法 (Law of Commercial Enterprises)、つまり会社法に関する事件も全部商事裁判所の管轄。倒産事件もそうであります。それから、バンキング・アンド・ファイナンシャル・インスティテューション (Law of Banking and Financial Institutions) に関するものもそうであり、フォーリン・エクスチェンジ (Foreign Exchange) に関する事件もそうであり、プロダクト・アンド・サービスのクオリティー・アンド・セイフティー法に関する事件 (Law on the Management of Quality and Safety of Products and Services)、製造物責任関係事件、マリタイム・ロー (maritime law) もそうであります。さらには不正競争、あるいは無体財産法等々は全部商事裁判所の管轄ということにされております。

しかも、これだけ広い管轄権を認めながら予定しております商事裁判所はプノンペンに一つ設置するだけで、他は巡回裁判によって処理をするという構成でございます。一体こういうことで果たしてカンボジアの司法制度を国際的に信頼あるものとして構成することができるのかどうかは、当然非常に疑問になるわけでありまして。

このような形で我々の支援した民事訴訟法案と、広い意味でのコンフリクトを生じる商事裁判所法案というものが示されたわけでありまして。

当然、JICAの現地事務所並びに長期派遣専門家から、ただいま申しましたような問題点を指摘いたしました。そこで、カンボジア政府側も調整が必要であるということは意識しているようでありまして、この点について、現在その調整をしようとしているようではあります。カンボジア政府側といたしましては、閣僚評議会の中に2002年6月18日の勅令によって設置されました法律司法改革審議会、レジュメに書きまして、英文の表記では、**Council for Legal and Judicial Reform** ということになっておりますけれども、ここが中心になって調整をしようとしているようであります。

現地 J I C A 事務所長あての長期派遣専門家の報告書によりますと、昨年10月13日にこの委員会で、各国の支援により起草された法律案の審議の優先順位を定め、さらに矛盾調整を図るための第1回のワークショップが開催され、そこでアクションプランをこれから作成していくということが提案されているとのことであります。

さらに、11月13日には J I C A の長期派遣専門家と協議をしたいということで、この委員会と長期派遣専門家の安田さんとの間で協議が持たれました。そこでは、日本の支援によってできた民法案、民事訴訟法案は最優先課題にするという方針が示されたようでございます。今後は分科会つまり、タスクフォースという言い方もあるようでございますが、そういうものをつくって民事訴訟法案は民事訴訟法の分科会で審議をするという方針であるということが伝えられたとのことであります。

先ほど来申しておりますように、最優先課題に位置づけられるということ自体は結構でございますけれども、それだけではこちらの目的は達しないというところに、我々の当面している問題の難しさがあるわけでありまして。

このような状況の中でカンボジアの司法省はどういう動きをしているかという、我々のカウンター・パートでありました司法省の作業部会は、これまで商業省がそういう内容の商事裁判所法案を作成しようとしていることについて情報を全く提供されていなかったということで、司法省のワーキンググループとしては是非その修正を求めていきたい。できれば自分たちが対案を出したいとまで言っているようであります。しかし、これは、カンボジア国内の政治の力関係で、果たして司法省だけでそういうことが実現できるのかについては、かなり疑問があるように思います。

他方、世銀がこの問題に絡んでまいりまして、世銀としては、ドナー会議を開催して、そこで世銀がイニシアチブをとって調整をしようという動きを示しているようであります。2003年8月15日に世銀主催のドナー会議が行われたという報告をもらっておりますが、その後も類似の動きがあったかもしれません。詳細は承知しておりません。

日本側の対応でございますけれども、J I C A の現地事務所は非常に迅速に対応してくれました。2003年10月28日付で J I C A の現地事務所長により「商事裁判所法草案にかかる商業省及び司法省への文書による申入れ」が行われました。このレターの中で、商事裁判所法案の問題点、先ほど申しました憲法上の疑義、それから具体的な手続規定の問題点を指摘し、日本の支援でできた民事訴訟法案を實際上骨抜きにしかねないものであるということについて、注意を喚起するとかなり強い調子で申し入れをいただいております。

また、これには、J I C A の長期派遣専門家の安田さんによる逐条的な商事裁判所法案に対するコメントが付されております。どの規定がどういう問題を含んでいるかということについての大変詳細なものであります。

これに対しまして、私ども民事訴訟法作業部会はどういう対応をいたしているかと申しますと、長期派遣専門家が昨年8月半ばに商業省からコメントを求められた段階で、すぐ私どものほうに連絡が参りました。安田さんから、民事訴訟法部会として緊急に簡単なものでもよいから差し当たりのコメントが欲しいと言ってこられましたので、私どもとしましては、8月末までにとりあえずのコメントを出して長期派遣専門家に送付いたしました。

それから、昨年末現地で開催されました特別のワークショップの際に、私自身も J I C A の現地事務所の仲介により商業大臣、及び官房長官に会う予定にしておりましたところ、現地事務所がアポイントメントを取っておいて下さったのですが、恐らく事務上の手違いで、商業省次官には会うことができませんでした。しかし、ソク・アン官房長官には表敬訪問を致しまして、こちらの意図を伝えてまいりました。さらに、現地事務所の力石所長の示唆によりまして、商業省の次官に直接会えなかったものですから、文書で我々の意見を改めて提出するというにいたしました。意見書の内容は、先ほど問題点として申し上げたことであります。日本語で書きました意見書を、現在 J I C A 本部のほうで英文に訳してくれておりますので、英訳が完成しましたら、今月中にも現地に送って、現地事務所を介して商業大臣・次官、さらには司法大臣・次官、官房長官等にも、その意見書を渡して貰う予定にいたしております。

こういう状況の中で、一体こういう問題が起きてきたときにだれがどう対応するのがよろしいのかということについての、私なりの感想的な意見でございますが、意見を申し上げたいと思いません。先ほど J I C A の佐藤部長も引き合いに出されました新 O D A 大綱によりますと、その基本方針の一つとして、「国際社会における協調と連帯」という箇所があり、そこでは国際社会においては「国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、N G O、民間企業などとの連携を進める。特に専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国の O D A との連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映していくよう努める。」と言われております。

これは既に政府の方針として決まったことでございますが、私はこの方針は極めて適切であると

.....

思います。こういう時代でございますから、国際機関が中心となって調整を図るということが一般原則としては必要なのだらうと思えますけれども、とりわけ国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努めるというところが重要でございます。申すまでもなく、国際機関が常にそのメンバー国のすべての意見を公平に代表するとは限らないし、また、代表し得るものでもないということを考えますと、単に国際機関であるからというので、その調整のみに任せておくということは適切ではないと思えます。

そこで、少なくとも我々の当面しているこのJICAプロジェクトにかかわる問題について言えば、一体今のような基本方針、大方針のもとでどこが権限と責任を持って交渉に当たるべきかと申せば、私は、やはりJICAにその権限と責任をもって頂くほかならうと考えているわけであり、もちろん我々専門家グループと情報を共有し、対処方針等について協議をしていただく必要はあると思えますけれども、責任を持って交渉に当たるのはやはりJICAであらうと考えております。

それは、なぜかと言えば、第一に、もともとこの法整備支援事業はJICAのプロジェクトであるからであります。第二に、より実質的には各ドナー国の支援事業相互の矛盾抵触の調整をどういう手段、方法によって行うのが最も有効適切かは、言うまでもなく一律に決定することは困難であり、具体的場合の諸条件にかかってくるわけであり、しかし、相手国政府内の調整に向けた作業の見通しとか、相手国のいかなる部門と折衝するのが適切か、あるいは国際機関とどの程度連携を図るべきか、我が国はドナー間調整にイニシアチブをとるべきかというような様々な、しかも相互に複雑に絡み合った考慮事項についての具体的な判断は、おそらくJICAのみが適切になし得るだらうと思うからであります。

このことは冒頭から申し上げておりますように、私も民事訴訟法作業部会の直面しているこのやや特殊なコンフリクトについても同様であらうと思えます。その意味で、今回のJICA現地事務所及びJICA長期派遣専門家、また、もちろんJICA本部の対応は極めて迅速で適切なものであったと、私どもとしては大変高く評価し、感謝致しているところでございます。

では、我々の役割は何かということになりますと、専門家としての作業部会の役割はJICAに対してこのような折衝に必要な専門的な助言、意見を提供するという原則とすべきであらうと思えます。法整備支援事業を担当する専門家グループとしての国内作業部会は対外折衝の責任を負い得ないわけでありまして、したがってその権限もないと考えるのが当然ではないかと思えます。現在我々が準備している意見書も、あくまでもこ

れはJICAの行動を側面からサポートするための専門的意見という趣旨でございます。責任を負わない者、あるいは負い得ない者が直接折衝に当たるといことはおそらくあり得ない話であらうと思うのであります。

最後に、昨年この連絡会で私はカンボジアの法整備支援のプロジェクトについての管理運営体制という問題について、誠に失礼ながらJICAの当時の体制について批判的な意見を申し上げました。そのことも一つの契機になったかと思えますが、その後JICAの体制が変更され、現在では当時とは変わっております。それが今回の問題につきましても非常に迅速、適切な対応をしていただけたことになった、少なくとも一つの重要な理由であったのではないかと考えております。

カンボジアの法整備支援プロジェクトはこの2004年1月31日に第2フェーズのための実施協定を締結する予定とかがっておりますが、今後ともJICAが現在の方針、体制で対処して下さることを希望いたします。我々もその体制の中で十分責任を果たしてまいりたいと思っております。少し時間を超過いたしましたので、私の基調講演とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【司会（三澤）】 竹下先生、どうもありがとうございました。先生はこの後、所用のためお帰りになられます。そのため、大変残念ですが、先生には午後の自由討論に御参加いただくことができません。そこで、先生に御質問が御ありの方は、是非今のこの機会にお話しくださいます。なお、お話しになる場合にはお手元のマイクをオンにし、お話が終わりましたらオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

【竹下】 ちょっと参加者の皆様の御了解を得ておくべきことを申し上げるのを失念しましたので、補足させていただいてよろしいですか。実は本日この基調講演をお引き受けすることは昨年の秋からお約束をしていたのでございますけれども、その後事情の変化がございまして、本日は、これから直ぐに東京に帰らなくてはならないということになりました。本日の法整備支援連絡会の主催者である法務総合研究所及びJICAの関係者の皆様はじめ参加者の皆様には大変失礼でございますが、御了解下さいますようお願い申し上げます。おくれればながらおわびを申し上げたいと思えます。

【司会（三澤）】 どうぞ。

【鈴木】 立命館アジア太平洋大学の鈴木と申します。少しお聞きしたいのですが、いわゆるカナダの専門家が商事裁判所法を提案したということですが、カナダは英米法の国だと思いますけれども、英米法では法の支配のもとで特別裁判所は認めないという考え方があると思えます。カンボジアでは、一つの最高裁のもとで商事裁判所を造

って、そして民事裁判所を造るのですから、構わないというふうに加ナダの人は思ったということでしょうか。それとも、ケベックみたいな考え方があって、特別裁判所を造ってもいいのではないかということ考えたのでしょうか。そのどちらのほうに属するのでしょうか。お聞かせ願います。

【竹下】 カナダ政府とカンボジアの商業省との間でどのようなことが話し合われたのかにつきましては、私どもは全く存じませんが、この商事裁判所法は第一審の裁判所として位置づけられておりますので、商事裁判所の管轄に属する事件も、第2審以上は一般の裁判所構成法上の高等裁判所、最高裁判所の管轄に属することになります。あるいはそういうこともあって、こういう一種の特別裁判所、第一審限りの特別裁判所を設置しても差し支えないという判断をされたのかもしれませんが。あるいは、御承知のとおり、旧宗主国であるフランスには商事裁判所がありますから、カンボジア側の意識では、それに倣おうとしたのかもしれませんが。

ただ、先ほど申し上げたことからすぐお分かりになるとおり、カンボジア政府としましては、外資を呼び込むために投資家保護という観点から非常に広範な事件を商事裁判所の管轄として、おそらく裁判官なども一般の裁判所とは違う、言ってみれば質の高い裁判官を集めて対外的な信用を得たいというのが基本的な動機だと思います。

これも申し忘れましたが、私どもも、したがって商事裁判所というものをカンボジア政府が設置すること自体には一切反対はしない。それは政策だから、結構であるが、問題は手続とその管轄で、その点について問題点の指摘をしていると、そういう状況でございます。

【司会(三澤)】 よろしゅうございましょうか。それでは、他に質問がある方、どうぞ挙手を願います。よろしくお願いたします。

【松浦】 名古屋大学の松浦でございます。先生のお話でもう少し御説明いただきたいのは、法律案がカンボジアで出てきたときに、様々な省庁が起草してくる法律案が相互に共有されるというシステムはどの程度あるのか。全くないと考えたほうがいいのか、それとも断片的に存在するのかといったあたりを、もう少し御説明いただけないでしょうか。

【竹下】 一般的なことは存じないのですが、法令上は先ほども申しました、Council for Legal and Judicial Reform、ここの権限の一つとして、そういう法令相互間の調整をするということも含まれております。したがって、おそらくカンボジア政府の体制としては、各省庁がここへ法案を持ち込んで、ここで調整をするという建前になっているのだと思います。

この商事裁判所法案について言いますと、先ほ

どはそこまで触れなかったのですが、やや我々にとって困った事態として、この法案に商業省の担当次官と司法省の二人の次官のうち一人が署名をしているという事実があります。司法省内部の意思連絡の悪さとか同じ司法次官でも一人は人民党、いま一人はフンシンベック党というような、種々の事情からこのようなことが生じたのかもしれませんが。司法省でも問題になったらしいのですが、署名をした御本人は、自分自身も具体的な内容については知らなかったと言っているということでございます。

【新美】 省庁間の調整については、このカウンスルではなくて省庁間会議というのがありまして、それをスーパーバイズするのがこの改革評議会であります。省庁間の調整会議の前提として法律家委員会というのがあります。これは閣僚評議会の中に用意されておりまして、法律専門職が法案の具体的な中身について検討するということです。それをもとにして、省庁間会議におけるステアリングをこの法律家委員会で行うということになっております。

先ほど竹下先生がおっしゃったように提出されていて、今リーディングされているというのは、この法律家委員会で現在始めようという、タスクフォースが用意されて、始められようとしていると私は情報を聞いております。ですから、改革評議会はもっと大きな大所高所の方針決定とうかがっております。

【竹下】 補足をして頂きありがとうございます。省庁間会議というものがあるのかもしれませんが。それはどういう法令の根拠・位置づけに基づくのか存じませんが、私はこの Council for Legal and Judicial Reform の性格・権限について現地の長期派遣専門家に問い合わせをいたしました。その結果、この Council の根拠法令は、2002年6月19日付けのロイヤル・ディクリーであり、この Council の「責務と使命」については、このロイヤル・ディクリー4条によってサブディクリーで定めるとされ、さらに同年8月21日付けのサブディクリーでは、Council の責務及び使命の中に「司法にかかる各省及び機関並びにその他のリーガル・アンド・ジュディシャルリフォームに関係する機関の活動を調整すること」「国家及び国際機関の援助を得るための関係創設及び調整を行うこと」をも含めているとの回答を得ております。したがって、このカウンスルの責務の一つとして、そういう省庁間の調整をやっていることは間違いのないと思います。

これの下になるのかどうか分かりませんが、具体的には法律家委員会というのがあって、そこが審査をしているということは、先程私も申しましたとおりです。

【司会(三澤)】 よろしくお願いたします。

【金子】 神戸大学の金子と申します。世銀が

調整に乗り出しているというお話でございましたが、世銀自身が投資家利益の擁護という方針で、カンボジアのみならず近隣諸国におきまして特別裁判所の設置、あるいはADRの促進ということ掲げていると理解しております。例えばタイ、インドネシアといった近隣諸国でも既に世銀の指導のもとで特別裁判所を設置して、全く同じように大変広範な商業関係の管轄を集中する傾向があるということです。それは投資家の利害として現地の裁判所は信用がならないので、迅速効率的な特別の裁判所を造ってくれということが世銀自身の方針としているように理解しております。そうだといたしますと、世銀の調整というのは、結局カナダの法案と一枚岩の方向が見えてくるのではないかという懸念がございますけれども、先生はどのように御覧になっておられるのでしょうか。

【竹下】 世銀の人自体に私はお会いしたことがないのでわかりませんが、JICAの現地事務所、長期派遣専門家の話を聞きますと、カンボジアにおける世銀の代表の動きには、日本側としてはかなり疑問を持っている、懐疑的であるという印象をもちました。また世銀の代表自身も自分は法律家ではないと言っていると聞いております。

したがって、これはJICAのほうの方針で私ごとやかく申すことではございませんけれども、おそらくJICAの方針としては世銀の調整にそのまま唯々諾々と従うというつもりではないだろうと思います。

【司会(三澤)】 たくさん質問がおりかと思えますが、時間の都合もございませぬので、これで竹下先生の御講演を終了いたしたいと思います。竹下先生、どうもありがとうございました。(拍手)

【竹下】 失礼いたします。  
( 休 憩 )

## 基調報告

### 「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」

アーサー M. ミッチェル  
アジア開発銀行(ADB)法務局長  
ハミッド L. シャリフ  
同副局長(法整備支援担当)  
エヴェリン N. フィッシャー、同上

【司会(三澤)】 それでは、次に、ADB、アジア開発銀行、アーサー M. ミッチェル氏、ハミッド L. シャリフ氏、エヴェリン N. フィッシャー氏による基調報告に移りたいと思います。本日は、フィリピンADB本部とテレビ会議システムで接続しております。

ミッチェル氏は、ADBの法務局長でいらっしゃいますし、シャリフ氏とフィッシャー氏は、法務局副局長であり、法整備支援を担当しておられます。ですから、特にミッチェル氏は、京都大学大学院で日本の政治学を研究なさったこともあり、大変な知日家でいらっしゃいます。そこで、本日は、このお三方に、アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について御報告をいただきたいと思えます。なお、本日は、通訳を用意しておりませぬので、その点は御了承いただきたいと思えます。

【司会(三澤)】 Good morning, Mr. Mitchell, Mr. Sharif and Ms. Fischer. Could you hear me?

【ミッチェル】 Yes, we can hear you.

【司会(三澤)】 My name is Misawa, an attorney of the Ministry of Justice, Japan. I am the presenter of this conference. Nice to meet you.

【ミッチェル】 It's nice to meet you. Thank you.

【司会(三澤)】 We appreciate your participation in this conference and we are interested in your presentation and ADB's activities, because we think the cooperation or coordination among donors is becoming more important. I have already introduced you to the audience in Japanese. So would you start your presentation?

【ミッチェル】 Yes, we will. Thank you. I'd like to mention that I agree with you that the coordination among donors is very important.

I'm going to take a few minutes to give you a brief overview of the directions in which we are going, and then Mr. Sharif will give you more specific details about our activities throughout the region, and Ms. Fischer will focus on Vietnam and Cambodia.

The ADB has been involved in law and policy reform for seven to eight years. We have a great deal of experience now throughout the region. Currently, we are in the process of trying to distill the lessons that we have learned through this experience.



We have discovered that our interventions involve civil society, the government as well as the private sector, and, in particular, the intersection between those three spheres of activities. It can take place, for example, between the government and the private sector through the reform of local laws in China, involving the WTO accession and compliance. Another intersection might be between civil society and the government concerning reforms that are necessary in order for citizens to obtain access to justice. We have a very large program in Pakistan that deals with all sorts of issues.

We will propose new interventions that will focus specifically on the nexus between these various spheres and try to determine: Which are the best kinds, the most effective types of interventions for multilateral development banks, such as the ADB?

Now I'd like to turn over to Mr. Sharif to give you a few more concrete examples.

**【シャリフ】** Thank you very much. I would like to inform you about how the ADB, as a development bank, got started in law and policy reform and the sorts of activities it has been supporting.

The ADB's interventions go back to its Policy on Governance that was adopted in 1995. In the aftermath of the governance policy, the main focus of ADB's law and policy reform activities was basically on supporting and enabling environment for a market economy.

As the ADB sees economic growth as the driver of poverty reduction, it is very important to support the market economy. For this purpose a lot of technical assistance has been provided to enable developing countries of Asia to put in place basic market laws, such as insolvency law, secured transaction law, company law, improvement in banking law, etc.

Examples of this are: in Mongolia. ADB has also supported, development of capital market; in Pakistan, the Philippines and Indonesia, and in the Kyrgyz Republic a very significant program to strengthen corporate governance has been supported by ADB.

However, as the ADB in 1999 re-engaged with poverty as the main overarching goal of its operations, the ADB's law and policy reform activities also began to support a more equitable economic growth. This has led to many new initiatives and many new areas in which we now operate.

An example of this is the support to increase the availability of information to citizens. In many countries, not even the basic laws are available and ADB has played a key role in enabling developing countries to disseminate information, particularly legal

information like laws and court decisions, to their citizens.

ADB has also had to get involved in much broader issues of access to justice. By this I mean looking at the relationship between citizens and institutions of the state that are in charge of service delivery. This has been a focus particularly in countries where ADB is supporting decentralization programs — for example, currently in Pakistan, Indonesia and the Philippines. When you look at service delivery, it's important to appreciate that the bureaucracy lies at the center of this service delivery. And, in a sense, a lot of dispensation of justice takes place at this level. Therefore, there is a need to look at government procedures, working of bureaucracies and ways to make the bureaucracy more accountable to citizens. This means that we have supported internal grievance procedure mechanisms and what lawyers understand as broad interventions in the development of administrative law.

The third area on which I'd like to focus relates to some regional initiatives that the ADB has supported. In the aftermath of the 1997 economic crisis, ADB provided support for the insolvency and secured transaction law reform in developing countries affected by the contagion. This has led to regional workshops, development of common principles for insolvency and secured transaction law reform. In fact, in many countries such as Vietnam, Sri Lanka and Bangladesh, ADB is actively involved in supporting secured transaction law reform.

The second regional initiative to which I'd like to draw your attention is the area of legal empowerment. Again, this means looking at legal and judicial reform from the perspective of access to justice issue. In the context of legal empowerment, we have looked at different mechanisms that can be used to strengthen citizens' engagement with the government and legal institutions. We have looked at the ways in which development projects can incorporate features that will enable citizens to get better service delivery.

The third regional initiative to which I would like to draw your attention is judicial independence. In the summer last year, ADB held a major seminar on judicial independence that was attended by many chief justices, law ministers and members of civil societies from many developing countries. The final study report is now available on the ADB website.

I would like to stop here and hand over to my colleague, Eveline Fischer. She will speak about ADB initiatives in the Mekong and Southeast Asia. Thank you.

【フィッシャー】 Good morning. I would like to focus, in particular, on two projects that ADB has been involved in Vietnam and Cambodia.

The project in Vietnam was a technical assistance project for the retraining of government legal officers. It was a large program for ADB; it took several years to deliver and required S\$1 million.



The thing that we wanted to achieve with this program was to change the mindset of Vietnamese lawyers, rather to change their way of thinking about legal issues. The problem was that, before, in the law schools in Vietnam there was purely lecturing and there was a rote mode of learning. People did not learn how to actively analyze issues and how to find solutions themselves. Then what happened was that lawyers, when they were confronted with a real problem and they did not have their teachers next to them, they were unable to come up with a solution by themselves, and this was what we wanted to change through this program.

What we did was, first, to have a six-month program to train trainers. We wanted this to be a program delivered by Vietnamese in Vietnamese to Vietnamese. Therefore, first the government selected a number of trainers who were already trainers or teachers at the law school in Hanoi, who had sufficient level of English; they underwent additional English training and after that they went to Melbourne University Law School, where they were trained in adult-teaching methodology, legal skills development and some specific substantive law subjects. After that, they went back to Vietnam and delivered ten courses of three months each in Vietnam. Under this program 1,000 Vietnamese lawyers were trained.

Now, as I mentioned before, one of the special values of this program was that new teaching methodologies were applied. The way the Vietnamese teachers taught their students was through dialog, role plays and moot court exercises. Of course, there were lectures on certain subjects but it was intermingled with the dialog method. Afterwards, when we went around and checked with the participants of all these training courses, we were told that what really made a difference for them and what they really liked about the program was the fact that during the courses they were not passively absorbing knowledge, but they were immediately forced to use it in the classroom.

I'll stop here about this program, except for one last point I'd like to comment about this program: that

the Vietnamese really took it over and now it is institutionalized in the Vietnamese system; they have their schools that continue delivering similar courses.

Now, a few words about Cambodia where we have been working on a technical assistance program for the implementation of the land law. This program consists of three components. First one is drafting implementing decrees; second is the training of persons who implement the law; and the third is public awareness-raising, helping people to obtain the right that they are entitled to under the land law.

About the drafting component, what is quite important is the process being involved. Rather than foreign consultants coming in, as happens so often, who draft legislation, drop it and go away, this has been a very interactive process involving the Cambodian counterparts.

Moreover, we are not only looking at the law; we are also looking at: How does it fit into the need of Cambodia and into the overall policy environment? What happens is, we start with listing policy issues that should be included in the sub-decrees. This is done through discussion with the Cambodian counterparts. Then, a policy paper is developed. The next step, also very important, is public consultation to receive written and oral comments from all stakeholders. Subsequently, a draft of sub-decrees consistent with the policy paper is developed, and then there is another round of public comments and another round of revisions incorporating public comments. Finally the draft gets approved and submitted to the Council of Ministers. Therefore, it is a very interactive program seeking the feedback from as many stakeholders as possible.

On the public awareness component, I would like to mention that we have worked with actors who have produced a video to make the land law come alive for the general public. These videos are shown on TV in Cambodia and there have been numerous reruns. The general public can see, through a drama that is an interesting show to look at, how the law actually works and what they should do in order to register their rights.

I think we are running Out of time, so I will stop here.

【司会（三澤）】 Thank you very much for your informative presentation.

Could I start Question and Answer Session?

それでは、質疑応答に入りたいと思います。先ほども申し上げましたが、本日は通訳の用意がございません。また、私の英語も大変怪しゅうございまして、御質問の趣旨を正確にお伝えする自信が全くございません。それで、是非質問者の方に

は御自身で、英語で質問をお願いいたしたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

【森島】 My name is Morishima. May I raise  
two questions? First, I'd like to ask you, how much  
is the budget for the legal assistance program in  
general, the ADB budget for the legal assistance  
program per year? That is my first question.

Secondly, in the Japanese legal assistance  
program in Cambodia, we are now drafting the civil  
code — probably everyone knows about that. Of  
course, civil code has some relationship — not only  
some — a very intimate relation with the land law.  
So we would like to talk with the ADB staff about the  
land law and the civil code in the very near future.  
Can we discuss this matter? Since time is very  
limited, I have no time to discuss in detail substantive  
matters, but are you prepared to discuss the matter  
with us? That is my second question. Maybe the  
second one is just a request.

【ミッチェル】 On the first question, I'm going  
to ask Hamid Sharif to respond, and then Eveline will  
respond on Cambodia.

【シャリフ】 On the budget, let me say that we  
don't have any budget specified as such for law and  
policy reform activities. What happens in fact is that,  
as part of country strategies, our regional departments  
engage in a dialogue with the country concerned.  
And then, if a county is interested in pursuing law and  
policy reform, our staff will speak to them about  
possible assistance that ADB can provide. That  
assistance usually begins in the form of technical  
assistance and ranges from 150,000 to even 1 million  
or more. This may result in a loan. Again, the size  
of the loan will depend on the demand of the country  
in question. So far, we have only made one  
stand-alone loan for law and policy reform, but we do  
have, in many loans, components that focus on law  
and policy reform. And again, the size of these  
components varies according to the demand from the  
country involved. Thank you.

【フィッシャー】 Regarding the second question  
on the civil code and the land law in Cambodia, I'm  
very well aware of the issues that are on the table and I  
would be delighted to discuss it at length at some other  
occasion. So, let's keep in touch on that.

【森島】 Okay. Thank you very much.

【司会 (三澤)】 他に御質問がおありでし  
ょうか。矢吹先生、お願いいたします。

【矢吹】 My name is Kimitoshi Yabuki. I'm the  
director of the Office of International Affairs of Japan  
Federation of Bar Associations. Our federation, the  
JFB, has involved in the training of lawyers in  
Cambodia for several years. Through that experience  
I have one question.

Financial institutions, like World Bank and ADB,  
are very often in the center of coordination of donor  
organizations. My question is, how can you  
coordinate your two laws? The first law is the law  
for a financial institution; the second one is the law  
as a supporting organization of developing countries.  
You always discuss poverty reduction or human rights.  
However, what financial institutions have done and  
focused on so far are finance-related laws, like secured  
transaction law, arbitration law or bankruptcy law  
which require to be effected expeditiously. In my  
experience, I got an impression — if my impression is  
not correct, please correct me - that financial  
institutions put importance on the speed and certain  
types or areas of law as I mentioned earlier, and do not  
finance the training of legal professionals. However,  
in developing countries, assistance in many areas,  
such as the training of legal professionals, needs  
certain period of time. For example, in Cambodia,  
Japan and France have worked on the training of  
judges and lawyers, but ADB has not been involved in  
the training of such professionals. So, my question  
is: How have you coordinated your laws, laws of a  
financial institution and laws for coordinating human  
rights and donors in such countries?

【フィッシャー】 Thank you very much. I  
think there is a misunderstanding that ADB is only  
focusing on the legislation in the financial area. For  
instance, the land law in Cambodia is a quite different  
area and we are not only involved in the legislation in  
that area, but also in the training. Under this program,  
for implementing the land law, we have developed a  
training book, which is now being used in the royal  
school for judges and prosecutors.

So, we are focusing on quite different subject  
matters. I hope that that answers your question.

【森島】 May I interrupt you? Morishima again.  
For the training, are you providing loan or you provide  
just free training courses?

【フィッシャー】 We are not providing a  
separate loan for training. We do provide technical  
assistance.

【森島】 By yourself? In that case, as a financial  
institution, are you allowed to provide such service to  
the developing countries? That may be his question.

【フィッシャー】 ADB provides the funds,  
which are used to pay for external consultants selected  
by ADB in consultation with the government  
concerned. ADB staff work closely with the  
consultants.

【野口】 May I add one thing...? 野口ですけれ  
ども、今出てきている言葉の中で、テクニカルア  
シスタントというのは、グラントで、返さなくも  
いい金のことです。ローンのほうは、10年とか

20年とかをかけてバロアのほうが返す金です。それで、ADB の場合は、このLPRのプロジェクトの大半は、グラントのテクニカルアシスタントでやっていますけれども、先ほどハミッドが説明しましたように、パキスタンの関係では、access to justice のローンなどがあると。これは別の形態であります。

【司会（三澤）】 矢吹先生、よろしゅうございましょうか。

それでは、時間の関係もごさいますので、午前の部を終了いたしたいと思ひます。

Thank you very much for your participation in spite of your tight schedule. I sincerely appreciate you, Mr. Mitchell, Mr. Sharif, Ms. Fischer and Mr. Noguchi. Thank you very much. (拍手)

それでは、これで午前の部を終了いたします。これから昼食の休憩に入ります。午後の部は1時30分より開始いたします。その時刻までにこの会場にご参集ください。

それでは、これにて午前の部を終了いたします。ありがとうございました。

( 休 憩 )

#### 基調講演

#### 「ラオスの司法改革と日本の支援」 ダヴォン・ワーンヴィチット ラオス最高人民裁判所副長官

【司会（三澤）】 それでは、時間が参りましたので午後の部を開始いたします。

午後はまず、ラオス最高人民裁判所ダヴォン・ワーンヴィチット副長官より基調講演をいただきます。ダヴォン副長官は、現在ラオス法整備支援プロジェクトの一環である判例集改善等のために来日中です。ダヴォン副長官のほかにも数名のラオスの法律家の方々が現在来日中でいらっしゃいまして、本日後方のブースにてダヴォン副長官の講演をお聞きになっていらっしゃいます。

ダヴォン副長官の講演の演題は「ラオスの司法改革と日本の支援」でございます。本日、ラオ語と日本語の通訳を名古屋大学の瀬戸裕之氏にお願いしてございます。それでは、ダヴォン副長官、よろしくお願ひいたします。

【ダヴォン】 会場の敬愛する皆様、そして日本の皆様こんにちは。私はこの度セミナーに参加し、日本の皆様と意見を交換する機会を得られたことについて、ラオス人民民主共和国からの研修員を代表して、心から感謝の意を表したいと思ひます。



この度のセミナーは重要なテーマのもとに行われております。我々はこのセミナーをグローバル化の時代にラオスの法制度を発展させるための貴重な教訓を得る場であると感じております。さらに、この度のセミナーの主催者、とりわけ日本の法務省法務総合研究所に対し、我々に、日本の皆様から直接よい経験及び実践を学ぶための機会を与えてくださったことについて、感謝の意を表したいと思ひます。

我々は日本で得た経験及び実践をラオスに持ち帰り、法務に関する本、例えば検察官マニュアル、民法や商法の教科書、判例集などの今回のセミナーで得た知識を基に作られた本の作成を実現させるために、それらの知識を応用していきたいと考えております。

私の時間は限られております。そのため、大きく二つの部分についてお話ししたいと思ひます。すなわちラオスにおける法整備と日本からの支援であります。初めに、ラオスにおける法整備について御説明します。まず、ラオスにおいて憲法及び法律が制定される以前のことについて御説明申し上げます。1986年にラオスは改革路線を開始しました。すなわち外国との関係を開放し、計画経済を市場経済へと転換して、法律によって国家及び社会を管理するという路線を実行しました。

その実行の手段として法律及びその他の法令は最も必要なものであると言えます。1989年の終わりごろに、刑法、刑事訴訟法、人民裁判所法、検察庁法などの法律が第2期最高人民議会によって採択され、国家主席令によって公布されました。憲法については1991年8月15日に公布されました。これらは、国の経済、社会を管理するために憲法及び法律が制定され、真に市民の権利が保障されるようになった歴史上重要な出来事でありました。

次に、憲法及び法律が制定された後について御説明します。憲法の制定以降の司法機関、すなわち人民裁判所と人民検察庁に関して御説明しますと、それらの二つの機関が分離独立した機関となりました。かつては、最高人民裁判所と人民検察庁は司法省の中に置かれており、司法大臣が一人でこれらの職務を担当しておりました。この時期における裁判所制度について御説明しますと、最高人民裁判所、地方人民裁判所、これには県レベルの人民裁判所と郡レベルの人民裁判所が含まれます、並びに軍事裁判所によって構成されておりました。

そこで重要なことは、それぞれの法廷が裁判官1名と人民参審員2名によって構成されていたことでもあります。このような人民参審員制度は1991年12月まで行われておりました。しかし、その後廃止されました。というのも、人民参審員に不備があったからであります。例えば、各人民が自らの機関や工場での自らの仕事があるために、定期的に裁判所で人民参審員としての職務に就くことができず、事件を検討する時間があまりない上、法律面の知識が限られていたために、事件の審理において困難を引き起こしていたからであります。

次に、その時期において裁判所及び検察庁で働いていた人材について御説明したいと思います。彼らの多くは1985年に設立された、ラオスで唯一の法曹養成機関である中級法律学校を卒業した法律家であり、まだ若く、経験も豊富ではありませんでした。そのため初期における任務の実行において多くの失敗を避けることはできませんでした。ともあれ全国の人民裁判所は継続的に判決を行うことができ、多くの事件において紛争当事者に対し正義を実現してまいりました。また、ある一定のレベルにおいて法律に違反する行為を制限してまいりました。

立法についてですが、行政、経済、文化、社会及び天然資源の分野に関して管理するための明確な法律が制定されてきました。例えば政府法、事業法、教育法、土地法、農業法、森林法などでありまして、それらすべてを合わせてこれまでに約50の法律が制定されてきております。

ラオスの経済社会状況が発展してきていることに伴い、また、ラオスと国際社会との結びつきが

ますます強くなってきていることに合わせまして、2003年の5月に憲法を改正し、そのほかに幾つかの新しい法律を公布しました。

次に、憲法を改正して以降の法律の公布状況について御説明します。人民裁判所に関する憲法改正の内容に基づきまして、人民裁判所制度に控訴裁判所が新たに加えられました。また、必要な場合に依じて国会常務委員会の決定に基づき部門別の特別裁判所を設置できることになりました。

また、改正された憲法の第80条におきましては、最高人民裁判所は国家の最高裁判機関であると定めております。最高人民裁判所は、すべての級の裁判所及び軍事裁判所の司法行政を行い、すべての裁判所の判決を検査できることになりました。これまでににおいては、地方人民裁判所は司法省の直接の管轄下に置かれていたからであります。

2003年10月21日に、第5期国会におきまして人民裁判所法及び検察院法を改正いたしました。この改正された人民裁判所法の新しい内容は、最高人民裁判所、控訴裁判所、県（及び中央直轄市）人民裁判所に刑事部、民事部に加えて、新たに商事部、家庭部及び児童部を設けることになったことです。最高人民裁判所は、訴訟当事者から破棄を求められている、又は人民検察官から異議が出されている控訴裁判所、県・中央直轄市人民裁判所が控訴審として既に審理し、判決を出した事件につきまして、上告審、あるいは破棄審として審理を行います。

かつては最高人民裁判所が第一審となったり、あるいは破棄審、監督審として事件の審理を行ってきました。そのために、これまで裁判事件を長引かせ、裁判所の判決の執行を差し止めていた原因になっていたからであります。

その他に検察庁の組織の問題、あるいは司法省の活動の問題につきましては、もしお時間がありましたら、皆様からの御質問に答えさせていただきますと思います。

今日、我々は人民裁判所の制度が徐々に完全なものになるように改善及び設立を行っている最中でありまして。特に、控訴裁判所につきましては、法律によればラオスの北部、中部及び南部に設置される予定であります。まずは首都ビエンチャンに中部控訴裁判所を試験的に設置する予定であります。そして、そこにおいて教訓を蓄積してから、北部と南部にそれを拡大して設置する予定であります。

私の予想するところでは、2004年の3月の中旬、あるいは4月の初めに第5回通常国会が開かれます。そこにおいて新しい法律を採択し、また、幾つかの法律を改正する予定であります。例えば、裁判所判決執行法、あるいは刑事訴訟法、民事訴訟法を改正する予定であります。

次に、私は第2部として、日本からの支援について述べたいと思います。とりわけ司法及び法律

分野における日本の支援について御説明したいと思っております。1998年より日本の専門家がラオスを訪問し、ラオスの法律分野の職員に対しまして法律に関するセミナー、あるいは研修といったものを行ってまいりました。1999年以降、多くの学生が修士レベルの法学教育を受けるために、名古屋大学に留学しております。

2000年12月28日に、日本の作業グループ及び専門家が話し合いを行い、相互に意見を交換した後にラオス側の関係機関、すなわち司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力しまして、司法及び法律分野におけるプロジェクトの覚書に調印をしました。そして、2003年8月8日に司法及び法律の発展のためのプロジェクトにおける技術協力に関する覚書に署名をいたしました。これらの協力は、我々裁判所にとって重要な出来事であります。

ラオスが、他の国、又は他の国際機関よりも、日本から法律面の支援及び協力を求めたかった理由は以下のとおりであります。まずは、ラオスの人民と日本の人民の文化及び習慣がとてもよく似ているからであります。二つ目の理由は、日本の法律が非常に整って十分なものであるからであります。そのため、ラオスにおいてこれを応用することができると思われました。さらに、日本における人的資源が他の国よりも進んでいると見ております。三つ目の理由としましては、日本の科学技術が非常に高度に発展しているからであります。

過去3年間におきまして、ラオスと日本が合意して次のことについて協力を行ってまいりました。一つ目に、司法及び法律業務というテーマによりまして裁判所職員及び法律関係機関の職員に対してセミナーを開催してまいりました。二つ目に、ラオスの裁判所職員及びラオスの他の法律関係機関の職員に対しまして、日本において研修を行ってまいりました。三つ目に、法律の起草及び法律の管理における技術面における支援を行ってまいりました。四つ目に、法律の起草において資料、情報及び機材を与え、法制度の発展、特に裁判所の改善のために支援してまいりました。

以上、述べましたように、今日までにおいてJICAはラオスの職員に対する法律に関する研修を日本とラオスの両方で行ってきておりまして、さまざまなラオス側の機関から研修に参加した職員は全部で約600人以上にも及んでおります。この研修の特徴といたしましては、法律の問題を明確に理解させるために、まず研修を5週間行い、それぞれの科目について学習させた後に、JICAは試験を実施しております。それは、そのトレーニングの質を高めるためであります。

次に、将来この協力のプロジェクトが効果的に実行されるために、特に最高人民裁判所について日本及びラオスは次の活動を行う予定であります。一つ目に、最高人民裁判所の中に作業チームを設

け、詳細な作業計画を作成することです。二つ目に、選抜した判決の内容をチェックすることです。三つ目に、判例集の内容を執筆することです。四つ目に、判例集を印刷し、各機関に配布することです。五つ目に、判例集の執筆及び作業の進みぐあいを検査することです。六つ目に、裁判所職員及び法律家に対して、法律問題に関する教訓を継続して提供することです。七つ目に民法及び商法に関するテーマのセミナーを行うことです。八つ目に法律家のためのセミナーを、少なくとも1年に1度行うことです。九つ目に、ラオスの裁判所の職員及び法律家に対して、日本での研修を引き続き行うことです。

私が日本に来る直前の2003年12月23日に、過去におけるこれまでの活動の評価及び将来に行うべきプロジェクトの活動計画に関する会議を最高裁判所、人民検察院、司法省の三つの機関による共催で行いました。これによって、これまでのプロジェクトそして将来のプロジェクトの実行における相互の理解が形成され、また、日本側とラオス側は相互が誠実であるといったことが明らかになりました。

最後に、参加してくださった皆様のますますの御発展と御多幸を心よりお祈り申し上げたいと思っております。日本とラオスの間における法律面の協力が今後とも持続し、更に一層発展することを心より願っております。ありがとうございました。

【司会(三澤)】 ダヴオン副長官、どうもありがとうございました。時間の関係もございまして、会場から一つだけ質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手願います。

【質問者】 国際協力部教官の山下です。憲法改正の経緯を説明していただいてありがとうございます。裁判所制度の改革で控訴裁判所はいいのですが、説明によると、国会常務委員会の承認を得て特別部門の裁判所を設けることができると改正したということです。一方で、先ほどの説明では、民事、刑事部のほかに商事部と家庭部でしたか、新たに設けたとあります。その特別部門の裁判所というのは商事部のことを言うのでしょうか、それとも、それとはまた別個のことを言うのでしょうか。以上です。

【ダヴオン】 御質問ありがとうございます。まず最初に、特別裁判所についてであります。特別裁判所は憲法の改正によりまして国会常務委員会の提案により、必要がある場合におきまして設立することができるようになりました。この特別裁判所というのは、現在ある人民裁判所の制度の中に設けられるものではありません。そして、先ほど私が申し上げました商事部、あるいは家庭部、児童部といったものは、現在ある裁判所の中に設けられるものであります。

まとめますと、そのために特別裁判所というも

のは現在ある人民裁判所の制度の外に置かれるものであります。例えば私の知っている限りでは、フランスにおきましては行政裁判所、あるいは商事裁判所が通常の裁判所の外に置かれているものと認識しております。以上です。

【質問者】 ありがとうございます。

【司会（三澤）】 ダヴォン副長官、どうもありがとうございました。また、通訳の瀬戸さんもうもありがとうございました。

それでは、これにてダヴォン副長官の講演を終了いたします。（拍手）

法整備支援現場レポート  
（インドネシアから TV 会議）

平石 努

在インドネシア J I C A 企画調整員、弁護士

【司会】 それでは、引き続きまして平石努弁護士による「法整備支援現場レポート」をいただきます。本日はインドネシア J I C A 事務所とテレビ会議システムで接続されております。平石弁護士は 2003 年 9 月から在インドネシア企画調査員としてジャカルタに滞在しておられます。平石弁護士の派遣に当たりましては、日本弁護士連合会が全面的に協力しておられまして、その関係で本日は日弁連国際室長でいらっしゃいます矢吹公敏先生にお越しいただいております。

矢吹先生は先ほど ADB とのセッションで自己紹介なさっておられましたが、国際室長として法整備支援に長期的に、かつ、深く携わっておられます。矢吹先生、どうぞ前のほうにお越しく下さい。また、法務総合研究所国際協力部では、教官の山下輝年がインドネシアを担当しておりますので、山下もまた参加いたします。では、矢吹先生、山下教官、どうぞよろしく願いいたします。

【山下】 私たち二人が前に出る趣旨は、平石さんが向こうから見ていて少しでも知った顔がいたほうが安心するだろうということで、こんな顔でよければということで前に出ることにいたしました。平石さん、聞こえますか。

【平石】 はい、聞こえております。

【山下】 まず、いつごろからそちらにいて、これまでどんな活動をしてきたかを簡単に御紹介していただければ。もちろん、自己紹介を含めてですけれども、よろしく願いいたします。

【平石】 ありがとうございます。2003 年 9 月の下旬から、司法改革関連の J I C A 企画調査員としてこちらに派遣されております平石と申します。まだこちらに来て 4 か月ほどですが、本日は、現地で生活し、いろいろな調査を行った結果ですとか、現状の感想といったものをお話できればと思っております。

私のこちらでの活動としましては、インドネシアにおける日本からの司法改革支援プロジェクト発掘のために、司法制度、司法改革の現状や、課題にかかわる調査、検討などが主な内容になっております。

【山下】 すみません、ちょっとよろしいですか。マイクが遠いみたいなのですが、近付けられませんか。聞こえますか。そちらの声もよく聞こえるようになりましたので、先ほどの話したところの続きからで結構なのですが、活動の内容をお願いいたします。

【平石】 活動の内容といたしましては、インドネシアにおける日本からの司法改革プロジェクト

ト発掘のために司法制度ですとかの改革の現状、課題の調査、分析が主な内容になっております。

【矢吹】 平石さん、矢吹です。私のほうから一つ質問させていただきます。インドネシアで現在、司法改革が行われていると思いますけれども、こういった点が一番重要な点なのでしょうか。

【平石】 インドネシアの司法制度の背景から説明させていただきます。インドネシアは300年以上にわたりましてオランダの長期的な



支配下にありました。その間に法の支配が行われてこなかっただけではなく、1945年からの独立以降におきましても、1998年のスハルト政権崩壊による、いわゆる開発独裁時代が終了するまでにおいて、意図的に法の支配が軽視されたという経緯がございます。

その結果、ここまで国の規模が大きくなっていくにもかかわらず、法の整備、司法制度等の強化が遅れている背景がございます。現在におきましても、法律自体は存在しますが、民法、民事訴訟法、刑法などかなりの法律に関してオランダ統治時代のものを使用している状況にあります。それらの法律の原文はオランダ語なのですが、現在の法律家はオランダ語を解きませんので、インドネシア語の翻訳が使用されて、翻訳の誤りの危険性も指摘されております。

裁判制度に関しましても、判決文の理由付けは十分ではございませんので、同様の事案に対する判断も統一性がないなどの、様々な問題がございます。訴訟手続とか、裁判所の内部制度、裁判関係者の能力開発などの改革を要する点は多いのです。また、司法マフィアなどと呼ばれて、司法関係者の間に広く汚職が存在すると言われており、これも問題とされています。

【矢吹】 そういった背景を踏まえて、現在司法改革ではこういったことが重要視されているのでしょうか。

【平石】 司法改革につきましては、インドネシア国内でも重要なこととして認識されております。毎日とは言いませんけれども、週に何回かは司法改革関連の記事が新聞に掲載されています。私がこちらに来ましてから4か月の間にも、憲法裁判所が活動を開始したりですとか、憲法を改正する憲法委員会や反汚職委員会が設立されたり、法務人権省から最高裁判所に下級裁判所に関する司法行政権移管のための法改正が行われるなどの動きが見られます。

その中でも、最高裁判所長官は改革に積極的に2003年10月に最高裁判所から包括的な裁判所の改革計画が発表されました。

【山下】 すみません。やはりマイクが遠いの

で、もっと手前に引いていただいて、逆に手で持っていていただくぐらいで話していただけるとありがたいのですが。しゃべってみてください。聞こえますか。

【平石】 聞こえております。

【山下】 その状態をお願いいたします。憲法裁判所がつくられて、もう活動し始めたのでしょうか。その辺は御存じでしょうか。

【平石】 憲法裁判所が設置されて、様々な法律が現在審議されております。

【山下】 分かりました。平石さん自身は弁護士で、もちろん日本の裁判実務もよく知っておられると思われませんが、インドネシアの裁判所の現実を見に行かれたことはありますか。そのとき受けた印象でも皆さんに御紹介できればと思います。

【平石】 昨年12月に中央ジャカルタ地方裁判所に視察に行ってきました。中央ジャカルタ地方裁判所は、インドネシアにおきまして中心的な裁判所になりますが、ここでもインフラ的にはエアコンが使われている法廷は一つしかございまして、一般の法廷では窓とかドアを開放して審理を行っている状況でございました。

また、多くの方が裁判所の内外にあふれておりまして、強烈な印象を受けました。現地の弁護士の方にお聞きしましたところでは、審理の期日は設定されるのですけれども、審理の順番ですとか時間が設定されることはなくて、朝、弁護士が裁判所に行きましてから、書記官に出頭を報告すると、その後、何時間でも待たされるといった状況でした。

審理の順番だけではなくて、裁判手続の進行とか、判決書の交付まで、事件管理手続きに書記官と裁判当事者の間に癒着が生じやすいような不透明な制度であることが問題だと思います。

【矢吹】 平石さん、ありがとうございます。私から最後の質問ですけれども、平石さん、随分長く法整備支援に参加することを希望されてインドネシアに発たれたわけですが、現地で何か苦労話等があれば御紹介ください。

【平石】 苦労話と言うのとは少し違うかもしれませんが、二点隔靴搔痒といえますか、フラストレーションを感じる点がございまして、一つ目は言葉の問題でございまして。インドネシアの司法制度を調査するに当たりましては、法律ですとか判例の原文を直接読めれば、それが早くて正確だと思うのですが、いかんせんなかなか資料を理解して読めるところまでは至っておりませんので、限られた翻訳資料で調査を進めなければいけないところにフラストレーションを感じます。

また、二つ目にインドネシアにおきましてはまだ本格的なプロジェクトは始まっておりませんので、私はインドネシアのJICA事務所の中に席を置いて活動をしておりますが、カウンターパートと密にコンタクトを取るのが難しいことがござ



います。

【山下】 カウンターパートと連絡をとるのが難しいということですが、一昨年あたりからインドネシアに対して研修をやっているのですが、研修に行った人たちとはコンタクトは取ったりはしておられますか。

【平石】 はい。研修から帰られた方とはコンタクトをとらせていただいております。私はこちらに来るまで、インドネシアの司法関係者の方との行き来はなかったものですから、研修から帰られた方ですとか、日本で研究をされた方とコンタクトをとりまして、個人的にお付き合いをさせていただいております。

【山下】 協力的でしょうか。それとも、なかなかコンタクトがとれないとか、そういうことはありますか。

【平石】 研修で日本に行かれた方につきましては、非常に親目的な方々ばかりで、日本の司法制度に対する比較法的な視野もございますので、御協力をいただいております。

【山下】 分かりました。まだ二、三分ありますので、せっかくですから、もし会場の方で何かインドネシアにいる平石さんに聞きたいこと、あるいは、インドネシアに行かれた経験がある方で助言してあげたいことがありましたら、是非お願いしたいと思います。作本さん、どうぞ。

【作本】 平石さん、お元気ですか。アジア経済研究所の作本です。インドネシアの暑い中で、今回の法整備支援の御活躍、御苦労さまです。とりわけインドネシアでは、今裁判制度の改革に大きな焦点が当たっておりますので、おそらく支援のほうもかなり難しいこともあるかと思っておりますけれども、どうぞお体に気をつけて頑張ってください。

【平石】 どうもありがとうございます。

【山下】 他にございますでしょうか。マイクのある席に移ってください。

【島田】 初めまして。名古屋大学の島田と申します。何度か御連絡をいただいたのですが、なかなかお会いできなくて申しわけありません。最近の話を聞かせていただいて、大変参考になりました。私から、法整備支援の発掘ということで、是非この点について調べてみてほしいというお願いを二つほど申し上げたいのですが。

一つは、こちらの法務総合研究所での研修が過去に2回行われています。その間に裁判所や検察の方がいらっしゃっていましたが、主にジャカルタ近辺の方が中心でした。これは選任の、セレクションの作業の都合などもあるのですが、主にジャカルタ中心の方が来ていました。やはりジャカルタの裁判所の質というのかなり悪いのですが、地方に行くと更にそれが劣悪になっているという状況もあります。したがって、是非地方での能力向上にはどういう手法が可能かということ、一

度お調べいただけたらいいと思います。

もう一つは、今回日本の法整備支援で主に対象になっているのが、裁判行政能力の向上という点に焦点が置かれています。私が是非お願いしたいのは、一般国民の方が裁判所へのアクセスをどのように確保されるかという問題に少し注目していただければいいと思います。インドネシアではもとも法律扶助 NGO というのが非常に盛んです。これは日本のものとは性質が違うかもしれませんが、これはかつて法の支配があまり重視されていない時代においても、非常にインドネシアの一般国民の方が法裁判所を利用するのに役に立っていました。

ただ、最近聞くところによりますと、どこも非常に財政的に困難で、ほとんど破産の危機に瀕しているということも聞きます。もちろん、そこに経済的支援を送るというのはどうかと思うのですが、ただ、今の法整備支援では重視されていない裁判所へのアクセスという問題についても、是非何か役に立つプロジェクトを考えていただければいいと思います。ありがとうございました。

【平石】 貴重な御意見ありがとうございます。能力の問題もありますけれども、御指摘いただきました点に留意しまして、これから努力したいと思います。

【山下】 どうもありがとうございました。慣れないニュースキャスターと慣れない現地レポートのようで申しわけありませんでした。平石さん、どうもありがとうございました。

【矢吹】 ありがとうございました。

基調講演  
「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」

森嶋昭夫  
地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授

【司会（三澤）】 それでは、引き続きまして、森嶋昭夫先生の基調講演に移りたいと思います。森嶋先生、どうぞ前方にお越しく下さい。

森嶋先生につきましては、改めて御紹介申し上げるまでもないのですが、地球環境戦略研究機関理事長、名古屋大学名誉教授でいらっしゃいます。法整備支援の分野におきましては、JICAベトナム法制度整備国内支援委員会委員長であり、民法改正共同研究会委員長でいらっしゃいます。また、カンボジア法制度整備につきましても同様であり、国内支援委員会の委員長であり、民法部の会長でいらっしゃいます。まさしく我が国の法制度支援事業の第一人者でいらっしゃいます。

本日は森嶋先生から、「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」という演題で講演をいただきます。なお、これより後の講演、報告につきまして、御意見や御質問は4時5分からの自由討論、質疑応答の際にお寄せいただければと思います。それでは、森嶋先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【森嶋】 森嶋でございます。今日の演題でございますが、「相克」という言葉が使っておりますけれども、これは、ドナーの思惑がそれぞれ違っているということで、この言葉自体は主催者側からいただいたものですので、そのように御理解いただきたいと思います。また、「調整」とございますけれども、調整できるということではなくて、調整が困難だという意味でございますので、それもあらかじめ御了解いただきたいと思います。

今御紹介がございましたように、私はJICAによる法整備支援のプロジェクトが始まる前から、名古屋大学にいましたころから法整備というよりも、ベトナム等において法律がどういう状況になっているかということ調査したりしてアジアの法律家と交流してきた関係で、最初からJICAの法整備支援事業にもかかわってまいりました。そこで、その経験に基づいて法整備支援事業というものについて若干お話し申し上げたいと思います。

なお、法整備というものは、それぞれの方がイメージを持っておられるでしょうけれども、現実にはそれぞれの国がその国益に基づいてODAを展開しておりますし、また、国際機関もそれぞ

れの国際機関の戦略に基づいて法整備を展開しているわけでありまして。また、支援というのも、現時点ではODAないしは国際機関による無償支援、あるいは投資（融資）という形で行われているわけでありまして、人によっては法整備支援はこのような国の事業ではなく、民間が展開すべきであると言う人もいます。

先ほどNGOの話がありましたけれども、NGOがいろいろと裁判へのアクセス等について、途上国の一般の人たちに対してサポートすること自体については、もちろんそれをやっていけないということは全くありません。例えば名古屋大学などでも、JICAの事業が始まる前からそういうことをやってきたわけでありまして。しかし、先ほどのADBの話でも分かりますように、法整備支援事業ということになりますと、かなりの資金がかかります。金のかかることでありますから、ここでお話をしている法整備支援事業というのは、資金がなくて行ういろいろな試みについては、ここでは一応お話の範囲外ということで進めたいと思います。したがって、ここで対象としている法整備支援事業というのはODAないしは国際機関が資金をつけてやっていく事業ということでお考えいただきたいと思います。

このような形である国なり国際機関がやってきた、他の国の法律あるいは法制度に対する整備をしていこうという事業、と申しましょうか試みは、1960年代にアメリカが、アフリカの諸国が第2次世界大戦後独立していく過程で、ロー・アンド・ディベロップメントという一環として、共産諸国に対する対抗勢力をつくるために、これらの国にアメリカン・デモクラシーを植えつけるために、アフリカ諸国にさまざまなアメリカ式の民主主義国家をつくることを目指して、ハーバードやエールの若手の研究者たちを中心に新しい国家創りの、顧問群を送り込んだわけでありまして。

しかしながら、それは結局御承知のように、アフリカの諸国に軍事政権をつくったり、あるいは一部の権力者をつくることになり、うたい文句としては、人権を守り、民主主義を確立するということだったのですけれども、政府の形はつくったけれども、結局はあまりアメリカン・デモクラシー、あるいはルール・オブ・ローは根づかなかったわけでありまして。そこに送られた研究者たちは失意のまま帰って、例えばエールなどでアフリカン・ローをその後講義した人たちは、このロー・アンド・ディベロップメントに対して非常に批判的な講義を展開したことは、ここにご出席の何人かの方は御存じかと思えます。

その意味で、1960年代にアメリカが展開した法整備は、アメリカのその当時の国益、つまり共産諸国に対抗する政治体制をアフリカの諸国に打ち立てようとした施策、そのためのアフリカ諸国の法律制度というか、政治体制をつくらうと

した試みであったわけであります。

その後、1980年代の終わりごろになりました。御承知のようにソ連が崩壊をしました。そして、東欧の諸国がソ連圏からほうり出された過程で東欧諸国が経済的に再建をするために、EBRDというヨーロッパのADBやワールドバンクみたいなものですが、ヨーロッパ復興銀行がこれらの国に資金を融資することになりました。しかし、それまで共産主義のソ連圏でしたから、東欧諸国ではお金を貸すのにあたって、受け皿となる担保法であるとか破産法はありませんでした。しかし、先ほどの矢吹先生の質問にもありましたが、EBRDは、融資をするための国際銀行でありますので、資金回収ができないところに金を貸すわけにいきませんから、担保法等をきちっと整備するために、融資を行う国に対してEBRDから職員が送られてきて、急遽これらの法律の整備をしたわけですね。しかし、EBRDは金融機関ですから、法律一般の整備はそのマンドートを超えますから、基礎的な法律は後でおつくりなさいということで、ローン貸す条件としての法整備が行われたというわけです。

しかし、東欧諸国は従来ヨーロッパの法律を背景に持っていますから、そうした担保法などを受け入れるということで、いろいろコンフリクトはあったかもしれませんが、それはそれで受け入れていくことができたわけであります。しかし、その後問題になりましたのは、中央アジアであるとか、アジアの国、カンボジアなどもそうありますけれども、先ほどお話がありましたように、それまでヨーロッパ法の伝統を持っていない国が市場経済に移行するに当たって、外国と取引をしたり、外国から投資をしてもらわなければならないことになるわけですが、そこへADBなどが乗り込んできたり、UNDPというのは融資銀行ではありませんけれども、UNDPなどが出てきますと、金をつぎ込んだけれどもそれが消えてしまわないような措置をきちんととるために立法措置や政府機関の整備をしてくれということで法整備の要望をしております。そこで国内的な体制整備の必要性に加えて外部からも法整備が求められているわけであります。こうしたいきさつの中で、1990年代の半ばぐらいから、これら市場経済移行国で法整備支援の要望が非常に強まってくるわけでありまして、我が国にもそうした中で法整備の要請が来ているわけであります。

このようないろいろな背景があつて、法整備が求められるわけでありますが、それでは、支援の内容、方法はどのようなものであつたかということになります。一つは、法律に関する技術的な支援であります。単純なものは、先ほども申しました担保法を立法してくれとか、破産法を作ってくれとか、それからもうちょっと大きな法律ですと、午前中竹下先生のお話もありました、民事訴訟法

とか、民法などの、個別の法律技術の移転をするということであります。

そして、さらにもう少し複雑なものになりますとシステムとして制度的な改革を求めるもので、例えば、裁判制度の改革ですが、その改革に当たっては、個別の立法で民訴法とか、先ほども問題になっていました商事裁判法とか、そういうものもかかわってきますけれども、体系的に制度そのものを変えていくということが入ってまいります。

ワールドバンクは、ルール・オブ・ローということを書いており、裁判制度の改革かと思うと、実はアメリカ的な法の支配、つまり、判例法を入れていこうということですね。アメリカの裁判制度と判例法を入れていこうということで、ワールドバンクが旧ソ連圏やアジアへの導入に大変関心を持っています。この話はまた後でいたしますが、ガバナンスとか何とかいうことは、実はアメリカ的な裁判制度を持ち込むこと、コモン・ロー的な考え方を入れるということであります。

裁判制度の改革だけではありません。他にもいろいろな制度の改革がありましようけれども、システムとしての制度改革を支援する場合には当然、先ほど最初に挙げた技術的な、法技術の移転ということが中には含まれているわけであります。

それから、法的な人材の人材育成ということもあります。法的な技術移転をするにしても、制度改革をするにしても、それを支える人材は、特に中央アジアとか、アジアとか、もともと市場経済法的な伝統を持っていないところでは人材がおりませんので、法や制度を運用する人材を育成する必要があります。これには短期の人材育成もありますけれども、極端な場合には、大学教育も含めて長期にわたる基本的な人材育成を必要とする場合があります。

もちろん、細かく言えばこのほかにもいろいろあるでしょうが、大きく言えば、以上のような支援の仕方があるわけであります。この他に、これらに伴って判例集とか、法令集とか、データベースを作るとか、様々な機材の供与というものがあります。

さらには裁判所の建物をつくってくれとか、担当職員の給与の補助をしてくれとかいった法整備支援の要請もあります。

そして、これらの支援の方法、内容は、実は支援国の戦略あるいは目的とかかわっているわけであります。そこで、次に、法整備の戦略がそれぞれの国によってどう違っているのかについて見てみたいと思います。実は、ドナー間における支援の相剋といいますけれども、これはドナーがどのような戦略を持って乗り込んでくるのかということにかかわっているわけであります。例えばEBRDとか、ADB、これらはもともと融資、ファイナンスをやる機関であ

りますから、国際機関といえども、メンバー国はみんな資金を拠出しているわけですから、自分たちが出した金がただ使われてしまうわけにはいかないわけで、融資した資金の返済が担保されるような法制度の整備をEBRDに求めるわけで、そこでEBRDの法整備の戦略は最初から資金回収のために被支援国の利益を直接目的としていないわけです。

先ほど私がADBに質問したさい、シャリフという人に予算は幾らだと聞きましたら、予算はないと言いましたけれども、それは当たり前です、融資をする機関で、ただで出す予算を最初から持っているわけではないわけです。後から女性がグラントだと言いましたが、あれは、もともと銀行の予算にはないもので、多分ADBですから、日本政府だと思えるのですけれども、ADBが日本政府に対して無償のグラントを法整備のために別途出してくれと言って、日本が拠出金以外に金を出したのだらうと思います。

そうしますと、日本から銀行業務とは別の用途に使える金をもらっているのですけれども、日本の顔はそこで消えてADBの金になって、ADBの融資の予算とは別にグラントとしてADBが付けてやるわけです。ところが、オランダのような国は、グラントとして出す場合にはちゃんとオランダの旗を立てさせるわけです。日本は謙譲の美德なのか、日本のポリシーをグラントに反映させていないのです。後で申しますけれども、ワールドバンクが法整備について調整をするための予算は、実は日本から出ている金なのです。日本はこれについて何も注文をつけずに黙って出しているものですから、結果的にはJICAの法整備の方針と接触するような調整をその金でやろうとしているわけです。私はそれを後で知ったものですから、そこでJICAを通じてワールドバンクの日本の理事に話をしてもらって、その話しをとりあえず差し止めてもらったということがあります。これは後でお話しますが。

実は、ファイナンスをする国際機関は、もともとただで金を使ってはいけません。それは当たり前なのです。見返りが無い金を勝手に使ったら、それは拠出入国に対する背任行為で理事の責任になりますから、ただで金をつけるときには、必ずただで使える金を別にグラントとしてよそからもらってきてやるのです。ADBとか、EBRDというのはこれまでそういう金はあまり持っていなかったのですけれども、最近では、環境関係などについては特にそうですけれども、かなりこのようなお金を持つようになってきました。ADBはごく最近かなり持つようになってきました。ワールドバンクはかなり前から持っていましたけれども。

それはともかくとしまして、EBRDやADBの法整備支援の戦略としては、資金回収

のために必要な法律の整備を自分の拠出者の利益のためにきっちりやるということでもあります。ですから、先ほどADBに私が質問しましたが、土地について担保をとって融資をしなくては行けませんから、そこで担保法絡みで土地法についてまずディクリーをつくらせているわけです。そこで土地法がJICAが作ろうとしている民法とかかわってくるので、ちゃんと調整しましょうと言ったのは、そういうことでもあります。

彼らの戦略、自分たちが融資する金がただで消えてしまわないようにするという目的のもとで、それに必要な法をきっちりカンボジア側にのませようとしているわけです。それをしなければお金を貸さないということでもありますから、彼らのほうからすれば当然のことをやっているわけです。しかしながら、多くの場合、特にADBはそうですけれども、その法律家は、先ほど野口さんが言いましたが、今までのところはほとんどアメリカ人ないしはインド人で、英米法系の人で、ヨーロッパ系の人はいませんので、ヨーロッパ的な感覚なしに英米法の技術をそのまま持ち込みます。

EBRDはわりあいヨーロッパ人が多いです、非ヨーロッパ的な法律をそのまま押しつけるということはあまりしません。EBRDには日本人がいましたけれども（なお、EBRDにも日本は大きな拠出国です。）、EBRDの場合には、東欧にはあまり英米法が入らなかったと思いますけれども、しかし、ADBの場合には、かなり英米法というか、アメリカ法が入っています。たまたまADBには私がハーバードで教えた学生がいて、おまえ、あまり余計なことをやってくれるなど言いましたけれども、彼らはあまりヨーロッパ法を知らないで、アメリカ法こそがいい法律だと思っています。特に担保法などは全然ヨーロッパ法と違ったものをぼんと持ってきて入れていきますので、今我々はカンボジアで非常に困っていますけれども、そういう問題があります。

これは彼らの戦略というのか、何のために法整備をするかということですが、彼らからすれば当然のことです。ですから、彼らの目から見れば当然のことをやっているわけですから、コンフリクトが起きるのは当たり前なのです。

それから、次にワールドバンクです。ワールドバンクは、これもお金を貸す銀行ですけども、彼らはもっとグローバルな観点を持っています。特にワールドバンクは、ウォルフエンソンというアメリカ人の総裁になってから、彼は非常にグローバリゼーションとかマーケットイズムということを主張しており、例えば経済でいいますと、IMFとワールドバンクは一緒になって、世界経済を市場経済で統一するというイデオロギーを持っています。

そして、法整備についても、1990年代の終

わりまではワールドバンクはほとんど関心を持っていませんでした。環境には非常に関心を持っていましたけれども。ところが、この人が総裁になってから、グローバリゼーションということが言われはじめました。グローバリゼーションというのは実はアメリカナイゼーションということなのですけれども。それでルール・オブ・ローとか、グッド・ガバナンスとかということが言われはじめました。先ほどJICAがグッド・ガバナンスと言いましたが、ガバナンスというのは日本語で考えられているのと違って、ガバナンスというのはいろいろなシステムを全部アメリカ的にしようということなのです。今日本の会社法などでも、みんなアメリカの会社法のようにしようとしています、あれと同じですね。みんなアメリカ的な仕組みにしようというのがグッド・ガバナンスなのです。

グローバリゼーション、あるいはマーケット・ローというふうには言っていないと思うのですけれども、実はそういうことだと思います。法律の場合に最大の問題は、法律制度において相手の文化社会というものを考慮しないで、市場経済をそのままその国の法律の中へ入れることではないでしょうか。それから、従来その国でどのような法律の仕組みであったのか、あるいは憲法体制も随分変わってきておりますけれども、特に家族法みたいな分野はその国の憲法がどうなっているかにかかわらず、国によってかなり違ってきます。男女の平等—それはそれでいいのですけれども、欧米流の家族観をそのまま持ち込むことはできません。アメリカン・デモクラシーこそが実現すべきバリューであり、それが法の最終目的であるということであり、そして、裁判制度もアメリカ的なシステムがルール・オブ・ローの根源であるという考え方を持ち込んでくるのがルール・オブ・ローであり、ワールドバンクの法整備の戦略であるように思います。

ただし、ワールドバンクは個別の法律制度ではなくて、全体のフレームワークを持ち込むということでもあります。そこで、ワールドバンクが法整備支援の中でイニシアチブをとって調整しようとするのは、結局個別の分野まで金を出してやるというのではなくて、法整備をするなら他の国がやるものも含めて、アメリカン・フレームワークに従ってくれということになります。ですから、フランスなどがワールドバンクの調整を非常に嫌がるのはそういうところに原因があります。

私の知る限りで他にもたくさんの国があると思えますけれども、スウェーデンなどは支援の規模も小さい、お金も少ないということもありまして、その国の社会の実態に触れるところではなくて、基盤整備みたいなところで、IT支援をしたり、法律データベース支援をやったり、周辺のところで支援をしています。これもまた、一つの戦略だと思えます。

フランスは、ベトナムやカンボジアがもとフランス領だったということもあるかもしれませんが、個別の問題というよりも、法学教育などの人材育成といった、基本的なところでフランス的なものの考え方を根づかせたいというロングレンジな戦略をとっているようです。そうではない分野の支援もありますけれども、基本的にはそういう戦略ではないかと思えます。

私は、オーストラリアは人材育成のための金を出しているのだと思っていたのですが、先ほどのADBの話で、あれは、多分日本のグラントの金だと思いますが、ADB経由の金で、トレーニングをオーストラリアのシドニーでやっているようです。先ほどの話を聞くと、人材育成はやっていきますけれども、オーストラリアはODAを出しているのではなさそうです。ADBとコントラクトでやっているのです。オーストラリアは、カンボジアにしる、ベトナムにしる、かなり人材育成には力を注いでいますが、どうも先ほどの話だと他人の何とかで相撲をとっているようです。

これに対して日本は、先ほどのラオスの話もありましたが、1996年にベトナム、1999年にカンボジアを始めていますけれども、最初から、その国の社会、文化を尊重して、法技術についての支援はするけれども、押しつけをすることはしない。実際には、向こうに全部イニシアチブを任せてもなかなか選択してくれませんけれども、できるだけ相手側にイニシアチブを任せていくという方針でやってまいりました。

ただし、スタートしたときは、まだJICAの方も何をやっていいのかわからないといった状態でありましたし、法務省も何をやるのかわからないという状態でした。私自身も正直言って、何をやっていいのかわからない、またどこまで何ができるのか、はっきり見通しがつきかねていましたから、日本は全く戦略なしに相手側と交渉しながら、あれをやるか、これをやるかという手探りの状態でやってきて、今日まで8年たったわけです。他方で、明確な戦略を持って、中身も何もなくて戦略だけを持って割り込んでくるワールドバンクみたいなのが自分の方針に沿って調整しようとする中であって、少なくとも日本が今までやってきたことについては、今のラオスの話も含めて現地では非常に高い評価を得ているのではないかと思います。ですから、私はこの時点で、法整備支援連絡会の皆さんに、日本が過去にやってきたことについて褒め合うということではなく、他のドナーのやり方やワールドバンクの調整のやり方も含めて、一度客観的な評価をしていただきたいと思えます。

それと同時に、日本の法整備支援について戦略一度考えていただきたい。それも、人権とか、憲法体制とかいった、観念論ではなくて、我々が今、支援事業をしているアジアが置かれて

いる現実の状況のもとで、つまりグローバリゼーションの中に貧困な状態の途上国が置かれているわけですが、そこにそれぞれのドナーや国際機関がそれぞれの利害関係をもって乗り込んでくるときに、日本はどのような視点から何をするのか。

こういう中で、アジアのより多くの人のプラスになるような、法整備支援であるにはどのような戦略であるべきなのかということをお皆さんで考えていただきたい。JICAはどのような戦略をとるべきか、ワールドバンクあり、ADBあり、EBRDあり、アメリカあり、スウェーデンあり、いろいろな中で日本はどのような戦略をとるべきかを考えていただきたい。

しかも、それについてきちっと明示して、これを表に出すべきです。日本は、何も法整備支援に限らず、環境政策などでも、内部ではいろいろなことを言って、日本はいいことをやってきたとか、かなりやっているよなどと言いながら外部には出さないものですから、よその国から日本は少しもやっていないではないかと言われています。やっていることは、表に出して説明をしなければ評価してもらえないのです。

この間も新聞に出ていましたけれども、ODAを、日本はあれだけ出しているながら、外国の若い人はそれについて10%ぐらいしか知りませんでした。日本の若い人でさえも知らない。これはJICAが悪いのではないけれども、きちっとした、こういう目的のもとにこういうことをやっていますということを言わなくてはならない。法整備も、法務省や我々がこんないいことをやってみんなに喜んでもらっていると我々の仲間うちで言っている、世の中とくに外国には通用しないのです。

まず今までやってきたことをきちっと評価をしてたうえで、これまで事実上、少しずつ戦略をらしきものはできてきているけれども、それをきちっと検討したうえで明示的に戦略として位置づけ、これから5年、10年後、相手国で市場経済移行が終わったときまで、法整備支援をするのかどうか、どの段階で支援の内容を変えるべきなのか、きちっと位置付けてプランを示すべきです。そして、それを文章にして、英語にして表へ出すべきです。

私は、他のドナーとの調整ということを積極的には考える必要はないと考えています。むしろ、自分たちはこれでやるのだということをきちっと言うということが大切です。ドナーはそれぞれ自分の方針を持っているのですから。それから、ワールドバンクについて申しますと、実はワールドバンクが2000年にワシントンでルール・オブローの会議を開いてさきに申しましたようにアメリカ法的な判例による（司法による）支配を普遍化しようとしたのですが、あれはジャパン・ファンドで開催したのです。それを後に知って、JICA

Aを通してワールドバンクの日本の理事に言いまして、翌年の会議では副総裁にも会って、日本の法整備の考え方を伝え、その後、日本の意見が通るようになりました。やはり意見をちゃんとと言わないと通るものも通りません、カンボジアなどであまりワールドバンクが一方的なことを言わないのは、まだジャパン・ファンドの金が出ているのかどうかよくわかりませんが、日本がきちっと自分の方針を言っているからではないかと思えます。その意味で、外から吠えているのではなくて、きちっと自分たちのスタンスをはっきり出して、言うべきことは言うということが第一です。

私は調整するというよりも、言うべきことは言うというのが、結局はいいと思えます。そして、言ったことがきちっとした根拠に基づいて、意味があり、ジャスティフィケーションがあれば、ワールドバンクであれ、どこであれ通用するというのが私の信念です。その意味で、支援の相剋というのは当たり前です。それぞれの国によって戦略が違うのだから当たり前です。調整というのは、和解をするということではなくて、お互いにそれぞれの根拠に基づいて言いたいことを言うことが解決への道を見出す第一歩であろうということで、私の結論にしたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（三澤）】 森寫先生、どうもありがとうございました。先ほども申し上げましたが、森寫先生の御講演に対する御質問、御意見は4時以降に予定しております自由討論の際にお寄せいただきたいと思えます。

報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」

松浦好治

名古屋大学法政国際教育協力センター教授

【司会（三澤）】 それでは、引き続き、プログラムの次に移りたいと思います。次は、松浦好治先生による御報告でございます。どうぞ松浦先生、前方にお越しく下さい。こちらへどうぞお座りください。松浦先生は名古屋大学法政国際教育協力センター教授でいらっしゃいます。法整備支援事業に積極的に関与しておられ、近時は法整備支援関係の翻訳等の情報管理に関心をお寄せであり、その方面の研究を進めておられます。

そこで、本日は松浦先生から「法整備情報の発信・自動翻訳に向けた取り組み」について御報告をいただきます。先生、どうぞよろしくお願いたします。

【松浦】 名古屋大学の松浦でございます。話を始めます前に重大な誤解を避けるためにお断りを二つ申し上げます。自動翻訳という言葉が報告タイトルに入っておりますけれども、完全な自動翻訳に未来はないというのが専門家の一致した意見です。したがって、ここでお話しするのは完全な自動翻訳の話ではなくて、コンピューターを支援の道具として利用する法情報の翻訳だというのが、第一のお断りです。



もう一つのお断りは、このプロジェクトは私個人のものではなく、さまざまな専門分野の専門家10人ぐらいのチーム・プロジェクトだという点です。例えば今日来ていらっしゃるフランク・ベネット先生も私以上に重要な作業を分担されています。

前置きはそのぐらいにいたしまして、本題に入ります。お手元のディスプレイ（本誌連絡会資料25頁参照）に提示されているパワーポイントのスライドを御覧ください。今から御紹介するのは、法令翻訳支援システムの開発プロジェクトです。

このプロジェクトを始めた背景的事情をいくつか申し上げておきます。

名古屋大学は、1990年代以来、法整備支援プロジェクトに関わってきています。御覧の地図で今指し示した箇所（カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、中国、モンゴル、ラオス、ベトナム、カンボジア）は、名古屋大学が関わってきた国家や地域であり、その範囲は、そろそろ東ヨーロッパにも広がりがつつあります。

活動の中心は、教育と研究でありました。例えば、名古屋大学には、アジア法整備関連で留学生を受け入れて、英語で教育するコースがありま

す。このプログラムをやり始めてすぐに気がついて、今でも改善されていない問題があります。それは、留学生が必要とする日本法に関する基本的な情報が英語で存在していないという問題です。日本に関する最新の法情報というのはすべて日本語であり、英語になっておりません。日本の基本的な法令情報の英訳さえ十分ではありません。ましてや、論文の注で留学生が引用できるような信用できる日本法に関する文献も非常に限られていて、留学生は、下手をすれば1980年ごろの論文を引用して学術論文を書かざるを得ないのです。これでは、最新の日本法教育ができるはずがありません。

翻訳は、法整備支援の重要な柱である法典起草支援についても不可欠なものです。今朝の竹下先生のお話にも出てまいりましたように、法典起草支援は、起草を支援する側にとって非常に負担の重い作業です。例えば、法案を作っていく過程では、幾つものバージョンができます。各バージョンのどこがどのように変わっていったか、変化の理由は何かをきちんと記録し、必要に応じて参照できるようにしておくのは、立法史という観点からも重要です。

これらの草案に変化は、日本と相手国の双方できちんと管理されていなければなりません。しかも、双方の間で十分なコミュニケーションをとることが求められます。ここで翻訳作業が不可欠になります。草案の変化に即応できる翻訳作業を支えるシステムが必要なことは明らかです。

こういったことのすべては、情報管理というコンセプトで捉えることができます。きちんとした情報管理をしながら、翻訳作業を行うためにはどうしても情報科学のデータ管理技術を活用しなければならぬと思います。これまで、それなしに作業がうまく行われてきたということ自体が一つの驚きであると思います。

法令情報の管理という観点からすると、法整備支援対象国で大量の法律が短期間に制定され、頻繁に改正されている状況が大いに気になります。それは、たくさん制定されている法律が相互に矛盾なく整合的であるのかどうか、ある法令の改正に伴って他の関連法令の改正も遺漏なくなされているのかという懸念です。

御承知のように、日本法は世界でもまれに見るぐらいこの点について関心をもち、法令情報の管理に努力してきました。例えば、総務省の法令データベースで特定の言葉で検索すれば、その言葉がどの法律でどんなふうに使われているか全部出てまいります。そのようなチェックを経て、日本の法律は起草されています。しかし、このようなシステムを持っている国は、ほとんどありません。アメリカ合衆国にもありません。

ある意味で日本の立法の全体を管理する伝統的なシステムは、極めて優秀で、極めて細かいこと

にこだわっています。句読点の打ち方、条のつくり方、スペースの入れ方、漢字の使い方などがすべてきちんとしたルールに従っています。それは、コンピューターによる法令情報の管理には一番適合的なシステムだと言えます。

ともあれ、法令の翻訳は、日本の国際化の局面でも求められています。人の移動がグローバル化してくれば、各国の法令情報やさらには法情報一般が外国人に共有される必要が生じます。例えば日本に来て働いている外国人に日本語で日本法を理解して、遵守せよとはなかなか要求できなくなっています。つまり、いろいろな国の人が理解し共有できる法令情報の提供が求められているのです。

我々のプロジェクトは、法令情報の管理システムを整備し、常に現行法を最新の形で把握しながら、それと連動して翻訳システムを動かそうとするところに特徴があります。法が改正されれば、同時に旧法の翻訳文についてもそれが現行法でないという表示がなされるというわけです。

法令翻訳をするときには、いくつかの条件をクリアしなければなりません。まず、翻訳は低コストでなければなりません。1ページ当たりの翻訳料金が数万円もかかるようでは、日本の主要法令を翻訳するという目的は容易に達成できません。しかも、安かろう、悪かろうでは役に立ちません。法令は継続的に修正されますし、新しい法律が出てきますから、これを継続的にサポートしなければなりません。

この観点からしますと、現在利用可能な日本の法令の英訳はほとんど旧法です。しかも、多くの場合、その英訳がどの時点の法令を翻訳したものなのかは、なかなか特定できないという難点があります。我々のプロジェクトは、現行法の翻訳を提供する一方で、過去の翻訳も時点を特定して自由に提供しようと考えています。総務省の法令データベースのような日本の現行法とそれに対応する英訳を提示し、さらに、例えば、1999年5月5日段階の日本法を全部提示するようなことを計画しています。

法令翻訳には、機械翻訳技術の発展が不可欠です。自動翻訳は全くだめだというのが私のこれまでの印象でした。しかし、最近になって、情報科学の先生方と研究会を始めましたところ、最近の機械翻訳技術の発展には目覚ましいものがあることが分かりました。お見せしているスライドのレジュメにいろいろな技術をリストアップしておきました。例えば、レジュメの下から2番目（本誌連絡会資料26頁参照）の「自然言語処理技術」という部分をご覧ください。仮に、日本側がベトナムに提供した日本語の民法典とそれに対応するベトナム語の民法典があるとします。

このときに、それぞれの言語（つまり、日本語とベトナム語）の単語について、名詞か動詞かな

どが自動的に分るとします（この作業をするプログラムがかなりの言語についてすでに作られています）。すると、一定のプログラムを使って、機械的に日本語のある単語（表現）がベトナム語のどの単語（表現）に翻訳されているのかという対応関係を特定することができます。つまり、大ざっぱですが、二つの言語の間で機械的にある種の法律辞書を作り出すことができます。これは完璧なものではありませんが、実用に役に立つレベルのものは用意することができます。さらに、法文の文章構造を解析するプログラムなどを使うと、かなりのところまで機械翻訳で処理することができます。

そこで、私たちは二つの部分に分けて研究をやらうということになりました。一つは、法制執務支援環境の整備です。それは、要綱から法案を起草し、完成法案にする過程を支援し、その法が改正されると、旧法を保存しながら、最新の現行法を提示するという法令情報管理のソフトウェアの開発です。すでに触れましたように、日本法は厳格な法令管理技能に支えられています。日本法の法制執務をベースにして、立法支援ソフトを開発し、それを多くの国の言語で提供することができれば、法令情報の管理技術を国際的に共有することができるだけでなく、法令情報の国際的共有のための基盤も作ることができます。特に発展途上国の場合は、中央政府のやっている立法作業と地方でやっている立法作業がリンクしていないことが稀ではありません。中央が基本的な法典を作って、その実施規定の策定を各地方に委ねた場合、中央の法と各地の法規との間に不整合が発生してしまいます。法制執務支援ソフトは、この問題に適切に対処することができます。

幸いなことに、後から一部だけお見せいたしますけれども、日本法の立法支援ソフトは、すでにマーケットに登場しています。その背景は、地方分権促進の動きです。地方の自立に伴って、各地方自治体は、自ら条例を起草しなければならなくなりつつあります。今までのように、総務省や自治省のひな形をコピーして済ませるわけにはいかないのです。日本の国の法律とリンクした格好で条例を書けるソフトが要請され、その支援ソフトが開発されてきたというわけです。

印刷では見にくいのですが、レジュメ（本誌連絡会資料26頁参照）を御覧ください。これは日本のある民間企業が開発した管理ソフトです。ある条文を改正しますと一番右下隅のように、もともと1年以上という表現を2年以上と書きかえると、こういうふうにごくをどういうふうにかきかえたかということがちゃんと出てくるというようなソフトウェアがあります。ここです。こういうふうに出てまいります。この辺の作業は、法律改正の作業をおやりになった方は御存じのようにこの種の作業を全部やらなければいけないわけです



が、このソフトは条文を書き換えたら、その後の対照表その他は全部出てくるようになっています。

このようなことが可能になったのは、法文などの文章に一定の追加情報をつけて、コンピュータが文章の構造を理解できるようにする工夫がされたからです。コンピュータに関心のおもちの方は、最近XMLという言葉が使われていることにお気づきでしょう。XMLは言葉に特定の印をつける道具です。法文がどのような構造をしているのかをコンピュータが理解できるようにするための作業にそれは使われます。この道具によって、法改正が行われた場合に、どこが変わったのかという情報を正確に管理できるようになります。

次のページ（本誌連絡会資料26頁参照）を御覧ください。これはよく見られるもので、左右上下で、旧条文と新条文が対比して出されてくるというわけです。これは今までですと手作業でやるのですが、立法支援ソフトを使ってデータを一定の仕方で放り込んでおくと、こういうものが自動的に生成されます。

仮に日本側が法整備支援の段階で例えば新しい民法を起草するとします。日本側は日本語で起草していきます。日本側は法案をずっと変えていくわけですが、これはこれで管理されているということです。

これに対応するものが、ベトナム側でベトナム語で作成されているとします。すると、日本語の条文がベトナム語でどうなったかを追跡することができます。逆に言いますと、ベトナム語の法案が書きかえられたときに、どこが書きかえられたか日本法の法案の追跡が可能になるというものであります。

この日本向けの立法支援ソフトをほかの国の言葉になおそうという作業が現在進行中です。私たちは、まずベトナム語化を第一の目標にしています。今年度その準備に着手しました。それが終わった段階でロシア語化を進めようと考えています。というのは、ロシア語は、法整備の対象になっている旧社会主義圏の諸国の共通語であり、ロシア語で法律を作る支援システムをつくっておけば、それは多くの国で使われる可能性を持つからです。

さて、翻訳ですが、まず多くの翻訳者が簡単に翻訳作業に協力できるようにするための翻訳支援システムが必要になります。この支援システムは、翻訳者のために法律辞書、定型表現、文章形式などについての情報を提供するだけでなく、翻訳作業を容易にするさまざまなインターフェースを提供します。

翻訳結果についても、一定の範囲で翻訳の質を自動検証できるようにします。日本の場合ですと、ある法律上の概念はどの法律に行っても基本的に同じように使われます。使い方が違うと、法制局の審査で削られてしまいます。翻訳支援シ

テムは、このような作業を自動的に行います。仮に名古屋大学が 法令用語、条文用語、送り仮名、接続詞、使う漢字の種類、適切な用語、不適切な用語等に関する翻訳基礎情報を提供すると、それに反する翻訳案には、該当箇所にその旨の指摘が表示されるというわけです。

こういうものを使っていきますと、結局のところ先ほども申し上げましたように、旧法令を提示することもできます。日本側の原案とベトナム側の法案とが対応関係を持ちながら、提示されるのです。

法令の翻訳は、立法支援ソフトをベースにし、それに翻訳支援ソフトを組み合わせる形で行われます。例えばベトナム語の法律をベトナム語の立法支援ソフトで作成し、その現行法をベースにして、英訳の作業を進めるという流れになります。これをベトナムでやっていただけるのであれば、ベトナム法の英訳が提供されます。同じように、日本側は日本法の立法支援ソフトで管理された法文の翻訳支援ソフトを利用して英語に直す作業を行います。このような作業を続けていくと、英語を中間言語として、各国の主要な法律について英訳が国際的に共有されるようになるのではないのでしょうか。

私のレジュメの最後に政治的要素と書いてあります。先ほど森島先生のお話にもありましたが、法令管理のスタイルをどうするかというのは、その国のポリシーにかかわっています。かつてのイギリス法のように条文相互の矛盾があっても気にしない。アメリカ法のように、矛盾していたら裁判所に調整させればよいというような多様な考え方があります。我々は、法令の厳格な管理をよしとする日本的な立法支援ソフトを法整備支援対象国に持ち込もうとしているのです。それは、日本の法文化を持ち込むことを意味します。それが許されるかどうかは、相手国の政治的判断に依存します。その限りで、政治的な折衝が必要になると思われます。

時間がなくなってきました。そこで、翻訳支援環境について、若干の説明を追加したいと思います。名古屋大学では、日本法の英訳に利用できる共通の専門辞書を作ろうと考えています。例えば、日本法を翻訳するときには、所有権は原則としてプロパティと訳すというやり方で辞書を作ります。複数の訳語を利用して、より落ち着いたのいい翻訳をしようという方法は多分採らないと思います。所有権はプロパティとして一貫した訳をしていきます。この方法に無理があるのは、明らかです。そこで、プロパティという英語について、日本法を理解する場合の注意情報をハイパーテキストのような形で付加しておくというような処理をしてはどうかと考えています。

用例提示システムというものも提供したいと考えています。例えば所有権という言葉が出てくる

翻訳文だけを全部引き出してきて、どういうふう  
にその単語が使われているかを表示して、翻訳者  
の利用に供するのです。

次に、翻訳結果の評価について一言申し上げます。  
自動評価というのは、つまり所有権は例えば  
プロパティと翻訳するとしておいて、もしプロ  
パティ以外の単語を使っていたら、コンピュー  
ターはプロパティという言葉を使っていませんとい  
う指摘をしてきます。そういう意味での機械的チ  
ェックを意味しています。

しかし、機械翻訳やコンピューターによる翻訳  
のチェックには限界があります。そこで、私たち  
は、コンピューターによる一次スクリーニングを  
パスした翻訳について主観的评价を導入したいと  
考えています。よい翻訳文というのは基本的にそ  
の時代の法律家が「これはいい」と感覚的に評価  
するものです。つまり、私たちは、法律家の集団  
的な評価によって適切な翻訳は何かを決めてい  
こうと考えているのです。例えば、知的財産法の日  
本の専門家から見て、日本の知的財産法の英訳と  
してこれでいいかどうかの評価を求めているので  
す。この作業をするためには、専門家をネット  
ワークで結んで組織しなければなりません。これは、  
我々の研究課題の一つです。

最後ですが、翻訳の人材は日本では調達できな  
いと考えています。日本の労働コストがこれほど  
高くなった段階で、日本で英訳をすることは現実  
的ではありません。英訳の場合は英語のネイテ  
ィブ・スピーカーが担当するのが最善ですので、そ  
れを世界的に調達するというのです。あるいは、  
中国語ならば中国で調達するというのを考えた  
ほうがはるかに合理的だと考えております。この  
ような世界を結んだ翻訳ネットワークのシステム  
全体の設計が今進んでおります。その専門家が今  
日来ておられますので、関心をお持ちの方は後で  
御紹介いたします。

ちょっと早口で申し上げまして、わかりにくい  
ところも多々あったことと思います。その点は、  
どうぞお許しください。以上で私の報告を終わら  
せていただきます。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

【司会(三澤)】 松浦先生、どうもありがとう  
ございました。これで前半を終了し、休憩に入  
ります。若干時間が押しておりますので、少し休憩  
を短縮させていただき、後半を15時30分、3  
時30分より開始したいと思います。ですから、  
皆様、その時刻にこの会議場にお集まりくださ  
い。それでは、休憩に入ります。

( 休 憩 )

## 「A P E C 諸国・地域における債権回収手続の 実情に関する研究会報告」

北川俊光 関西大学法学部教授

【司会(三澤)】 それでは、そろそろ後半を開  
始したいと思います。その前に、一つお知らせが  
ございます。後半2番目にご報告いただく布井先  
生のレジюмеが変更になっております。既に変更  
後のレジюмеはお手元にお配りしておりますが、  
もし、まだ変更後のレジюмеがお手元にない方は  
お近くの係員までその旨お知らせください。

それでは北川俊光先生に御報告いただきたく  
思います。北川先生は関西大学法学部教授でいら  
っしゃいます。先生は、国際取引法、国際経済  
法、製造物責任法等を研究しておられ、そのほか  
アメリカの訴訟手続や企業法務についてもお詳  
しくいらっしゃいます。そこで、本日は北川先生  
に「A P E C 諸国・地域における債権回収手続の  
実情に関する研究会」について報告をいただき  
たいと思います。それでは北川先生、どうぞよろ  
しくお願い申し上げます。

【北川】 ただいま御紹介いただきました北川  
です。よろしくお願ひいたしま  
す。私のレジюмеは、皆様  
のお手元の「第5回法整備支援  
連絡会資料」(本誌連絡会資  
料28頁～50頁参照)に掲  
載されております。この「A  
P E C 諸国・地域にお  
ける債権回収手続の実情に関する研究会」(以下、調  
査研究会)そのものは、昨年2003年12月に  
一応の完成を見ておりまして、「調査報告書」も  
でき上がっております。この調査研究会の委員等  
の名簿は、レジюме(同資料48頁)のとおりで  
ありますが、私は、座長であったということで、本  
日の連絡会に出席いたしております。



まず、そもそも、「A P E C 諸国・地域における  
債権回収手続の実情に関する研究会」という調査  
研究会がどのような経緯で形成されたのかという  
ところからお話したいと思います。これにつ  
いては、レジюме(同資料30頁・34頁)に書  
いてありますが、もともとは日本政府、経済産業  
省が、A P E Cにおいて、A P E C域内の透明かつ  
安定的な市場の枠組み・ルールを作るための「経  
済法制度整備」イニシアチブを提案し、2001  
年2月に経済法制度整備コーディネートグル  
ープ(S E L I)が創設されています。日本政府、  
産業経済省は、S E L Iの活動を通して、東ア  
ジア地域における日本企業他の事業環境の改善  
および事業の拡大のために様々の経済法制度  
整備にかかわる取り組みをこれまでも推進して  
います。これについては、レジюме(同資料49  
頁・50頁)にあります。

しかし、とはいえ、A P E C域内においては、

法制度は整備されつつあるものの、その運用にはまだ多くの課題があるという認識の下に、日本企業が直面している分野の一つとして債権回収という面から、いわゆるAPEC諸国・地域の法制度というものがどのようになっているかの実態を調査し、改善の方向を示してAPEC閣僚に報告するというものであります。実際、レジюме（同資料32頁）に書いておりますように、調査研究会を踏まえての最終報告は2003年10月15日のAPECの閣僚首脳会議で報告がなされております。その関係の文書はレジюмеの中にはありませんけれども、「調査報告書」の中には英語で入っております。正式には、「Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group Japan, Asia-Pacific Economic Cooperation, 2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies」です。この「調査報告書」を作成するに当たりましては、調査研究会で議論、調査を重ねております。もちろん、この調査研究会を進めていくに当たりましては、日本政府として産業経済省はもちろん、法務省の方々、それからここに御出席の多くの皆様とその所属の機関・団体にもいろいろな御支援をいただいて、今日に至っております。

経済法制度を整備していくという中には、もちろん新しい法律を作っていく、従来の法律を改正していく、つまり法が足りないという点を埋める、それから、法律が法律としてきちんと運用されているかどうかをみる、かつ、法の執行、エンフォースメントがうまくいっているのかをそれぞれの国ごとにみていくという面も含まれております。

調査研究会における「APEC諸国・地域における債権回収手続の実情」についての調査は、まず、何が問題であるのか、ということを具体的に把握するために、APEC諸国・地域の日本企業の出先といえますか、海外子会社・合弁会社に対するアンケート調査を実施しました。アンケート調査の対象国は、韓国、中国、香港、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、ベトナム（2拠点）、それからオーストラリア、米国（4拠点）、メキシコ、ペルー、チリです。約300件の回答がありました。その中でいろいろな意見が出てまいりまして、これを調査研究会で整理して、現地調査（一部は本社調査）を行ってもう少し実態を調べると同時に、現地に進出の日系企業の人たちに直接にインタビューをして、問題の在り方を詰めております。

アンケート調査結果を踏まえて現地調査をいたしました国が、レジюме（同資料31頁）にありますように、インドネシア、タイ、ベトナム、中国の4か国で、2003年6月から9月にかけて現地調査団を出しました。アンケート調査でどのようなことを聞いたのかということについては、レ

ジюме（同資料31頁）に書いております。質問におけるもともとの考え方というのは、日本の企業がAPEC諸国・地域に行って製品を作る、製品を売る。そこでは、製品を売ってそのお金を回収して初めてビジネスが完結する。特に、今回は、いわゆる製品売買における債権回収の管理と債権の中に投資を含めておりますので、日本企業が現地子会社・合弁会社として進出し、終結若しくは撤退をするということを含めての投資の管理に重点を置いて、それらの管理がそれぞれの国の法令および法制度の下でスムーズに行われているのかという点について調査を行ったわけです。

そういう中で、レジюме（同資料31頁）にありますように、遅滞、損害債権へのための対応、弁護士の使用状況、回収に当たってどのような場合にどのような困難に直面したのか、裁判制度はうまく機能しているのか、仲裁はどうか、判決、仲裁裁定は確実に執行されているのか、弁護士は信頼できるのかとか、裁判官は信頼できるのかとか、何が問題だと考えているのかというようなことをいろいろ調査したわけです。なお、この調査研究に当たりましては、UFJ総合研究所が幹事になりまして、優秀なスタッフがすごいバイタリティーと処理能力でこの研究を助けてくれました。

この調査における一つのとらえ方は、APEC諸国・地域における債権回収がうまくいく、また、海外からの投資が、うまく管理され撤退するときにははかるべく戻ってくるということになると、それらの諸国・地域における製品の生産・売買のビジネス活動が活発になってくるし、また海外からの投資が促進されてくる。そして、そのことが日本を始めとして企業・産業界にとって大事なことであると同時に、そのようなビジネスが行われる国、また投資受け入れ国にとっても大きなプラスになるという前提です。

もう少し具体的には、レジюме（同資料35頁）に書いてありますが、本調査研究においては、債権回収制度を次の三つの観点から分析、検討しております。一つは、「債権回収に関するインフラ」について、これは司法制度や企業情報の開示の問題です。次は、「個別的債権回収制度について」、これは、債権回収訴訟制度、仲裁の制度、特に国際商事仲裁の法制度と実際、担保の実体法、担保権の行使および強制執行を含む方法によって債務者資産からの弁済を個別的に求める個人の債権者が実施できる債権回収の法律問題です。最後は、「集团的債権回収制度」です。これは、破産や再建手続を含んで、債権者全員が集团的に弁済を受ける債権回収方法の法律問題です。

最終的には、この調査研究会は、これら調査研究の結果を踏まえて、現状と問題点、課題を明らかにし、さらにはそれに対する対応策を整理し、それらの成果をAPEC諸国・地域内で共有しようとするものであります。そのような共有によ

て、債権回収、投資勘定に関連する法令、法制度、その他のビジネスのインフラ等についてそれぞれの国・地域が認識を深め、またそれらの透明性を上げることを通してA P E C諸国・地域内の経済発展に貢献していこうというねらいであります。

本日の連絡会会合において、今までいろいろな専門の方が話をされましたが、私どものこの調査研究会は、法整備支援ということで法律そのものをつくっていこうという支援ではなくて、債権回収に焦点を当てながらA P E C諸国・地域において、どのような法がどのように存在しているのか、その法はうまくエンフォースされているのか、何が問題なのか、何が足りないのか、というようなことを明らかにし、改善を考えていくというところに目的があります。

そして、最終的には、このレジュメ（同資料38頁）の後ろの方に「提言」として取りまとめ、次頁には、「課題への今後の対応策のあり方—各エコノミーに適した自主的な取り組み促進の重要性—」を取りまとめております。これは日本政府が今後進めていかれるわけですがけれども、具体的な課題や対応策については、レジュメ（同資料39頁～46頁）に書いております。皆様も多分ベトナムに行って調査をしたらどのような結果になるかとか、インドネシアはどうだろう、中国はどうだろうか、ということについては、もう十分にご想像いただけたと思います。調査結果は、皆様のご想像と大体合致しているのではないかと思います。例えば、債権回収の基盤となる信用制度というものが本当に育成されているのかという点について皆さんの想像の通りで、結論から言うと、それはありません。

それから、アンケート回答の中では、裁判制度が信用できないので使用したくないとか、法律はあるけれどもうまく運用されていないとか、裁判官の資質にも問題があるとか、担保制度がだんだんできつつあるけれども担保登録の制度がないので使えないとか、手形・小切手法もあるんだけど誰も使っていないとか、いろいろな問題ができております。現地における実態調査においても、調査した多くの会社は、「全然問題ありません、私たちはうまくやっています」という返答でしたが、よく聞いてみると、現出人・現地企業に対しては、代金先払いでなければ製品を引き渡さないで債権回収の法律問題は発生しないということであったり、現地での売り先がすべて日系企業であり日本の親会社から保証が出ていることもあり、代金回収には問題がないとかいうことでありました。もちろん、このように信用取引が育成されていないことにビジネス拡大を妨げている要素があるわけで、その信用制度を法的に支える制度として一つには担保の制度があるわけで、担保制度の法律問題としての整備、手形・小切手制

度の整備などの法整備の問題にもつながって参ります。ただ、それはやはり法制度の問題点だけではなくて、産業の発展に伴って必要とされる経済インフラの構築も大いに要請されてくるものと感じました。このことは、かなり進んでいる中国でも同じ問題だと言えます。

いろいろとお話しているうちに時間がなくなってしまったので最終的にはレジュメ、「調査報告書」を細かく読んでいただくということになるかと思えます。

実は、私がこの研究会に入っている理由は、ちょうど10年程前に九州大学法学部教授に就任するまでは、(株)東芝にいて国際法務の責任者として、国際市場におけるビジネスに関連する法務問題に取り組み、アジアの国々においても債権回収、企業整理・倒産、訴訟対応、仲裁対応、独資・合弁事業の設立等に取り組んでいたからでもあります。現地調査などを通して、私がアジアの国々で法律問題に苦慮していた頃よりも、これは皆様のおかげが大きいのですが、法整備化がすごく進んでいることや現地国の政府の関係者の意欲というか、意識が格段に進んでいるということ強く感じました。特に、今回は現地調査をしたときに日系企業にインタビューをしましたが、これはどちらかというと全体としての問題点発見に主眼をおいたものであったといえます。現地調査の本来の狙いは、それぞれの国における法政策の機関、その責任者であるとか、法支援受け入れの責任者であるとか、債権管理の国家としての責任者であるとかいう方などをずっとインタビューして回りました。彼らの持っている問題意識は非常にすばらしいものでありました。それにどのように取り組んでいかなければいけないのかということも、かなり認識されていると思われまます。また、それを実行しようとする取り組みもできるところから徐々になされていると感じてきました。

しかし、それらを現地の日系企業の人とのインタビューで、フィードバックしてみますと、いや、それは外資企業には適用がないとか、外資企業は不利な取り扱いを受けているとか、外資企業はとてもそういうことは信頼できないとかいう発言が多く、そこらはどの場合でもあるビジネスからの現実の見方と政策側からの努力との間のギャップではありましようが、まだまだ改善していく余地は多いものがあるという感じもあります。

これまでの調査研究を踏まえて、それでは、債権回収の制度・運用・執行能力の向上に向けた課題をどのように把握し、それへの対応策をどのように提言していくのかを取りまとめた図表をレジュメ（同資料40頁）に書いております。そこでは、課題への対応方法として、情報へのアクセスの改善、情報公開の強化、組織体制の整備、人材教育・育成、一般への周知を挙げております。具体的な対応策としては、法整備支援、ベスト・プ

ラクティス・ガイドラインの策定、実務マニュアルの作成、セミナー、ワークショップなどを指摘しております。

ここでのベスト・プラクティス・ガイドラインというのは、日本でうまくいっているプラクティスをベストだといってそのまま紹介するというような性格のものではありません。これはAPEC諸国・地域において債権回収などについて、これは結構うまくいった事例だというものを取り出し、それを広く知らしめることによって情報を共有化して、それだったら我が国もやれるのではないと広げていけないかな、というものです。情報の公開には、日系企業の悩みとしての現地の判例がなかなか見つからないということへの対応でもあります。もちろん先例拘束といいますか、訴訟において先例を調査することによって判決への予見可能性が欲しいという意見もありました。国際商事仲裁制度はうまく滑り出しているようでありますので、もう少し統一的な仲裁制度とか、そういう面で支援できないかということです。また、ここで得た情報をセミナー、ワークショップで公開していくということで、今後の支援につなげることができないのだろうか、ということでもあります。

大体ちょうど時間になりました。最初に触れましたが、この調査研究会は一応終わって「調査報告書」が出ております。今後の作業は、APECのSELIの会議等を通して、日本政府、産業経済省で推進されていけますので、私が申し上げることはありませんけれども、是非とも皆さんにも協力していただき、いいものにしていただければと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 北川先生、どうもありがとうございました。北川先生の御報告に関する御質問や御意見も、この後4時以降に予定されております質疑応答と自由討論の際にお寄せいただきたいと思っております。

## 報告「中国支援に向けた調査研究の現状」

布井千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

【司会(三澤)】 それでは、引き続き布井千博先生に御報告いただきたいと思っております。どうぞ前のほうにお越しく下さい。布井先生は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授でいらっしゃいます。先生は商法、EU法、M&A法制、中国会社法等、企業関連の法律について御研究を進めておられます。本日はそのうち中国に焦点を当てまして、「中国支援に向けた調査研究の現状」について御報告いただきたいと思っております。それでは、先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【布井】 ただいま御紹介にあずかりました一橋大学の布井でございます。中国支援に向けた調査研究の現状を御報告させていただきます。これまでJICA等で中国の法整備支援というものは行われてこなかったわけでございますし、私自身も法整備の経験は今までないわけでございます。新人が登場したということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。



それでは、早速本論に入らせていただきたいと思っております。本日、森嶋先生を始め諸先生方が法整備の御経験についてお話しになりました。特に森嶋先生がおっしゃられました法整備支援については戦略が必要であるということについて、非常に感銘を受けたわけでございます。私どものこのプロジェクトはまだ実際には動いていないわけございまして、とりあえず戦略と言えるものがあるかどうかは別といたしまして、戦略的なものから考えていかなければいけなかった。そして、法整備はどのような形で始めればいいのか、手探りで来たわけでございます。

そういう状況でございまして、必ずしもまだ十分な内容とはなっていないわけでございますが、これまでの御経験を参考にさせていただいて、よりよいものになっていけばと念じているわけでございます。

そこで、まず、本報告におきましては、法整備支援の意義について考えてみたいと思っております。これは、日中環境を取り巻く経済的要因から分析を試みたわけでございます。

まず、法整備支援の意義、視点でございます。御承知のとおりFTAがアジア地域のみならず世界各国におきまして締結が進んでいるわけでございます。このような制度的な経済統合が地域の中で進みつつあるということが、法整備支援の第一の意義であると考えております。ASEANにおきましては、1992年から自由貿易地域を形成するという作業が進められておりますし、また、

2002年になりました段階で、ASEANのほうが中国や日本とFTAの協議を行おうという申出をしているわけでございます。いわばASEANがハブのような存在となって、中国、日本、韓国等を取り込んで一つの経済地域を構築していこうという構想が進んでおります。

他方、日本、中国、韓国という東アジアの主要国の間でのFTAはどうかと申しますと、まず2002年11月の日中韓首脳会合におきまして、中国側から提案があったわけでありまして、つまり、中国、日本、韓国の3か国の研究機関が共同研究のテーマとして、可能性としての日中韓FTAの効果を上げていく、そういう申出がありました。

日本は、これに対しては非常に慎重な立場をとっておりましたし、韓国も同様であったわけでございますけれども、とりあえずは研究を始めようということで、3国の研究機関が現在研究を行っているという状況でございます。

さらに、2003年の11月の日中韓首脳会合におきまして共同宣言が発出されました。この共同宣言の中におきまして、将来における3国のより緊密な経済連携の方向性を探求するということがうたわれたわけでありまして、また、対内外国直接投資を促進するために、3国は3国間投資取り決めのあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げるということも提案され、実施に移されようとしているわけでございます。このように日中韓FTA、まだ足取りはおぼつかないわけではあります、徐々にその構想というのが考えられてきております。

また、国内に目を転じましても経済産業省の「通商白書2003」におきまして、東アジアビジネス圏構想というのが打ち上げられております。この構想によりますと、ASEANプラス3の地域においてEUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築すること、そして、この構想を実現するためにODAを戦略的に活用していくことがうたわれております。人・物・資本・サービスなどの自由移動が認められる東アジア経済圏を構築するためには、市場統合を果たしましたEUなどの経験に照らし合わせましても、とりわけ法制調和の必要は大きいのではないかと考えております。

このような制度的な経済統合の動きと並行する、あるいは、更にその先を行くような形で事実上の経済統合というものも進行中でございます。特に、中国のWTO加盟後におきまして対中直接投資の質、あるいは対中輸出の質の変化が見られるわけでございます。従来の中国というのは諸外国にとりましては生産拠点であったわけではございますが、WTO加盟後、世界の市場へと変化してまいっております。このようなことを受けまして、対中投資も組立工場型から市場重視型へ、あるいは労働集約型から技術集約型へと転化しております。

このようなWTO加盟の影響というのは、中国に対しても大きなインパクトを持っております。中国側の事情といたしましては、市場開放を迫られております。従来の外資優遇策は逆に内資差別につながるということでありますので、特に外資優遇税制の維持等は困難になっているのが実情ではないかと思っております。このような外資優遇策というのを永続的にとり得ないというふうになってまいりますと、中国側としては、投資の安全というのを強調することによって外資を呼び込むという方向に行くのではないかと考えられるわけでありまして。

また、日本側の事情といたしましても、短期的な投資優遇策よりも、長期的な投資保護を重視するということが今後になっていくのではないかと思っております。市場経済の進展に応じた投資法、経済法制の整備というものが非常に重要になってくると考えられます。

以上、まとめますと、短期的には投資保護の観点から、中長期的には法制調和の観点から、中国における経済法制を市場経済に対応させるために我が国が協力することは、両国の国益にかなうのではないかと思っております。ここで協力と書きましたのは、中国は既に法律の制定というのがかなり進んでおります。そういう国に対しましては法整備支援というよりも、むしろ法整備に対する協力という形で我が国が積極的に関与していくのは可能なのではないかという意味合いでございます。

以上が対中法整備協力のいわば意義でございます。このような意義を踏まえた上で、JICAと日中企業法制研究会が2003年3月及び9月に調査を実施したわけでございます。これはプロジェクト形成調査というものでございました。この日中企業法制研究会につきましては、レジュメ（本誌連絡会資料72頁参照）のところに概要、会則の抜粋がありますので、御興味のある方は御覧になっていただきたいと存じます。

そこで、2003年3月の第1回調査でございますが、これは時期的にはあまりいい時期ではございませんでした。胡錦涛が国家主席に選出されるという極めて重要な大会のちょうどさなかでございましたし、当時は機構改革が大幅に進展しているような状況でございましたので、調査にはあまりいい時期ではなかったわけではございますが、あえてそれを敢行して実施したわけではございます。どういう調査をしたかという点に関しましては、レジュメ（同資料58頁）のところに現地調査の日程が入っておりますので御参照になっていただければと存じます。北京、上海、浙江省のほうに参ったわけではございます。

その調査の目的は法整備支援に対するニーズの調査ということでございました。調査対象といたしましたのは独占禁止法、投資法・企業改革法、司法人材育成、大きく言うとこの3点でござい

す。この調査の結果得られた事項でございますけれども、第一に、中国においては既に法整備に多数のドナーがこれを支援しているということが明確になりました。これに対しまして、日本からの支援というのは全く行われていないという状況にあったわけでございます。

このドナーの支援動向に関しましてはレジュメ（同資料62頁～64頁）にまとめてございます。アジア開発銀行ですとか、世界銀行、あるいはカナダ、オーストラリア、ドイツ、そしてフォード財団等、今日もこれらの名前は何度も出てきたところでございますが、こういう機関が対中法整備支援に動いているということでございました。特に印象に残ったのは、中国の判例の整備につきまして、EUが既に早い段階からその整備に協力をしているということでございます。我々はよく中国の判例というのはなかなかオープンになってこないということを問題にしているわけでございますけれども、既にEUはそういう判例等の公開について中国に支援をしている。特に裁判所に対して支援をしているということは非常に印象に残った次第でございます。

支援の内容というのは視察とか、研修員の受け入れ、専門家の派遣、シンポジウムの開催、書籍の提供ということでございまして、さほど目新しいものはなかったわけでございます。この点で、我が国が提供し得る協力メニューと大差ないということが判明してまいりました。

2番目に判明したことは、日本の支援に対する期待が強いということでございます。その理由は、中国と我が国の法文化が類似しているという点、そして我が国が市場経済の中で蓄積した知見というのが中国にとって参考になるということでございました。成功例だけでなく、失敗例もいろいろ参考にしたい。あるいは、公社の民営化等についても参考にしたいということが明らかになってまいりました。

3番目の知見といたしまして、多数の機関から視察、研修員受け入れ、専門家派遣、シンポジウム開催という要望がございましたし、また、地方の行政機関からも研修への関心が表明されたわけでございます。

このようなことから、中国の法整備を支援することは我が国にも利益をもたらすのではなかないと考えられます。そして、我が国の法規と類似した法規が中国に採用されると、我が国の企業の事業活動に有利ではないかということも考えられるわけでございます。また、支援の過程で得られた最新の情報をフィードバックする。例えばインターネット等で公開するということが有益であろうと考えられたわけでありまして。

ただし、中国におきましては機構改革中中ございましたので、カウンターパートについてはより慎重に見きわめる必要があるということござ

いました。このようなことから、もう一度中国の状況が落ち着いた状況で第2回の調査を行う必要があるということになりまして、2003年9月、SARS禍がおさまった時点で第2回目の調査を実施したわけでございます。

第2回目の調査の目標は、まずは全人代常務委員会法制工作委、あるいは国有資産監督管理委員会、このような機関に対するニーズの調査でございました。第2番目はカウンターパートの精査、第3番目はプロジェクト具体化のための調査ということでございます。特に、企業法整備に対するニーズを確認しようということでもまいりました。当初、第1回目は、この他に独占禁止法とか、司法人材の育成というのが調査対象となっていたわけでございますが、この点については直ちに対応することは困難であろうということで、調査対象から外れていったということでございます。

調査の概要に関しましては資料4（同資料60頁）を御覧になっていただければと存じます。特に資料（同資料61頁）に調査のスケジュールでどういうところを回ったのかということが掲載されております。

調査結果でございますけれども、WTO加盟後、中国は急速に企業法制等の法整備を行っております。企業法関係に関しましては、1990年代前半のところでかなりの部分の整備が行われたわけでございますが、いかんせんまだ国有企業体制が非常に大きな役割を占める時期でございましたので、必ずしも市場経済に対応したような法整備にはなっていなかったわけでございます。WTO加盟後、これをより一層市場経済化するということが求められているわけでございます。それで、法整備も現在、非常に急速に整備が進んでいる。そのような中であって、日本の法制に対する関心も非常に高く、支援を求める声も大きかったわけでございます。特に、全人代法制工作委、商務部、国务院法制弁公室のJICAへの協力の期待が大きかったと理解しております。

我々は企業法整備に関する調査を実施したわけでございますけれども、企業法だけにとどまらず、行政法ですとか、貿易法、流通法等に対する支援の要望も強く聞かれたわけでございます。

このような調査の結果、中国側から正式に法整備の支援申請が出たようでございます。現在、JICA、外務省、経済産業省等、関係機関でこの法整備の実施について検討中であると聞いております。中国側は商務部が申請機関となっているわけでございますけれども、協力機関といたしまして国务院法制弁公室、全人代法制工作委員会、証券監督管理委員会等、あるいは国有資産監督管理委員会、このような企業法制に関係する機関が協力機関となっておりますし、また、清華大学、あるいは中国人民大学等も協力機関として名を列ねてきておりますので、ある意味、中国側としては

かなりの機関の調整を経てこの申請が来ているのではないか。そういう意味では、私たちの調査というのはある意味成功したのではないかと自負しております。

このような状況でございますので、いよいよ法整備支援の実施に向けて検討を始めなければいけないという段階に至っているのかと考えます。これは、あくまで私個人の見解でございますが、私が法整備支援に関する実施に携わるかどうかは明確ではないわけですが、幾つかのことを考えてみたわけでございます。

まずは法整備の理念でございますが、三つほど考えております。第一は法制度の相互理解の促進、第二は投資促進・投資保護のための経済法制の整備、第三はアジア経済圏の実現のための法制調和の基盤整備、この三つの点でございます。第二にどのような方法で法整備を行っていくのかということでございますけれども、ここのメニューはほとんど今まで述べられてきたところ、今まで我が国が他国で行ってきたもの、あるいは他の国のドナーが中国で行ってきたものと重なってくるのかと思っております。

特に地方の司法人材の育成に力を入れられればよいなと考えております。つまり、会社法が中央で整備されるという場合に、会社法の実施はまた地方で行われるわけでございます。中央で制定された会社法の正確な理解、そして諸外国がこの会社法制に対してどのような期待を中国に抱いているのか、こういうことを明らかにするために、そして地方の司法人材にそういうことを知っていただくために積極的に研修を実施していきたいと考えております。

三番目の到達目標ということでございます。先ほど申しましたように、中国では既に法律制度というのがある意味完備しているわけでございますので、この法整備支援、法整備協力についての到達目標もそれに合わせたものでなければいけないと思われれます。場合によれば志が低いと思われるかもしれませんが、とりあえず五つの点を考えてみました。

まずは、各々の法制度に対する相互理解の促進であります。第2番目は、中国における企業法制の現代化の促進、第3番目は、法制度整備による投資環境の改善、4番目は、司法人材の交流の促進、第5番目は、将来のFTA交渉における窓口の確保ということでございます。このFTAがどうなるかは非常に政治的な部分が絡むわけですが、今我々がやれることというのは、FTA交渉が行われる際に中国の法制度をよく理解し、立法担当者といろいろな点で協議ができる窓口というのを早目に作っておくことが必要なのではないかと考えるわけでございます。

以上、大変拙い報告でございますが、私の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます

ました。

【司会（三澤）】 布井先生、どうもありがとうございました。



## 質疑応答・自由討論

【司会（三澤）】 それでは、これから質疑応答と自由討論に入りたいと思います。会場の皆様から御発言をいただくわけですが、御発言の際にはお手元のマイクのスイッチを入れていただきますようお願い申し上げます。また、御発言が終わりましたらスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。

また、このセッションは当法務省法務総合研究所国際協力部教官・山下輝年がコーディネーターを務めます。では、山下教官、よろしく願いいたします。

【山下】 国際協力部教官をしております山下と申します。あと1時間ほど時間がありますので、是非皆さんで活発な討議をしていただきたいと思うのですが、今日はADBあり、インドネシアあり、はたまた中国あり、コンピューターの話あり、まるで幕の内弁当のようです。これは、皆さんがいろいろな情報を共有できるようにという趣旨と、今後の活動のために国内の動きも知っていただきたいということがあります、最初、当部長が申しましたように、国際機関同士の調整などをどうするのかということのヒントになればということで、提示させていただいたわけです。

前の法整備支援連絡会でも言いましたけれども、国際会議の場合には問題が二つあります。一つは、インド人をいかにしゃべらせないで、もう一つは、いかに日本人を発言させるかという問題があるとされておりましてけれども、この法整備支援連絡会では日本人がしゃべらないということは期待しておりませんので、活発によりしくお願いいたします。

既に出されている質問とかコメントを申し述べたいという紙が届いておりますので、こちらを優先させていただきたいと思います。その後自由に御発言していただきたいと思います。

まず星野先生のほうから、中国の話ということで、これまでの経験で今後の活動、あるいは中国に対することで参考になることを申し述べたいということがありますので、お願いできますでしょうか。

【星野】 星野でございます。私は、国際民商事法センターの学術評議員をしております。その関係では主としてコンパ要員として、東京で被支援国の研修員などの懇親会に出席することが多いのです。ただ個人的に、一昨年以来急激に中国との関係ができました。一昨年と昨年各二度ずつ、合計四回中国に招かれて、毎回一回、二回講演をしました。そこで、自分自身の反省を含め感じたことがありますので皆さんのお話とは少し方向が違いますが、述べさせていただきたいと思った次第です。今日の議論を混乱させては申し訳ないので、そうであれば無視して下さって結構です。

これまでのお話との関係では、結論的には、森脇さんのおっしゃったことは大変重要だと思っており、賛成の点が多いのです。ストラテジーの重要性はそのとおりと考えます。これがマクロの視点だとすれば、私ののは、ミクロの視点からの感想として一言したいと思います。

また、私の話は、松浦さんのお話の手前になるでしょう。皆さんのお話を非常に感心して伺いました。北川さんのお話、布井さんのお話も感心して伺いました。私の感想は、それらより素朴なものではないかと感じます。

私が組織的法整備支援にかかわったのは、第3回国際民商事法研修の際に金沢で講演をしたほか、第5回と第7回の日中民商事法セミナーで中国の先生の講演のコメンテーターを勤めたことがある程度です。

ただ、先程申しましたように、個人的に4回ほど中国に招かれてまいりました。そのうち3回は、かなりストレートに、これから申し上げることに関係します。最も端的なものは、2003年3月に雲南省麗江という所で行われた、中国民法典草案国際シンポジウムというものです。中国民法典全編の編纂を行うことが2002年12月全人代常務委員会で決定され、一応の草案が発表されました。これに対しては、体系的でなく、ばらばらな各編の寄せ集めにすぎないという批判があるようですが。このシンポジウムはその検討をするものでした。もっとも、「国際」といっても、日本だけのようでしたが。京都大学の北川教授、早稲田大学の藤岡、小口両教授、新潟大学の国谷教授と私が参加しました。後の2回は、日本に留学した中国の学者がかなりいて、その人々が中日民商事法研究会という小さな学会を組織しましたが、これに招かれたものです。会長は、中国社会科学院の梁慧星先生で、民法典編纂についての中心である学者が二人おり、その一人です。同じく中国社会科学院助教授の渠濤さんが事務局長になっていました。毎年開催するというので、昨年、一昨年と呼ばれて行きました。恐らく今年も行くことになるかと思えます。残り1回は、中国政法大学の50年記念行事に招待されたものです。

それから、日本においても、2002年8月に早稲田大学の比較法研究所が、「中国における民法典制定計画について」と題するシンポジウムを開催しました。そこには、中国でも見られないような豪華メンバーが揃って参加されました。全人代法制工作委員会の副委員長で、当時は民法室主任だった、王勝明さん、今の梁慧星先生、それに、中国人民大学教授で、梁先生と並んで民法典編纂に最も関係の深いもう一人の学者の王利明先生、さらに先の渠濤さんです。全人代のやり方は面白いもので、意見の分かれている部分については、それを代表する学者にそれぞれ草案の起草を委嘱します。各先生は、グループを作って、草案

を作成するのです。例えば不法行為については、この二人のグループによる草案があります。

梁さんと王利明さんが同じ場に出てくるのは割合珍しいのだそうです。もちろん全人代では、こういう大きな法律の草案の検討のときには、全国から学者などを呼び集めて、大激論をするのですが、それ以外の場のことです。なお、中国では、日本と少し違って、「法律」は全人代の各委員会が提出するので、内閣提案はありません。国務院が、その下位の法律を作るのです。会社法、商業銀行法の改正などは国務院が行います。つまり、経済法的なものや商法的なものは、国務院立法が多いのですが、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法は、全人代の立法ということなのです。

そんなことで、早稲田大学のシンポジウムでは内容の濃い議論がなされましたが、それにも私は出席して講演、討論を行いました。

つまり、中国における民法典編纂の急速な進行と「中日民商法研究会」の設立とが、これまで中国に行ったことになかった私が招かれる理由かと思っています。どの場合も民法典編纂の話が盛んに出て、多くの質問を受けましたが、その中には、日本民法の現在の状況のほか、明治時代の日本の法典編纂に関するものが多かったと思います。明治民法編纂のときに特に問題になったこと、苦心したこと、編纂のどこがうまくいったか、どこがまずかったか、などについてよく聞かれました。

日本、中国でのそれらの場における経験を含めて、かなり強く感じた点について、簡単にお話させていただきますと思います。

なお、2003年12月の同委員会において、まず民法の物権法、不法行為法及び国際私法の審議を精力的に行い、確定草案の出来たものから立法することになりました。

大きくは二つの点について申し上げます。

第一に、中国の人との研究会においては、学ぶことが多かったというのが、率直な感想です。端的に言いますと、我々日本の法学者は、現在ある法律の解釈論に重点を置いていた、もっと言えばそればかりやっていたために既存の法律を説明すること、(それさえ、十分でなかったことは、直ぐにお話しますが)には長けていても、新たに立法をするとなると、改めて考えるべき基本問題が多いということなのです。以下五つのことを申し上げます。

一つは、日本法についての説明にも、「こうなっている」ということ、せいぜい現在におけるその制度や規定の意味の説明では足りず、その制度や規定の歴史的・社会的な理由や根拠についての説明、それらの規定や制度を置くことはなんのためか、どのような社会的利益をどのように保護することになるのか、などについての相当の説明が必要だということなのです。例を挙げますと、そもそも

民法典の編別が問題になります。中国で議論している大問題の一つがそれです。パンデクテン体系成立の歴史的由来、その長所と短所などをある程度考えておかなければなりません。債権総則編の必要性、契約編と不法行為編を分けるべきではないかなども、問題になっています。具体的な点としては例えば、物権変動のシステムとしてどれがよいかなどという大問題も、どういう理由でそうなっているか重要です。細かい点でも、「なぜ権利能力は出生に始まるのか。胎児になぜ権利能力がないのか」「死者に人格権があるならば、死者にはその限りで権利能力があるのか。孔子の子孫は孔子の名誉が毀損されたと主張して損害賠償を請求できるか」などといったことを質問されます。

それらに正確に答えるには、まず、それらの法制度・法命題の意味を正確に把握し、その歴史的・社会的背景や、立法趣旨を理解していることが必要です。私どもの研究のほか、教育に際しても、同様です。少し心配しているのは、ロー・スクールでは、条文を前提としてその適用の技術の教育が重視されるという方が多いのですが、そうだとすると、法整備支援のための研究・教育としては逆行するのではないかと思います。

二番目に、ある意味でこれと関係しますが、被支援国の人々に教えた経験のある方から、「向こうの人は、公信力による動産所有権の取得といってもなかなか分かってもらえない」とか、「表見代理の結果有権代理と同様に本人に効果が帰属することが理解されない」などと嘆かれることがあります。その理由として、「我が国ではそんなに悪いことをする者はいない」と言われるとして、笑われる方もあります。確かに、その理由はおかしいと私も考えます。しかし、実は、公信力や表見代理、一般的に取引安全の保護の制度については、むしろその質問がもっともなのではないでしょうか。私どもも、法学部に入った当時、それらの制度が奇妙だと思った経験があるはずですが、つまり、それらの制度は、常識からは離れた、例外的な制度なのであって、所有権者が保護され、一定の範囲でのみ代理権を与えた本人が保護されるのが原則のはずです。それらの制度は、近代社会における取引の大量・迅速化に伴い、第三者の取引の安全のために、例外として出来た制度のはずです。また、動産物権における公信力は、中世ドイツ法におけるゲヴェーレの問題がからむので、さらに厄介です。民法の規定の中だけでも、このように原則と例外とをきちんと理解しておかなければならないと思います。簡単に物権取得の原因をして、契約によるものと、法律によるもの、特に即時取得によるものがあるなどと言ってしまうのは、司法試験受験のための授業ではよいかもしれませんが、少なくとも法整備支援に関しては適当ではありません。

三番目に、この点は十分に心得て話されている

と思いますが、民法典の制度だけから判断することができず、いわばそのインフラが問題になる重要な制度があることです。物権、特に不動産物権変動のシステムとしてどれがよいかの問題に典型的に出てきます。例えば、ドイツ方式とフランス方式の比較がそれです。私自身、不動産登記簿の公信力は無理だが、物権変動については意思主義より形式主義（登記主義）がよいと考えていますが、それを採用するには前提があり、不動産の現状の正確な把握、登記制度の充実と登記官の養成がインフラとして必要ないし不可欠です。それは結局、各国がこれらのインフラを整備するための予算を投入する決意と能力があるかにかかっています。この辺は我々としてはそれぞれの制度の採用のためにこういうインフラが必要になるが、皆さん考えてください、としか言えないのです。

四番目に、先ほど触れた民法典の体系にも関係しますが、私どもが支援しているのは、二十一世紀に向かう法律の制定だということです。この点は、相手国の事情に応じて異なるものです。そもそも我々自身も先を見据えて日本の民法典のあるべき姿を考える必要があります。それを考えることなしに、他の国について簡単にこれが良いなどとは言えないと感じております。

五番目に、情報の問題があります。人についても、法律の現状などについても、情報が相互に不十分です。中国の方は、信義を重んじますので、たまたま日本へ留学して世話になった人を呼んだりします。日本に長く留学していた人は、日本の状況がかなりよく分かりますので、直接には知らない人でも呼んで話を聞いてみたいということになったりしますが、我々が得る知識の方も一面的になる危険があります。中国は広いですし、大学が張り合っているようなこともあります。立法については全人代の権限が強いわけですが、研究（最近では大学院教育）では、中国社会科学院、また北京だけでも北京大学、中国人民大学、中国政法大学、清華大学その他があります。それらの方々の意見の相違に加えてデリケートな点もあるようです。かなり気を付けないと、一部の人や意見に安易にコミットしてしまうおそれがあります。反対に、向こうの人が日本の一部の人だけに関係を持って、それらの人の意見だけが日本のものと考えても困るのです。自分の意見はともかく、情報が十分でないことによる危険のあることはわきまえておいて、常に留意を怠らないように努める必要があります。

一言でまとめれば、私どもは、発信すると言うと、「どのように」発信するかを考えます。その見地から、松浦さんのお話を感心して聞いていたのですが、そのもう一つ手前に「なにを」発信するかについてよく考え、改めて相当勉強する必要がありますと感じて帰ってまいりました。

全体の第二ですが、最近中国の学者と話してい

て若干気になったことがありますので、聞いたままにお話しておきたいと思います。それは、法整備支援の基本態度に関するものです。三ヶ月先生がいつもおっしゃっておられるように、私どもは、決して、「教えてやる」といった態度でいてはいけないので、相手国の方々の要求・希望に応ずることでなければならないのです。

しかし、最近ちょっと気になる感想を耳にしました。例えば「そのことなら日本民法何条を見てください」と突き放されることがあったとか、「教えてあげる」という態度の感じられる場合があった、ということです。これは、ほんの例外的な事例かもしれませんが、受け取ったほうにも問題があるのかもしれませんが。実は婉曲に私のことを言われたのかもしれないと考えたりもしましたが、改めて初心に帰る必要があると感じました。

最後に別のことです。言わないつもりでいたのですが、さっきお話があったので一言しますと、法整備支援事業についてもっと日本の中で発信していただきたいのです。新聞に載ったことがあるのかどうか分からないのですが、こういう仕事をしているということを広めていただきたいと思えます。日本の友達や、法学者でも知らない人がいます。まして、一般のインテリは知りません。この話をする、こんなよいことをやっていたのかとか、今までやっていたのに知らなかったと言われ、もっと一般の人に知らせるべきだと言ってくれます。大いに PR をして例えば記者会見をすればよいと思います。今日のような会や、研修やシンポジウムなどの際に記者会見をするなど考えられないでしょうか。

以上、皆さんのお話と少しずれるので申し訳ありませんが、その手前のあまりにも素朴なお話ですけれども、最近痛感していることを申し上げます。

【山下】 どうもありがとうございました。今お話の内容は、実は国際協力部教官は常に感じているようなところがあります。研修などをやっている、極端な例ですが、質問として三権分立の欠点を教えてくれとか、考えたことのない質問が来るわけでありまして、なぜこうなっているのかということのを常に考えるようにしているところがあります。

それから、次に既に質問が出されているところでは、北川先生に対して立命館アジア太平洋大学の鈴木先生からございますので、鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木】 私の質問は個人破産についてです。今現在アジアでは非常に中間層が増えています。日本の企業がアジアで債権回収するということに、個人から回収するという形も増えていると思えます。現実には、例えば韓国ではナンバー1のカード会社、LGクレジットが経営危機であるとか、い

ろいろ起こっています。中国では2004年つまり今年中に商業自然人の破産を認めるという破産法をつくると言っています。いわゆる非商人の自然人の破産は認めないということらしいのです。これでは、日系企業、例えば天津トヨタが中国でカーローンを付けて車を売るときに非常に困るという問題もあると思います。

一方で、先ほどのカンボジアの話もありましたけれども、カンボジアの商業裁判所ではミックス・コントラクトだということで、非商人の自然人の破産は可能になるわけです。質問ですが、ベトナムを調査されたということで、例えばベトナムの破産法は今のところは自然人の破産というのは、商人であるとしても、商人自然人としても認めないわけです。今後認められる可能性というのはあるのでしょうかというのが、第一の質問です。今回お調べになったことを確認させていただきたいと思います。

今度アジアで自然人破産に対して、例えば免責による同時破産が認められているような国というのは、日本の他にどこがありますか。日本の企業をいろいろ回られたのでしょうかから、実際にそういう苦情や個人破産のものをどうにかしてもらわなくては困るということはありませんでしたか。

例えばインドでは、現在自動車インドという会社がカーローンを出して、今マルチ、スズキのシェアに迫っています。トヨタとかホンダというのは先に進出しましたが、後塵を拝しています。一方で、インドではカーローンのデフォルト率というのは大体20~30%だと言われているわけです。

とすると、最後の質問になりますが、いわゆる個人民事再生法というモデル草案を、例えばアジアに各国別に提案して、アジアの中間層のカード破産や、類似の経済的破綻を避ける方法というのを考えるというのは、一つの日本の新しい法整備支援になるのではないだろうかというのが、私の提案です。一つは、中間層の人たちの耐久消費財を扱う日系企業にとっても役に立つと思うのですが、もう一つは、先ほど問題になっている商業裁判と民事裁判というものの相剋があるわけです。それを超克するにも役に立つのではないだろうかと思うのですが、どのようにお考えになっているのでしょうかということについてお聞きしたいと思います。以上3点です。

【山下】 北川先生、よろしいでしょうか。

【北川】 基本的には、今回はAPECを中心に実施したために、インド、カンボジアは含まれておりません。それと、現地企業が問題にしているところを中心に実施しましたので、実は個人破産は、それができる前の段階として、日本の企業は個人債権をつくらないというポリシーでビジネスをやっているということでもあります。ただ、インドで個人に対するカードローンが出るというよ

うに、将来のビジネスの方向としてはそういうふうになるのだとは思われます。3番目の御質問の提案ですか、個人民事再生法というものが日本のベスト・プラクティスの一つとしてAPECに紹介していくのがいいのではないかとこの点については、また別途考えてみたいと思います。ただ、このベスト・プラクティスの考え方は、日本でやったほうが良かったのでそれをAPEC諸国にも広げようというような発想、性格のものとしては考えてはおりません。

【山下】 他にこの件で、何か答えられる、あるいは意見があるという方がいらっしゃいましたら、どうでしょうか。

【金子】 神戸大学の金子ですが、北川先生と御一緒してこのAPECのSELIの研究会の委員をしています。ベトナム出張にも御一緒しました。私は、北川先生の御発言と全く同じ趣旨ですが、ベトナムについては、まだ企業間の信用取引がそもそもこれからの課題だという状況であるので、個人破産云々というのはまた次の段階の議論だと思います。ただ、ASEANの中核諸国、タイですとかインドネシア、その辺では最近消費者保護法を制定して、それをアピールするという文脈がございまして、それと同じような発想で個人破産についても今改正議論があるということ聞いております。

ただ、これは私的自治、自己責任を原則としてきた契約法の秩序をどこまで修正していくのかという文脈で考えますと、今は情報の非対称性ですとか弱者救済ということで消費者保護という聞こえがよろしいのですが、むしろ逆に消費者をスポイルしていったら、非常にどっぴりと無計画な消費生活におとしめていく方向につながるのか。本当の意味の弱者の配慮というのは一体いかにあるべきかという、そういう政策論を別にASEAN諸国でやっているわけではありません。

先ほど星野先生から21世紀型の民法典を考えるという御指摘もございましたけれども、そういう趣旨で考え直して、先進国である日本では確かに論じられていることを、いきなりアジア諸国の今の経済社会状況の中に持ち込んでいくべきかどうかということ。その民商法秩序に持ち込み得るのかということ。ASEAN諸国はかなり前向きなようですけれども、中国に関して言えば、統一民商契約法を作った時点で、日本と同じように契約の対等性ということを打ち出して、信義則の解釈でそれを補っていくという古典的なスタイルでやっていこうということで、消費者保護法もあまり発達させていないと思います。

そういう中で、また個人破産法の議論がどう展開していくのか、おもしろい論点ではありますけれども、いきなり日本のコピーとはいかないのではないかと感じております。

【山下】 ありがとうございます。2番目の

質問のところで、日本以外に個人破産を認めているアジアの国はあるのでしょうかということですが、このことを知っていらっしゃる方がいましたら、御協力いただきたいと思っております。なければ結構でございます。破産法の話になると、私はすぐに民訴法の先生が詳しいのではないかと簡単に思ったり、あるいは以前は民訴法雑誌ですか、三ヶ月先生の昭和20年代の破産法の話、日本に導入するときの話がすぐ思い浮かぶのですが、内容は全然覚えていませんので、そういう話が頭に浮かぶということだけ、少し御紹介しておきます。

それで、一応質問に対する回答はあったと思うのですが、よろしいでしょうか。

【鈴木】 どうもありがとうございました。例えばインドネシアですが、そういうクレジット会社は日本の会社で今7社ぐらいもう進出していますね。これはインドネシアでのクレジット事業で進出しようということで、実際に日本の企業は進んでいるのです。そうすると、それではカード破産はどうするのだという問題が必ず起こると思うので、21世紀の民法だったら、そこを提案するのが日本の企業にも役に立つというのが私の意見です。

【山下】 3番目の、今後の法整備支援の一つの有力なメニューということで提案されたということだと思います。三ヶ月先生どうぞ。

【三ヶ月】 実は、個人破産の扱いというものにつきましても、日本の法が非常に特異な歴史をたどっているところからいかなんといけないのです。まずフランス法を継受しようとしたところ、実はフランス法では破産手続というのは商法の中に入っているのです。そして、商法というのは商人でなければ適用がない法律ですから、非商人の個人というものは商法の適用外である以上、破産法の適用もない。では、今言ったように困ったときにどうするか、平等的に分配するような手続はないかということ、それが今日本の強制執行になっておりますところの、強制執行における平等主義というものがそれを代用しているわけです。

要するに強制執行をかけますと、そこをみんな入ってきたら、そこでみんな分ける。それで破産法の代用が果たされていたのです。そのところに、今度は商法でドイツ法を持ってきてしまった。ドイツ法の破産法は商法の中にあるわけではないですから、一般の人も破産に乗っかってくるという形になっているわけです。

ですから、破産法がなくても、もし、例えば昔のベトナム、ラオス、カンボジアのようにフランス法の支配がもしあったとすれば、そこでフランス法的な形で、破産は商人だけのもので、個人のものではないという考え方になり得るのですが、レベルとしては、果たしてそこで商人と個人、非

商人との区別というものが法律生活でどの点まで、今社会主義から転換した国では行われているか問題です。それに比べると、日本の明治時代はまだまだ商人と非商人とを分けて何とか動いていたという点で、幸せな国であったのだなという感じを持つわけでありませう。

おそらくそういう形で、いろいろ個人破産と申しましても、昔のいわゆる身代限りという時代の破産制度ではなくて、今御指摘のあったように、とにかくカード取引がこれだけ盛んになり、あるいは信用取引がどんどん非商人の世界にまで入っていくというときにはなれば、別にそういう法典のあれこれではなしに、これは当然21世紀の取引法といたしましては、個人でも日本の個人再生手続的なもの、和議法的なもの、あるいは個人破産法的なもの、それで免責制度というところまで行くかどうかはともかくといたしまして、これは大きな問題になるだろうと思われませう。

これは、今カード破産、カードが非常に重要になっているからどうだという進み方と、それに対応する個別執行の領域、和議の領域、更生の領域といった段階的な倒産法制の積み上げというものが、今のアジアの国で果たしてすぐ取り組めるかどうかは問題で、むしろ、どうしても個人破産が必要だったら、今御指摘のように、例えばカード破産対策としてはこれだという個別立法を積み上げていくほうが早いと思われませう。あまり大きな立派な倒産法制の網をつくるのは、まだまだ先です。私もアジアの法律を見ておりますけれども、そこまで行くよりも、先にまず訴訟法をやリ、強制執行をやるというところが精一杯ではないかというのが率直な感じでありませう。それでいいですか。

【山下】 どうもありがとうございました。実は、ベトナムの破産法に関しましては、ベトナムJICAの支援プロジェクトの中に、起草支援の中に入っております、谷口安平先生、中西正先生、北川先生のグループにも入っていた田頭章一先生などにいろいろ御協力いただいております。もし、何らかの情報が得られましたら、また皆さんにお伝えしたいと思っております。

では、パネリスト同士でも結構ですし、フロアからも是非これは言っておきたい、質問しておきたい、あるいは何か言っておきたいことがありましたら、遠慮なく言っていただきたいと思ひます。鮎京先生どうぞ。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。布井先生の中国に関する御報告との関係で、布井先生とできればJICAの佐藤部長に情報として是非お伺いしたいことがあります。先ほど司会の山下教官が整理されましたように、私の印象としましては、これまでの法整備支援連絡会、何回かやってまいりましたが、そこにおいては中国以外の中国の周辺のいわゆる体制移行国、ベトナム、ラオ

ス、カンボジア、あるいはウズベキスタンというのが去年までの会合の主要な話題になってきたと思います。

それに対して、今年インドネシアであるとか、あるいはAPECであるとか、さらには中国という国が、法整備支援の対象国として急速に浮上してきたという点が非常に大きな特色だと思います。そういう意味では、先ほどから議論になっておりますように、法整備支援にかかわる戦略であるとか、理念の問題というのをどうしてもつくり上げなければならないという印象で受けとめました。

そこで、具体的な質問なのですが、布井先生が先ほどの御報告の中で非常に興味深いことを言われました。私、これは知らなかったのですが、中国から法整備支援の要請がJICAに出されたという御指摘があったように思います。この点につきまして、できれば佐藤部長のほうから、どういう形で援助要請が来ているのか。差し障りのない限りで、それに対してJICAとしては今後どういう対応をとっていくのかという見通しがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、これは布井先生に、中国でのいろいろなシンポ等をやっけてこられて、その知識から御教示いただきたいのですが、私は中国についてはよく知らなかったのですが、一般的には、これは小さい質問なのですが、中国は法整備支援という言い方は大国であるから、あまりしたがないと聞いています。法における教育ぐらいの言い方でどうだという話を聞いていたのです。

先ほどの各援助機関が実施しているということとの関係で、法整備支援という言葉で、それはそれとして受けとめて、中国は日本への要請をはじめとして、諸外国援助機関とも付き合いしていくのかというあたりの情報をいただきたいということでございます。

【山下】 ありがとうございます。まずJICAのほうなのですが、私が知っている限りでは、中国はアジア第二部でありまして、佐藤部長はアジア第一部であります。所管外かもしれませんけれども、もし、御存じの範囲内でありましたらよろしくお願いたします。

【佐藤】 それでは、私の知っている範囲でお答えさせていただきます。アジア第一部は、ASEAN10か国と東チモールを担当しております。中国を担当していますのは、アジア第二部であります。この会議に出席するという事で、アジア二部にもちょっと聞いてまいりました。正式の要請があったかどうかは、私は具体的には確かめておりません。中国に対するJICAの協力というのは最近徐々に少なくなってきております。特に中国は宇宙飛行士が出るくらいの国ですので、もう援助は必要がないのではないかと、また、援助の中身をもう少し考えたらいいのではないかと、

中国の援助をめぐり、いろいろな意見があります。隣国中国との付き合いというのは今後益々、大事なわけですが、特に日中の経済連携の関係は絶対避けて通れないわけですが、どういった協力関係を作るかが課題です。

いろいろな形で今後協力が求められる中で、法整備をはじめ、経済統合連携に合わせた相互の協力は大変大事な分野で、法整備の協力をJICAとしても優先的に、実施したいという考えが多いようです。

しかし、中国というのは他のドナーが既に法整備支援を行っていると言われておりますが、森島先生などのお話を聞きますと、非常にオーナーシップの強い国ですから、ベトナムで実施したのと同じように、例えば共同研究のようなアプローチでやられることが望ましいようです。徐々に相手国に日本との比較をさせ、日本の持っている良さに気付いていただくのが良いと聞いております。ないといけません。じわりじわりと向こうに日本の比較とか、日本の持っているよさを気付いていただいてやっていくのがよろしいと聞いております。

先ほど森島先生から、他のドナーというのはきちんとしたストラテジーがあって、協力に入っていくと言われましたけれども、日本と中国の関係につきましては、やはり長期的な観点にたち協力を考えないとうまくいかないと思います。したがって、中国に対する法整備支援の協力は、やっていかなければならない協力分野であると共に、実施に際しては、非常に慎重に対応していかなければならないと思います。

中国への本格的な法整備支援に関しては、今後、どういったアプローチをとるのか、法務省の関係者をはじめ、今日お集まりの方とも十分協議していくことが大切だと思います。JICAの協力も現在は、どちらかというWTOに加盟した後の国内法整備フォローという形で、経済産業省、各大学の関係者、そして日本の企業の関係者等が中心となって進められております。今後、日本の法整備支援協力を国内でどのように調整していくかというのは、重要な問題だと思います。

先ほど、JICAの組織改革の中で、法整備支援をいわゆるガバナンスの中で、民主化支援とか、平和構築とか、人権保障というところで対応していくと述べましたけれども、別のアプローチで経済産業省もWTOの後のフォロー等、ASEANに対して経済法を中心にした法整備支援に関心を持たれています。日本国内での縦割り問題でもありますけれども、これをどのような形で連携していくかは非常に大切な問題だと思います。実は、JICAの重要政策中枢支援というスキームは、もともと日本が、援助の世界でトップドナーになり、従来のハードの協力ばかりでなくて、ソフトで知的な国際貢献、もっと援助効果の大きな

ものも実施していく必要があるとの認識で予算措置され、始まったものです。今までこのスキームは、本当にいい形で進んできたと思います。しかし、今後、もっと成果の上がる政策支援協力を展開するには、やはり、法整備支援も、経済政策支援をも包含したもので協力しないと十分な効果は出てこないと思います。

今後、法整備支援連絡会をどういった形でより多くの国内関係機関と連携して開催していくかは、法務省の皆様とも御相談をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

【山下】 ありがとうございます。森脇先生、どうぞ。

【森脇】 中国との関係では、先ほどの星野先生とは別のルートで、古くからの個人的な関係ですが、以前、社会科学院の法学研究所の民法研究室の主任をしておられて、現在今全人代におられる王家福先生との間で中国民法典の起草に関して、事実上は法整備支援にあたるような共同作業をして、民法典起草をサポートしてほしいというお話しがあるのですが、中国では、支援などという言葉は絶対に使えませんので、共同研究という言葉を使っております。

それから、ベトナムについても、日本語では法整備支援と言っていますが、ベトナム政府との間のR&Dでどう言っているかちょっと忘れちゃったけれども、1996年にJICAのプロジェクトがスタートするときのベトナム向けの英語の表現と、こちらでの法整備支援という表現とは違っているはず。もう覚えていませんけれども、相手国との関係では、法に関する支援は主権にかかわることですので、言葉の問題ではありますけれども、向こうからすれば政府とか、党とか、そういう関係での問題がありますので、そこは十分に注意深くおやりにならないといけません。中身の問題もありますけれども、山下さんなども慎重に交渉をしておられることと思ひますが、名古屋大学などでも十分気を付けておやりになったほうがいいと思ひます。

【山下】 確かに言葉だけの問題かもしれませんが、星野先生の話にありましたとおり、教えてやるという態度が見受けられないでもないということですから、多分姿勢にも影響するのだと思ひます。

では、布井先生、よろしいでしょうか。

【布井】 今の御質問、いろいろところで中国の法整備支援という言葉を使えるかどうかということですが。私は幸いなことに団長とか、そういう資格で参加しているわけではございませんので、こういう言葉を使わずに、具体的な内容についての詰めだけを担当の人たちと行ってきたわけでございます。

ただ、団長等がどういう言葉を使ったか今思ひ出してみるわけでございますけれども、経済協力

の一環として法整備に協力したいのだという言葉遣いをしていたのではないかと思ひられます。これは経済協力という言葉は、ひよっとしたら技術的な言葉なのかもしれませんけれども、あからさまに支援をするということは言っていなかったのではないかと思ひられます。

あと、中国側のほうはどう言っていたか、ちょっと私も記憶にはないのですが、とにかくそういう支援を受けたいということは極めて明確に言っておりました。受け手が使う分にはそんなにはないかもしれませんが、ドナーのほうであまり支援、支援というのはいかがなものかと考えております。

【三ヶ月】 今の問題でございますけれども、その問題につきましては、私は数年前に刑事政策研究会が発行する「罪と罰」に論文を書きまして、協力と支援というのは使い分けたいほうがよろしいと書きました。少なくとも、体制変換に迫られているようなところには知恵を貸すという意味で「支援」という言葉を使ってもよろしいけれども、やはり漢字文化圏の国、中国、韓国、台湾、こういうところについて、そういうところと同じような意味で支援という言葉は避けたほうがよろしいということは、論文にはっきり数年前から書いているわけです。

やはりこれは気を付けたほうがよろしいと思ひます。率直に申しまして、私はこのごろよく感じる事柄なのですけれども、日本人は少しばかり法律的に、今から130年ほど前に西歐法の取入れを始めたというので、先ほどの星野君の話ではないけれども、先輩面が意識の中にあり得る。しかし、千年の東洋の歴史というものを考えてみると、一体中国と韓国と日本とどちらが文化の先生だったのかということまでいきますと、私はよく言うのですけれども、日本は一人のキリストを生み出したこともない、一人のお釈迦さんを生み出したこともない、一人の孔子を生み出したこともない、一人のマホメットを生み出したこともない。ただ、たまたま位置がアジアの隅にいて便利なものですから、いろいろな国の文化が来ますときに、日本に来ますと、みんなよたよたとするのです。

結局いろいろな文化というものが日本によたよたと来ますと、これをこきまぜるのが日本人は非常にうまいのです。違った角度からこのことを言いますと、およそ精神文化の影響というものは、その発生地からの距離の二乗に反比例して弱まるのだと思ひます。日本はその一番有利な状況ですから、仏教の影響も、キリスト教の影響も、孔子の影響も、マホメットの影響も、みんなよたよたとなって来るからそれをこきまぜるのは、日本人は非常にうまい。

そうすると、どういうことになるかという、早稲田大学の校歌ですが「東西古今の文化の潮一

つに渦巻くこの大東国」という形で、混ぜるのがうまいのです。しかし、これは決して創造的な能力ではなくして、よたよた来てがたがたとなったところを、うまい具合にいいところをつまみ食いをするいわば職人的な器用さというのが日本人の特徴だと思います。むしろ我々はそういう点を自分たちの心の中におさめまして、そして、「支援」なり、「協力」なりという場合にも十分気を付けていかなければならないと思うのです。

それから、もう一つよく言いますことは、日中韓ということもいいけれども、できればこちらからは中韓日というぐらいの謙虚な気持ちを持っていきたい。要するに文化の伝統と我々の先生だった順序というものでいきますと、漢字文化圏との文化交流、これは法律だけではございませんけれども、それがいいのではないかと思います。ですから、今、日中韓というと、アジアの人たちは何とはなしに大東亜共栄圏という昔の言葉を連想します。そうではなく、伝統と文化の歴史で日本に教えた古さというのを日本人がもう一度考え直すべきで、こういう具体的な法律の協力などのときでも、それは忘れてはいけないことではないかと思えます。

先ほど星野君の言ったことと少しまた同じようなことを裏から言っているようなわけですがけれども、私のこのごろの文化論はそういうところですよ。

【山下】 どうもありがとうございます。それでは、この辺にいたしまして。

先ほど鮎京先生と同じ時期に、一番後ろに座っている方が手を挙げられたと思うのですがけれども。

【島田】 遠いところから申しわけありません。名古屋大学の島田と申します。先ほどインドネシアから平石弁護士が報告をしていただいたときに、私が今後法整備支援を企画する場合に、一般市民の司法へのアクセスというものを少し考えてほしいということ言って、その後、森嶋先生が報告の中で私が言ったことを取り上げてくださいました。それに少し補足をしたいと思ひまして、発言の許可をお願いします。

森嶋先生が司法へのアクセスとおっしゃったときに、法整備支援というのは国同士の事業であり、お金のかかる事業であって、アクセスというものは個人として行われる、あるいは小さな組織として行われるので、法整備支援の中からはとりあえず外しておこうという趣旨のことをおっしゃったと思うのです。ただ、司法のアクセス、おそらくその一番代表的な方法としては法律扶助というものがあると思ひます。

法律扶助というのは、もちろん運営については政府から独立である、おそらく民間組織なり政府から独立した組織が行わなければいけないのですが、ただ、その機能としては公共財を供給するという機能を持っていて、また、その規模自

体も非常に大きいものですから、おそらく公的資金が常に供給されない限りアクセスというのは保障されないと思います。

また、そのようなアクセスを保障するための制度というのをどういうふうにするかということ自体に、国がその制度設計に携わること自体は別に問題がない。むしろ必要なことだと思います。ですから、司法へのアクセスという問題についても、やはり法整備支援という枠組みの中で語られるのにしかるべき内容ではないかというのが一つあります。

もう一つは、アクセスという問題について、やや観念的であることの一つの例としてまた取り上げていただいたのですが、森嶋先生は、法整備支援についてストラテジーが大事であるとおっしゃいました。その際に各国のストラテジーというのは非常に明快に整理して教えていただいて、私はこれは非常に勉強になって、まだまだ勉強不足だなというのを痛感したわけです。特にガバナンスに関する森嶋先生の御意見というのは、非常に私は勉強になりました。

それでは、日本のストラテジーというのをどのように理解していくかということになります。まだ皆さんが考えてほしいということだったのですが、どのようなことをイメージしているかということ、とりあえずは供与国ではなく、援助を受ける側のイニシアチブを尊重して、経済発展なり、その前提となる投資環境の整備、あるいは統治能力の向上といったものを目指していくというのが、今のところ森嶋先生の御意見なのでしょうか。私の解釈ではそのようなものになります。

ただ、アクセスという問題を考えた場合には、経済発展の過程でやはり様々に社会的な矛盾なり問題なりが出てくると。そういう問題なり、矛盾の当事者となった人たちが、そのイニシアチブで問題を顕在化させて、解決とはいかないまでも、ある程度改善していくためには、司法のアクセスというのは非常に重要ではないか。つまり、法律など何も知らない人たちの感じる問題というのを、法律なり司法なりの場で使える用語に翻訳する機能というのを、司法へのアクセスというものに求める必要があるのではないかと思います。

そうでなければ、やはり司法というのは、変な言い方ですがけれども、司法の顧客というのが大企業と刑事被告人だけになってしまっていて、社会から司法というのが飛び地のようになってしまいます。そういう社会をつくっていつてしまうのではないかという気がします。ですから、なおさら法整備支援の中に司法へのアクセスというものを組み込む必要があるのではないかというのが、私が感じたところです。

なぜ私がこのようなことを考えるに至ったかといいますと、今インドネシアの法整備支援、始まったばかりで全体像がはっきりしないのですが、



一つ非常にはっきりしたプロジェクトを行っているのが、警察庁が行っているプロジェクトがあります。警察庁は名古屋大学の地元である愛知県警の警察本部から山崎さんという方が警察庁長官の政策アドバイザーとして派遣されています。その方が市民警察の育成、詳しいことは忘れてしまったのですが、インドネシア警察について市民警察を目指すというプロジェクトを行っている。

その中では信頼される警察と能力のある警察、この二つを目指すということです。信頼される警察というのは何かというと、市民の要望に対して即座にこたえる。つまり、通報があれば、即座に出かける。あるいは、市民に常に近い場所にいるというものを目指している。これは、おそらく今まで警察というのはインドネシアの中でまさに飛び地であって、警察にはできれば近付きたくない、あるいは警察のやっていることについては関心がないといったものを、飛び地ではなくさせる方向として、この市民警察というものが構想されているのではないかと思います。

そういうのを見まして、今アクセスというのが非常に重要だと思います。それ自体法整備支援の中に非常に重要な要素を占めると考えるに至ったということです。それで先ほど言った次第です。

【山下】 ありがとうございます。よろしいですか。多分、私は、受け取り方が違うと思うのです。森嶋先生は、NGOとODAの支援を分けるときに、自分はこれからODAの支援を話すのだという前提で、区切りをつける前に、NGOが市民にやることは入りませんと言っただけで、司法のアクセスは法整備支援の対象には入らないとは言っていないのです。やはりODAが政府を通じて、例えば裁判所を通じてでも、司法省を通じてでも、司法のアクセスが容易になるような支援は全然排除されていないと私は受け取ったわけです。ですから、多分前提が違うのではないかと思いますけれども、よろしいですか。

【森嶋】 おっしゃるとおりで、どうもありがとうございます。無権代理とは言いません。ありがとうございました。

国によって違うのと、JICAがプロジェクトを立てていく場合に、予算の制約があるわけですから、やはりプライオリティーを付けていかなければならないわけです。例えば、今から市場経済に移行する国で、これまで市場経済法が何もない国で民法をつくったり、民事訴訟法をつくるという場合には、そうした基本的な分野にプライオリティーが置かれるべきです。他方で、インドネシアにはよく行きますけれども、法整備で行ったことがないのでよくわかりませんが、ある程度裁判制度などがある国では何に重点をおくのかということになりますので、国によって違ってきます。

ただ、私が先ほどストラテジーと言ったのは、法整備をやる場合に、何をゴールにしていくのか

という全体の法整備についてのビジョンというのを持っていないかならなければならないということです。これは、いずれ市場経済化が進んでいくと、民法や、民事訴訟法などの市場経済法が少しずつベトナムやカンボジアでも整備されていきますと、いずれ課題は変わってくるだろうと思われま。おそらく人材育成とか、そういうもっと長期的に金のかかる問題が出てくるだろうと思います。

そういうときに、では、法総研が今こういう形でやっておられますけれども、そういうものを5年、10年先にどういうふうに動かしていくのかということ、今頭に入れながら、大学も含めて、考えておかなければならないということなのです。行き当たりばったりでやっていたら、日本の法整備支援は今動いているけれども、プロジェクトとしてJICAの長期的な事業としてはいずれ行き詰まってくるだろうし、また、他の国とコンフリクトが起きた場合に、自分たちはこういうことを考えているのだから、あなたたちのやっていることは遠慮してくれとか、あなたたちがやっていることに自分たちも乗ろうとかいうことは言えないだろうと申し上げたわけです。

裁判所に対するアクセスをやるとか、やらないとかいうことは、全体のストラテジーの中でプライオリティーを考えて、その国の中で今何が重要かということの中の位置付けでしかないわけです。まさに一番最初に山下さんがお答えになったように、当面我々がやってきた文脈からいうと、司法へのアクセスの問題は、とりあえずは脇に置いてお話しいたしますと、申し上げたようなわけです。

【山下】 ありがとうございます。先に手が挙がったのが真中の後ろの方なのですが。

【五島】 大阪外国語大学の五島でございます。

私は大阪外国語大学でベトナム語、ベトナム政治を担当しております。1987年から1990年にはベトナム大使館で専門調査員をし



ておりました。当時と比べると、その後、ベトナムは大きく変わり、今は皆さんの御努力で法改正も行われ、経済の支援も受けているわけです。

現在ベトナムではJETRO、JICA、JBIC、大使館と、この四つは援助関係で大変に力を持っているところだと言われ、同時にベトナム側からも非常に重視されていると聞いております。そのような援助機関の実施する援助の一つとして、法整備支援がござい。これは、外務省がおそらく90年代の初めに、今、森嶋先生がおっしゃられましたような、一定の戦略に基づいて始めたことであると思います。要するに、ベトナム支援国であったソ連が崩壊しつつある時に、ベトナムが今後どうなるかという中で、同国に一応新しい

方向が出ていると判断して、積極的に日本がベトナムという国を重要だと思って始めたことです。

私は、その後の10年の経過を見て、大変に日越関係がよくなったことを喜んでおります。ただ、経済援助にしても、法整備支援にしても、ある程度一つの段階が終わりつつあるのではないかとイメージを持っております。

私も援助について説明して回ったことがあるのですが、かつては移行国に対して同じことを同じように、市場経済とは何ぞやとか、市場経済に合った法律というのはこうでなければいけないみたいなことを伝授するものでした。しかし、今では相手国も、このようなことに関する基本的な論点はわかってきている。現在は、例えばベトナムであれば、1997年のアジア通貨危機のようなときにどうするのか。それから、WTOに入ったらどうするのか、どういう問題が起きてくるのか、という具体的な問題と対応策に関心を抱いています。もちろん非常に難しい問題で、彼ら自身も困っていますし、日本の国そのものもいろいろ問題を抱えていると思います。

そういう10年間の変化を振り返ってみる中で、私たちが今ベトナム側から求められていることというのは何なのか。謙虚に受けとめてみると、例えば我々は向こうに行って、向こうの法律を読んで、これはどうなっているのですかと質問して、ああ、そうですか、それだったらこうですねと、ただ自分の意見を言うのではなくて、もう少しベトナム全体の状況を把握しておいて意見する必要があると思います。先ほど中国の経験のある方がおっしゃっていましたが、中国の状況とか、そういうものをもう少し見る必要がある、把握する必要があるという御意見に、私も賛成です。

そのように考えますと、現在の法整備支援は逆説的に聞こえるかもしれませんが少し個別の問題に分かれ過ぎて支援が行われていないかなと思います。そのことを前提に申し上げたいのですが、要するに先ほどから出てきておりますが、法整備支援という言葉を使うかどうかは別にしまして、これまでの10年の成果を公開していただきたい。もっと、どんな法律でどんな問題があったのかということをお互いに知る必要があると思います。

成果を公開することは、もう少しお互いにできることを見極め、法整備支援にかかわっている機関・グループ、例えば今、文科省の支援をいただいている鮎京先生のグループ、そして、JICAの支援をいただいている色々な機関があると思うのですが、これらが連携を進めていく上でも、必要なことだと思います。今、ハノイでも話していますが、JETRO、JICA、JBIC、そういう機関が連携して是非ベトナム法の整備状況の全体像を紹介すべきだろうと思います。それは一つ一つのプロジェクトについての公開だけではなくて、もう少し大きく言ってしまえば、外国法と

いうものを整備していく上でどれだけ法整備支援が役立っているのかを示す上でも重要であると思えます。

先ほどどなたかおっしゃっていましたが、日本の法律を紹介すること、その英訳もものすごく重要ですが、外国の法律もどれだけあるのか、もうちょっとどこかの機関でまとめていただくといいと思います。

【山下】 分かりました。成果の公表とか、これまでやってきたことの公表ということだと思いますが。時間は来ておりますけれども、5分や10分、特に問題はありませんで。先ほど手を挙げた中で、申しわけないのですけれども、あと二人まででよろしいですか。金子先生、どうぞ。

【金子】 時間が限られている中、僭越ですが、所属の神戸大学から是非この場で宣伝するようにと強く言われてまいりましたので。お手元にお配りしたチラシがございます。神戸大学大学院国際協力研究科で、来年度より、法務省法務総合研究所国際協力部の御協力を得まして、法整備支援論という名称の講座を開講することになりました。法総研のほうでも初めての試みということで、御理解いただいているところです。

私どもで大変盛り上がっております。そして、非常に期待に満ちているわけでありまして。と申しますのも、私ども大学院、国際協力、国際援助を専攻するということではありますが、この分野は、JICAさんの場合もそうでしょうけれども、国際援助の世界ではとにかく経済学が牛耳っております。大学院、私どものところには経済学、政治学、法学の研究者が学際研究をやっておりますが、とにかく経済学の権力が大きいわけでありまして。

ところが、この経済学におきまして目下法整備、法制度に関する関心が非常に高まっております。法制度をテーマとする論文が今非常にたくさん出て、読まれているという状況がございます。そういう中で、神戸大学としましては、法整備支援に直接かかわらせていただいたことはないわけでありましてけれども、人材育成という形でこの分野のお手伝いをしていけないかということで、二つの意味での人材育成が挙げられます。

一つは、教育を受けてこれからJICAなり世銀なりに入っていったら、国際援助を動かしていく経済学、政治経済学を主たる専攻分野とするような人たちに、もっと法律の知識を持ってもらうということです。生半可に法制をかじって、数式に当てはめていいかげんな仮説を論じるのではなく、しっかりと法知識に触れる場としての、そういった方向性の人材育成が一つ言われております。

もう一つは、先ほどから森嶋先生なども御指摘になりましたように、法整備支援にかかわっておられる法律専門家が現地の情報、現地の経済事情

に触れて視野を膨らませていただいて、更なる支援を広めていただく。そういう意味での関与されている法律専門家、弁護士、企業法務の方々などにも開かれたような場の提供です。こうした二つの意味での人材育成、そういうことを私ども研究科は掲げて試みでやってみようとしているわけです。

【山下】 よろしいでしょうか、もう。あと、まだありますか。

【金子】 JICAの方もおられますので一言述べさせていただきます。本日の質問というより、コメントです。本日、国際機関との相剋ということが随分議論になりましたけれども、もう一つの相剋として、日本の中の相剋もあるのではないかと思います。例えばベトナムにせよ、ラオス、カンボジア、我々法整備支援が向かっていくのと並行して、経済学者による市場経済化支援のようなプログラムが持たれるわけです。えてして彼らは勝手に経済法制と称して、要するに経済関係の役所のつくる行政法規のお手伝いをするのですけれども、法整備支援とは全く関連のない形で支援を展開していくといったことも少なからずそういうことがあります。その辺の調整を是非JICAさんに積極的に期待したいということをお伝えしたいと思います。

【山下】 分かりました。せっかくですので、お二人も手を挙げておりますので、二人まで。端的にお願いできますか。

【鈴木】 北海道大学の鈴木と申します。私は中国法の勉強をしております、布井先生の御報告に非常に感銘を受けました。20年ぐらい中国法をやってまいりましたけれども、中国が法整備支援国に入ったというのは感慨深いものがございます。

二つだけお話ししたいと思います。一つは、日本に対する支援の期待が強いというお話ですが、これは半分本当ですけれども、半分リップサービスもあります。先ほども御指摘があったとおり、中国国内の各機関同士の競争が非常に激しい状況がございます。ですので、どれだけの資金と支援の手づるを外国からどれだけ獲得してくるかということが、各機関の間の競争になっております。したがって、日本人が行けば、当然どの機関も大歓迎だと言うのは当たり前でありまして、その点は割り引いて考える必要があります。

逆に言いますと、各国が中国に刺さり込んでおりますから、日本はそれらの国々との競争関係にあるということを十分に自覚した上でかからないといけないと思います。

もう一つは、中国では法制度がある程度完備しているという御指摘が何かございましたけれども、私はこの点についてはちょっと違った考えを持っております。確かに一応法典はそろっているのですが、すべてが暫定法であります。今後

おそらく10年間の間にほとんどすべての法律は改正されるだろうと思われまます。民法は御存じのようにまだできておりませんし、会社法、証券法、民訴法、刑訴刑法、法印組織法、今すべて全面改正作業に入っております。

これはどういうことかといいますと、ソ連型の法から市場経済型の法への転換を中国は非常に段階的に進めてきたのです。したがって、安定した法になるには相当時間がかかるということです。ですから、一応整えられているとちょっと誤解があるのではないかと感じました。ありがとうございます。

【山下】 どうもすみません。では、最後に今泉さんお願いします。

【今泉】 日本貿易振興機構アジア経済研究所の今泉です。少しお時間をお借りして、アジア法学会に関して御紹介したいと思います。アジア法学会、昨年11月29日に設立されたばかりの2か月足らずのまだ非常に若い学会ですけれども、現在まで約120名の方に参加していただきました。短期間にこれだけ集まったのは、アジア法に関する関心が高いことのあらわれだろうと思っております。

今日のテーマであります法整備支援との関係では、アジア法学会の意義と目的は3点挙げられると思います。

今日、日本とアジアとの交流が深まる中でアジア法研究が重要なことは申すまでもありませんけれども、法整備支援という局面においても、アジア法研究の役割というものは非常に大きくなっているわけです。多くの法律家の方が現地に派遣されているわけですが、そこで現地の法概念と日本の法概念との差にぶつかって、それを1人で解決しているのが現状ではないかと思います。そういうときにアジア法研究の蓄積のあることが、そうした法整備支援の効率性を高めていくことにつながると思います。

また、2番目に研究交流ということです。学会のほうでもアジア法学会だけでなく、ほかの分野でも多くの学会でアジアの問題を取り上げていますが、対象は断片的になっています。本日は森嶋先生からお話がありましたように、日本の援助が現地の社会、文化等を視野に入れたものを特色として実施していこうとするならば、法律だけでなく、その他の分野の研究者も集まったアジア法研究というものが必要になってきています。

3点目は若手育成ということになります。まだ日本の大学でアジア法の講座を持っているところというのは非常に少なくアジア法に関心があっても、今まではなかなか発表の機会がない人が多いわけです。そういう人たちに機会を与えて研究者を育成しようということをお目としております。

【山下】 どうもありがとうございました。かなり時間、押しておりますけれども、この後、三

ヶ月先生に所感でもいただきたいと思います。私なりに、若干簡単にポイントだけ指摘します。ドナー調整みたいなことから始めましたけれども、森脇先生が最初から調整なんか要らないと、主張していくようにということでした。皆さんは国内では一生懸命主張していただきました。これを外国に主張するようにお願いいたします。主張すれば、交渉のきっかけが始まって、交渉が始まって、そして調整ができると、こういうことなのだろうと思います。

それから、国内の相剋があると言いましたけれども、これは多分JICAが最初のほうに部長があいさつされたとおり、多分4月以降、横断的な何らかの部ができるのではないかと思います。そうすると、若干の期待もできるということになっているかと思えます。

ごくエクスだけとるとそういうことになります。三ヶ月先生よろしくをお願いいたします。

## 所 感

### 法務省特別顧問 三ヶ月 章

【司会（三澤）】 それでは、これですべての報告と御講演、それから討論を終了いたします。

ここで三ヶ月先生にこの会議を総括していただき、御所感を頂戴したいと思います。恐縮ですが、三ヶ月先生、前のほうまでお越しく下さい。三ヶ月先生につきましては、おそらくここにいらっしゃるすべての方が大変よく御存じかと思えます。その肩書、御業績を紹介いたしますとそれこそ時間があっても足りませんので、ごく代表的なものだけ御紹介申し上げます。

元法務大臣でいらっしゃいまして、現在法務省特別顧問でいらっしゃいます。そして、東京大学名誉教授であり、財団法人国際民商事法センター特別顧問、日本ローエイシア友好協会会長など、そのほかにも大層なたくさんの方の肩書をお持ちでございますが、ここらで先生にバトンタッチをして、今日の会議を総括して御所感をいただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【三ヶ月】 大変な御紹介をいただきまして、恐縮です。実は、私、この法整備支援連絡会の当初から関係をいたしております。今回は第5回ですが、第1回はどんなことをやったかと申しますと、いろいろところでアジアとの接触を持つ組織だとか、学会だとかができていたが、お互いの連絡が全然なかったのです。それはいかんから、一つ法務省の地下室に集まって、自分のところはこんなことをやっている、ローエイシアはこんなことをやっている、国際民商事法センターはこんなことをやっている、名古屋大学はこんなことをやっている、それから日中法律家交流協会はこんなことをやっているということをしゃべって、ああ、なるほど、そんなことを彼等はやっているのかという形で顔を合わせるだけで、議事録も何もないのです。



今日みたいにしっかりしたレジュメが出てきて、また議事録が出てくるというのは3回目からです。1回目と2回目は全くそういうふうに、ああ、君のところはそんなことをやっているのか、自分のところはこんなことをやっているということで済んでおりましたのです。今日の5回目になりますと、総括あるいは所感ということになっておりますけれども、とてもこれは総括できる会ではないですね。前回、4回の際に、私はこれは困ると申しました。ただ所感とも書いてあるから、「所感」ならいいだろうと申しました。これからも一つ所感を述べさせていただくということにいたします。

先ほど申しましたように、第1回、第2回はそ

んなところがございますが、3回、4回、5回、そうなりますと資料も整ってまいりますし、レジュメも整ってまいりますし、内容もわずかの間にもものすごく質が向上してまいったと思います。これはとても、私は今年83歳でございます、来年には何回目かの酉年を迎えて84歳になるわけでございます。

そういう頭脳をもってしてはとても総括はできないのでございますが、印象だけ申し上げます。1回目、2回目、3回目、4回目、5回目と本日の会を見まして非常に感銘を受けましたことは、まず第1に、非常に組織がしっかりと立ってきた。例えば、JICAが本当に主催者という形ではっきりと名前を出してくださるようになりました。初めは全く法務省の地下室でございまして、JICAはどちらかというお客さんでございました。

それがこういう形になりました。内容は、私も当初考えておりましたことと違いますのは、まず質の面から申しますと、初期の頃から効果をねらっておりました国際化というものの幅と質が深まってきたということを感じます。一例を挙げますと、大体この協力部ができますときも、私は是非これを大阪に持って行くようにと申して、大阪をアジアの交流の中心にしなければいかんということでこの建物ができたのですが、でき上がってみますと、このようなすごい会議室を持っているところは法律関係としては日本中他にないのです。

そういうところでやっております、今日はテレビ会談とかでございますか、しかも、それが2か国にわたる。何とラオスからは最高裁判所の副長官が出てこられる。まさに今日の連絡会そのものが一つの大きな国際的シンポジウムという感じの様相を呈してきている。これは、私どもがあつた法務省の地下室でございまして、全く大変な違いでありまして、関係者の努力に敬意を表するわけでございます。

同時にもう一つ感じられますことは、そこにおける法整備支援協力というものについての視角が非常に深まった。先ほど来、ストラテジー、ストラテジーという言葉が出てまいりました。おそらくこの中で軍隊に行かれまして、軍隊の学校の補助教官として師団単位の戦術を教えたりしたのは私だけではないかと思うのです。確かにこれは戦術なのです。だけれども、戦術ばかりやっていると足をすくわれる。やはり戦術をしっかりと踏まえながら、地道な積み上げというの必要だろうと思って、これまでは主に地道な積み上げのほうを中心でした。

同時に、今度は、先ほど国際化のところ申し上げましたのと同じように、これだけの立派な会議室で開かれる会議として非常にふさわしい形

での技術的な進歩が出てきました。テレビ会議なんていうのは私も初めて経験したことでございますし、おそらくこれからはますますそういう形が利用されてまいりますと、ますます効果が上がってくるのではなからうかと思っております。

もう一つは、国際的な協力の広がりです。例えば、これまではなかなかAPECという国の問題というのが自覚的に取り上げられることはなくて、体制変換国はどうする、漢字文化圏はどうする、ということでしたけれども、それがずっと広がってきて、特に名古屋大学などは、私どもはローエシアなどで考えておりますと、せいぜいインド・パキスタン止まりだと思っていたのが、インド・パキスタンより向こうに対策を広げようふうになってまいりまして、非常にスケールが大きくなってきたという感じなんです。

これ以上こんなことをしゃべっておりますと、老害と言われる心配がございますので、そろそろ終わりにいたします。今回も皆さん方がますます先ほどのストラテジーとテクノロジー、両方の面からは非中韓日を含むアジアの法整備協力支援というものに優秀な貢献を永久に続けていただきたいと思いますという希望を申し述べまして、所感を述べさせていただきます次第です。どうもありがとうございました。

【司会（三澤）】 三ヶ月先生、どうもありがとうございました。今三ヶ月先生がおっしゃられました議事録につきましては、法務総合研究所国際協力部で発行しております『ICDニュース』第14号に掲載の予定です。第14号は3月末に発行予定でございますので、詳細につきましてはどうぞそちらを御参照ください。

そして、本日は講演、報告の先生方には大変有益なお話をいただき、誠にありがとうございました。また、参加者の皆様にも大変活発な御質問、御意見をいただき、皆様に貴重な1日を割っていただくだけの充実した会議になったと思っております。

それでは、これにて第5回法整備支援連絡会を終了いたします。

それでは、本日はどうも長時間ありがとうございました。

(閉会)